

令和6年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書

[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月

大阪国際大学

目次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的等	7
基準 2. 学生	16
基準 3. 教育課程	34
基準 4. 教員・職員	48
基準 5. 経営・管理と財務	59
基準 6. 内部質保証	71
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	76
基準 A. 国際交流	76
基準 B. 社会連携と地域貢献	83
V. 法令等の遵守状況一覧	89
VI. エビデンス集一覧	104
エビデンス集（データ編）一覧	104
エビデンス集（資料編）一覧	104

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

建学の精神・大学の基本理念、使命・目的

大阪国際大学（以下、「本学」という。）は「全人教育」を建学の精神としている。この精神は、大学院・大学・短期大学部・高等学校・中学校及び幼保連携型認定こども園を擁する大阪国際学園（以下、「本学園」という。）グループに共通するものである。

戦火をまぬがれ唯一現存する第二次世界大戦前発行の帝国高等女学校の学校要覧には、「本校教育の眼目」として、「人間を作る教育」が挙げられているが、これは昭和4(1929)年の本学園創立時以来、脈々と受け継がれている。「全人教育」は、この「人間を作る教育」という考え方に由来する建学の精神である。平成4(1992)年、建学の精神は本学園創立時から受け継がれた「人間を作る教育」を「人間を人間らしく育む教育」と捉え、「全人教育」という言葉で確認し、今日に至っている。

また、本学の基本理念は、「建学の精神である『全人教育』を基礎として、礼節を重んじ、世界に通じる心豊かな人間を育成します」であり、理念を表すキーワードは、「GLOBAL MIND」である。

この理念の下、本学の学則第1条（目的）には、「全人教育を推進し、創造する力を培う。この目的に沿って、普遍的な倫理感を育みつつ、国際的視野に立つ広い知識、深い専門学術及びそれらの実社会への適用を教授し、研究する。」ことを掲げており、大学の使命・目的としている。

大学の個性・特色等

本学の特色としては、この「全人教育」を達成するために各年次で必修となっている「セミナー」において、各セミナー担任がきめ細かいサポートを行い、学生指導を実践していることが挙げられる。

また、学長の運営方針として、「国際交流・地域交流・クラブ活動」を学長3本柱と位置付けている。まず国際交流に関しては、令和5(2023)年度はCOVID-19の落ち込みからV字回復し、海外交換留学13人、短期海外研修150人を派遣することができた。令和6(2024)年度以降も引続き、様々な海外研修プログラムを準備し、毎年多くの学生を海外へ送り出していく予定である。次に地域交流については、関西国際空港での外国人旅行者へのボランティア活動や市民公開講座の定期的開催等、幅広い取組みを令和5(2023)年度も展開している。そしてクラブ活動では、感染対策・健康管理をしつつ、各大会で好成績を収めることができた。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 4(1929)年	帝国女子薬学専門学校の姉妹校として帝国高等女学校を設立
昭和 13(1938)年	帝国高等女学校設立者を財団法人帝国学園とする
昭和 22(1947)年	学制改革により帝国学園中学校開設
昭和 23(1948)年	学制改革により帝国高等女学校は帝国女子高等学校となる
昭和 26(1951)年	財団法人帝国学園を学校法人帝国学園に改組
昭和 27(1952)年	帝国学園附属幼稚園開設
昭和 34(1959)年	帝国女子高等学校に商業科を開設
昭和 37(1962)年	帝国女子高等学校（大和田校）を開設 帝国女子短期大学（家政科）を開設
昭和 38(1963)年	帝国女子短期大学に英文科を開設、家政科に栄養士課程を付設
昭和 40(1965)年	帝国女子大学（家政学部家政学科）を開設 帝国学園附属大和田幼稚園開設
昭和 41(1966)年	帝国女子大学家政学部に食物学科を開設
昭和 43(1968)年	帝国女子大学家政学部食物学科に栄養士課程を付設
昭和 44(1969)年	帝国女子大学家政学部に被服学科を開設
昭和 47(1972)年	帝国女子大学家政学部に児童学科を開設
昭和 49(1974)年	帝国学園中学校を休校
昭和 50(1975)年	帝国女子大学家政学部家政学科を廃止
昭和 51(1976)年	帝国女子短期大学に幼児教育科を開設
昭和 52(1977)年	帝国女子大学附属幼稚園開設
昭和 53(1978)年	帝国女子高等学校（大和田校）を帝国女子大学大和田高等学校として独立
昭和 54(1979)年	学園創立 50 周年記念式典挙行
昭和 59(1984)年	帝国女子短期大学に国際文化学科を開設
昭和 60(1985)年	帝国学園中学校を帝国女子大学大和田中学校に名称変更し、再開
昭和 63(1988)年	大阪国際大学（経営情報学部経営情報学科）を開設
平成 1(1989)年	帝国女子短期大学の英文科を英語科に名称変更 学園創立 60 周年記念式典挙行
平成 4(1992)年	帝国女子大学、帝国女子短期大学、帝国女子高等学校、帝国女子大学大和田中・高等学校、帝国学園附属幼稚園、帝国学園附属大和田幼稚園、帝国女子大学附属幼稚園にそれぞれ「大阪国際」を冠して校名変更 大阪国際大学に政経学部政経学科を開設 大阪国際女子大学家政学部を改組し、人間科学部コミュニケーション学科・人間健康科学科を開設
平成 5(1993)年	大阪国際滝井高等学校商業科を廃止 大阪国際大学に大学院経営情報学研究科修士課程、留学生別科を

大阪国際大学

	開設
平成 7(1995)年	学校法人大阪国際学園に法人名称変更
平成 8(1996)年	大阪国際枚方幼稚園を廃止
平成 9(1997)年	大阪国際大学大学院経営情報学研究科に博士課程を開設
平成 10(1998)年	大阪国際滝井幼稚園を廃止
平成 11(1999)年	大阪国際女子大学人間科学部に国際コミュニケーション学科・ス
平成 12(2000)年	ポーツ行動学科を開設
平成 14(2002)年	大阪国際女子短期大学英語科募集停止
平成 17(2005)年	大阪国際大学に大学院総合社会科学研究科修士課程を開設
平成 19(2007)年	大阪国際女子大学人間科学部コミュニケーション学科を社会コミ
平成 20(2008)年	ュニケーション学科に名称変更
平成 21(2009)年	学園創立 70 周年記念式典挙行
平成 22(2010)年	大阪国際大学政経学部政経学科を法政経学部法政経学科に名称変
平成 23(2011)年	更
平成 26(2014)年	大阪国際大学に人間科学部心理コミュニケーション学科・国際コ
平成 17(2005)年	ミュニケーション学科・人間健康科学科・スポーツ行動学科を開設、大阪国際女子大学学生募集停止
平成 19(2007)年	大阪国際女子短期大学を大阪国際大学短期大学部に名称変更
平成 20(2008)年	大阪国際滝井高等学校に国際科を開設
平成 21(2009)年	大阪国際大和田中・高等学校を男女共学化
平成 22(2010)年	大阪国際大学短期大学部幼児教育科を幼児保育学科に名称変更
平成 23(2011)年	大阪国際大学人間科学部国際コミュニケーション学科を改組し、
平成 26(2014)年	国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科を開設
平成 20(2008)年	大阪国際大学経営情報学部・法政経学部を改組し、ビジネス学部経
平成 21(2009)年	営デザイン学科・経済ファイナンス学科、現代社会学部情報デザ
平成 22(2010)年	イン学科・法律政策学科を開設
平成 23(2011)年	大阪国際大学短期大学部家政科・国際文化学科を改組し、ライフデ
平成 26(2014)年	ザイン総合学科を開設、同学科（栄養士コースのみ）、幼児保育学
平成 21(2009)年	科を男女共学化
平成 22(2010)年	学園創立 80 周年記念式典挙行
平成 23(2011)年	大阪国際大学短期大学部家政科を廃止
平成 26(2014)年	大阪国際大学短期大学部国際文化学科を廃止
平成 20(2008)年	大阪国際大学大学院総合社会科学研究科修士課程募集停止
平成 21(2009)年	大阪国際大学ビジネス学部・現代社会学部を改組し、グローバルビ
平成 22(2010)年	ジネス学部グローバルビジネス学科を開設
平成 23(2011)年	大阪国際大学短期大学部ライフデザイン総合学科（キャリアデザ
平成 26(2014)年	インコース、観光・英語コース）を男女共学化

大阪国際大学

平成 27(2015)年	大阪国際大学大学院総合社会科学研究科修士課程を廃止 大阪国際大学国際コミュニケーション学部を改組し、国際教養学部国際コミュニケーション学科・国際観光学科を開設 大阪国際大和田幼稚園を幼保連携型認定こども園に移行
平成 29(2017)年	大阪国際大学グローバルビジネス学部募集停止
平成 30(2018)年	大阪国際大学グローバルビジネス学部を改組し、経営経済学部（経営学科・経済学科）を開設 大阪国際大学人間科学部スポーツ行動学科を男女共学化
令和 1(2019)年	大阪国際大学ビジネス学部（経営デザイン学科、経済ファイナンス学科）及び現代社会学部法律政策学科を廃止 学園創立 90 周年記念式典挙
令和 2(2020)年	大阪国際大学短期大学部ライフデザイン総合学科募集停止
令和 3(2021)年	大阪国際大学現代社会学部情報デザイン学科を廃止 大阪国際大学短期大学部ライフデザイン総合学科を改組し、栄養学科・ライフデザイン学科を開設
令和 4(2022)年	大阪国際中学校・高等学校を開設 大阪国際大学国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科を廃止
令和 6(2024)年	大阪国際大学大学院経営情報学研究科修士課程、博士課程募集停止

2. 本学の現況

・ 大学名

大阪国際大学

・ 所在地

大阪府守口市藤田町 6 丁目 21 番 57 号

・ 学部及び研究科の構成

		入学定員	収容定員
経営経済学部	経営学科	80	320
	経済学科	60	240
人間科学部	心理コミュニケーション学科	70	280
	人間健康科学科	70	280
	スポーツ行動学科	110	440
国際教養学部	国際コミュニケーション学科	70	280
	国際観光学科	70	280

大阪国際大学

	入学定員	収容定員
大学院 経営情報学研究科 経営情報学専攻(修士課程)	15	30
大学院 経営情報学研究科 経営情報学専攻(博士後期課程)	3	9

・ 学生数、教員数、職員数

学生数 (令和6(2024)年5月1日 現在)

		1年	2年	3年	4年	計
経営経済学部	経営学科	102	104	76	87	369
	経済学科	70	71	48	76	265
人間科学部	心理コミュニケーション学科	78	90	76	88	332
	人間健康科学科	98	77	81	95	351
	スポーツ行動学科	143	147	122	118	530
国際教養学部	国際コミュニケーション学科	69	90	86	93	338
	国際観光学科	59	58	71	81	269

	1年	2年	3年	計
大学院 経営情報学研究科 経営情報学専攻(修士課程)	0	3	—	3
大学院 経営情報学研究科 経営情報学専攻(博士後期課程)	0	0	1	1

教員数 (令和6(2024)年5月1日 現在)

大学学部・学科等の名称		専任教員等				
		教授	准教授	講師	助教	計
経営経済学部	経営学科	6	1	2	0	9
	経済学科	4	2	2	0	8
人間科学部	心理コミュニケーション学科	5	1	3	0	9
	人間健康科学科	5	5	0	0	10
	スポーツ行動学科	5	5	1	0	11
国際教養学部	国際コミュニケーション学科	6	1	1	0	8
	国際観光学科	4	4	1	0	9
基幹教育機構		10	1	2	0	13
国際関係研究所		2	0	0	0	2
	計	47	20	12	0	79

※ 非常勤教員 131 人(学部学科、大学共通、短期大学部の科目を兼ねているため総数)。

大学院研究科・専攻等の名称	専任教員等				
	教授	准教授	講師	助教	計
経営情報学研究科 経営情報学専攻	9	0	0	0	9

※ 大学院は学部の教員が兼ねている教員数。

大阪国際大学

職員数（令和6(2024)年5月1日現在）

専任職員	嘱託職員	パートタイム職員	派遣職員
48	25	32	7

※ 短期大学部併任者を含む。

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の建学の精神は、「全人教育」である。戦火をまぬがれ唯一現存する帝国高等女学校の学校要覧には、「本校教育の眼目」として、「人間を作る教育」が挙げられているが、これは昭和 4(1929)年の学園創立時以来、脈々と受け継がれている〔写真 1-1-1〕。「全人教育」は、この「人間を作る教育」という考え方に由来する、本学の建学の精神である。なお、この「学校要覧」では、「本学教育が目指す人間」を「知情意の円満に発達した人」とし、さらに次のように説明している。

- 一、為すべき事と為すべからざる事とを弁えて実行する人。曰く、物のわかった人。
- 二、相当の感激性を有し、而もよく他と親愛協和し得る人。曰く、血あり涙ある人。
- 三、正義を愛し邪悪を惡み、常に正しき道を歩み得る人。曰く、真面目な人。



〔写真 1-1-1〕 昭和 14(1939)年度以降に発行された帝国高等女学校の学校要覧「本校教育の眼目」

平成 4(1992)年、建学の精神は本学園創立時から流れる「人間を作る教育」を「人間を人間らしく育む教育」と捉え、本学園本部に設置した「学園 SI 推進委員会」（委員長：法人本部事務局長）において「全人教育」という言葉で表すことを決定し今日に至る。また、本学の理念は、建学の精神である「全人教育」を基礎として、礼節を重んじ、世界に通じる心豊かな人間を育成することであり、「GLOBAL MIND」は理念を表すキーワードである【資料 1-1-1】。

建学の精神である「全人教育」とは、どのような時代の移り変わりにも動かぬ人間教育、すなわち「人間を人間らしく育てる」とする考え方である。これは教育基本法第 1 条の「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」という教育の目的並びに私立学校法第 1 条の「この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。」とするこの法律の目的及び第 2 条以降の趣旨に基づいた公共性を有している。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的については、建学の精神を踏まえ、「大阪国際大学学則（以下「大学学則」）という。」第 1 条において、「全人教育を推進し、創造する力を培う。この目的に沿って、普遍的な倫理感を育みつつ、国際的視野に立つ広い知識、深い専門学術及びそれらの実社会への適用を教授し、研究する。」と定めている【資料 1-1-2】。

1-1-③ 個性・特色の明示

建学の精神及び本学の使命・目的を踏まえ、学部・学科ごとの教育目的は、「大学学則」第 2 条第 2 項において次のとおり定めている【資料 1-1-3】。

○経営経済学部経営学科

経営学の専門知識のみならず、経済、法律、情報など経営を取り巻く社会の広い知識を身につけ、総合的な視野から社会の発展に貢献できる人材を養成することを目的とする。

○経営経済学部経済学科

現代の経済社会をその背景とともに正しく論理的に理解し、その中で積極的に自分の役割を果たしていこうとする強い意志と職業意識を持つ社会人を養成することを目的とする。

○人間科学部心理コミュニケーション学科

多種多様なコミュニケーション及び人間の相互理解と集団及び組織を運営していくためのコミュニケーションの役割について理解し、社会の中でそれらを適切に活用できる人材を養成することを目的とする。

○人間科学部人間健康科学科

人間にとっての健康の意味、食生活・こころ・運動・レジャーと健康の関わりを理解し、心豊かに人生を生きる技を身につけると同時に、社会人として必要な基礎的能力も身につ

け、広く社会に貢献できる人材を養成することを目的とする。

○人間科学部スポーツ行動学科

スポーツに関する知識・技能を備え、それを通じて学校体育、健康指導及びスポーツに関連するビジネスやマネジメントなどの分野で国内・外を問わず活躍できる人材を養成することを目的とする。

○国際教養学部国際コミュニケーション学科

英語をはじめとする外国語によるコミュニケーション能力、国際関係に関する理解力と、流通・マーケティングに関する能力を通じて、国際的なビジネス環境に対応できる知識と理解力を身につけた人材を養成することを目的とする。

○国際教養学部国際観光学科

高度な英語コミュニケーション能力と、国際関係や異文化・日本文化に関する深い理解力、アジアを中心とする観光ビジネスに関わる知識と実践的能力を身につけた、国際社会において活躍できる人材を養成することを目的とする。

大学院経営情報学研究科（以下、「本大学院」という。）の教育目的は、「大阪国際大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）」第3条において、「国際化・情報化の進む現在の実業界のなかで、国際的経営の実務に直結した経営・会計等を情報処理の技術を駆使して処理できる高度な専門的産業人の育成を目的とする。」と定めている【資料 1-1-4】。

以上のとおり、建学の精神、使命・目的、教育目的は、それぞれ学則等に具体的に明文化するとともに、簡潔に文章化している。なお、これらを掲載する各種媒体においては、すべて統一した表現となっており、一貫性が保たれている。

本学の教育上の個性・特色は、大学・大学院ともにディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）（以下、「DP」という。）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）（以下、「CP」という。）、アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）（以下、「AP」という。）に示している【資料 1-1-5】。また、建学の精神に基づいた本学のビジョンとして、「第2期中期経営計画 2022-2027（以下、「第2期中期経営計画」という。）」において、社会が必要とする大学であり続けるためのプランを明示している【資料 1-1-6】。

本学の三つのポリシーについては大学ウェブサイトで、「第2期中期経営計画」については学園ウェブサイトで公表している。

1-1-④ 変化への対応

本学は自己点検・評価をしながら教育改革を行い、社会情勢の変化に対応している。平成20(2008)年10月の大学設置基準一部改正により、学部及び学科の教育上の目的を明確にするため、「大学学則」第2条第2項（学部・学科の目的）を追加した。

また、学校教育法第109条により、自ら教育研究活動について点検・評価を行うことや機関別認証評価を受審することが定められており、本学も令和6(2024)年度に、公益財団法人日本高等教育評価機構において受審予定である。現在、第3期目の認証評価が実施さ

れており、同評価機構の第3期の重点評価項目として、基準6「内部質保証」が挙げられ、大学が自らの責任において構築した内部質保証システムが適切に機能しているかが評価される。

内部質保証等の取組みは、従前より執り行ってきたが、その取組み内容をより明確にするため、大学ウェブサイト「内部質保証の方針」を公開した。これとあわせて、内部質保証のための組織体制を整備することを目的に、学則及び自己点検運営委員会規程の改正を行った【資料1-1-7】～【資料1-1-10】。

加えて、平成29(2017)年4月には、本学・本大学院ともに、三つのポリシーを学則上に明記するため、見直しを行った。そして、令和4(2022)年12月には人間科学部スポーツ行動学科のDP及びCPの変更に伴う「大阪国際大学卒業認定・学位授与の方針等に関する規程」の改正を、令和6(2024)年1月には国際教養学部国際コミュニケーション学科のDP及び同学部国際観光学科のCPの変更に伴う「大阪国際大学卒業認定・学位授与の方針等に関する規程」の改正を、各学部の拡大教授会で審議の上、学長が決定し、それぞれ翌年度より施行した。なお、「拡大教授会」とは、教授会が必要と認めた時に、准教授、専任講師、助教を構成員に加えて運営する本学の会議体である。【資料1-1-11】【資料1-1-12】。

このように本学の教育目的を社会の変化に応じて見直し・検証を行うとともに、建学の精神に基づいた本学のビジョンとして策定した「第2期中期経営計画」は、社会の変化に柔軟に対応すべく進捗確認を行い、1年ごとの総括と次年度に向けた計画の見直し・修正といった方針の設定を行っている。その総括と方針を学内全部門で共有するため、ここ数年COVID-19のためオンラインで開催していた「運営方針等の共有のための研修」を、対面で令和6(2024)年3月23日に開催した。令和5(2023)年度に各部門で遂行してきたことについて、各部門の責任者間で情報共有を行うとともに、令和6(2024)年度に向けて、学長のリーダーシップに基づき、部門間の調整や課題点の指摘、対応についての指示等が進められた【資料1-1-13】。

また、その研修で確認された各部門の方針について、ここ数年COVID-19のためオンデマンド配信にて開催していた年度当初の「学長方針発表会」を、対面で令和6(2024)年4月5日に実施した。「学長方針発表会」では、現状の課題や今後の取組みについて示された。一部の教職員については授業や業務等の兼ね合いから参加できない者もいたため、後日、全教職員に対して、一定期間を設けて録画配信をし、大学全体への周知に努めた【資料1-1-14】。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

今後も社会の変化に応じて検証・見直しを行うとともに、建学の精神・理念に基づいた本学のビジョン実現のための戦略として策定した「第2期中期経営計画」の進捗確認を行い、1年ごとの総括と次年度に向けた運営方針・事業計画の見直しを行いつつ、本計画を着実に遂行していく。

【エビデンス・資料】

【資料1-1-1】大学ウェブサイト「大学紹介」より「建学の精神」「理念」

【資料1-1-2】大阪国際大学学則第1条（目的）

- 【資料 1-1-3】 大阪国際大学学則第 2 条第 2 項
- 【資料 1-1-4】 大阪国際大学大学院学則第 3 条
- 【資料 1-1-5】 大学ウェブサイト「大学紹介」より「3 つの方針（ポリシー）」
- 【資料 1-1-6】 学園ウェブサイト「情報公開」より「中期経営計画」
- 【資料 1-1-7】 大学ウェブサイト「大学紹介」より「内部質保証の方針」
- 【資料 1-1-8】 大阪国際大学学則第 1 条の 2（自己点検・評価等）
- 【資料 1-1-9】 大阪国際大学大学院学則第 3 条の 3（自己点検・評価等）
- 【資料 1-1-10】 大阪国際大学自己点検運営委員会規程
- 【資料 1-1-11】 大阪国際大学卒業認定・学位授与の方針等に関する規程
- 【資料 1-1-12】 大阪国際大学経営経済学部教授会規程第 2 条、同人間科学部教授会規程第 2 条、同国際教養学部教授会規程第 2 条（構成）
- 【資料 1-1-13】 「運営方針等の共有のための研修会」開催通知
- 【資料 1-1-14】 「学長方針発表会」開催通知

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

使命・目的及び教育目的は、「大学学則」第 2 条第 2 項及び「大学院学則」第 3 条において明文化しており、「大学学則」及び「大学院学則」の改定にあたっては、学長がそれぞれ各学部の拡大教授会、拡大機構会議、そして経営情報学研究科委員会の意見を聴き、運営協議会の議を経て理事会へ上申し、理事会は学長の上申に基づき、改定の決定を行っている。なお、「拡大機構会議」とは、機構会議が必要と認めた時に、准教授、専任講師、助教を構成員に加えて運営する本学の会議体である。また、各種委員会、各センター会議、各室会議、そして各部会には、教員のみならず事務職員も構成員として出席している【資料 1-2-1】～【資料 1-2-3】。

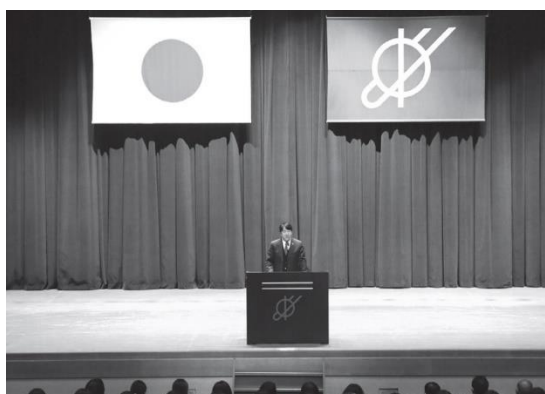
以上のことから、使命・目的及び教育目的の策定は、役員と教職員が審議過程に関与して制定・改定しており、その理解と支持を得ている。

1-2-② 学内外への周知

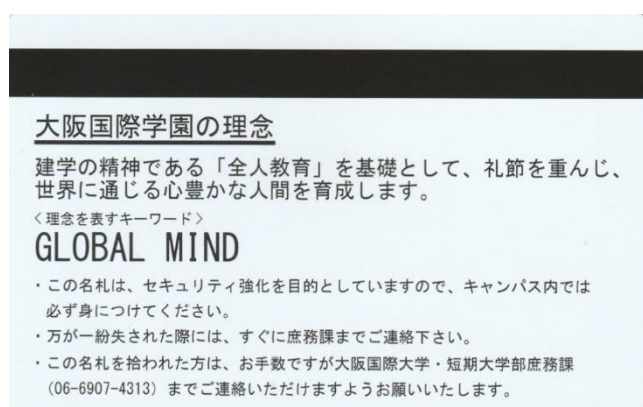
教職員に対しては年度当初に開催する「学長方針発表会」、新規採用教職員への「辞令交付式」及び「新年互礼会」等において、理事長及び学長より建学の精神、本学園の理念、

教育方針についての周知を図っている【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】〔写真 1-2-1〕。

令和 5(2023)年度に関しては、同年 4 月入職の 8 人に、直近 3 年以内に入職した職員 7 人を加え合計 15 人を対象にした新入職員研修を全 4 回にわたって実施した。そのうちの第 1 回目は、理事長による理念研修であった。この研修では、建学の精神である「全人教育」及び本学園の理念について理事長が講義し、学校の本質は学生、生徒、園児を育てるということであり、その際には本学園の伝統と本質（教育）をしっかりと認識した上で、教職員一人一人が個性や多様性を大切にして、学生、生徒、園児を育ててほしいということが伝えられた。また、「全人教育」については、各自がいかにも実現するかを考え、実践してほしい旨が求められた。この研修は新たに入職した職員が、大阪国際学園の教職員としての心構えについて学ぶ貴重な機会となった〔写真 1-2-2〕。さらに翌年には、4 月 1 日の辞令交付式終了後、教員を含めた新入教職員を対象にした理事長による理念研修を実施した。その他、本学園の理念と理念を表すキーワードを明記した ID カードがあり、教職員がそれを携行することで、学内周知を図っている〔写真 1-2-3〕。



〔写真 1-2-1〕 令和 6 年新年互礼会「理事長年頭あいさつ」〔写真 1-2-2〕 新入職員研修「理事長による理念研修」



〔写真 1-2-3〕 教職員携行 ID カード裏面「本学園の理念とキーワード」

建学の精神を授業へ反映することも視野に入れ、平成 23(2011)年度より「授業力向上マニュアル」作成の検討を始め、平成 24(2012)年度に完成させた。それ以降、毎年内容を更

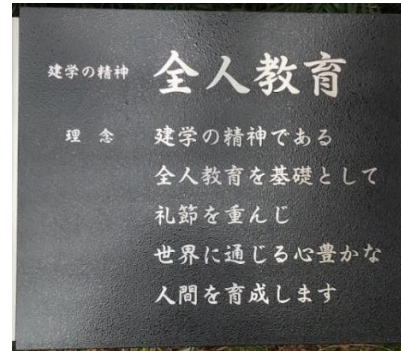
新しながら、非常勤講師を含む全教職員にこのマニュアルを年度当初に配布し、建学の精神の共有を図っている【資料 1-2-6】。

学生に対しては、入学宣誓式で理事長及び学長が建学の精神について言及しており、年度当初の各学科オリエンテーションにおいても、新入生及び在學生に各学科の担当者が建学の精神について言及する機会を持っている。

また、キャンパス内で最も往来が頻繁な本館と 1 号館の間に位置する中庭に建学の精神を明記した鋼製パネルを設置し、加えて教室、会議室、事務室等には建学の精神を記したマグネット式シートを掲げ、常に教職員や学生の目に触れる環境を作る等の工夫を行っている。さらに、守口キャンパス本館 1 階には本学園の歴史を概観することのできる「大阪国際学園メモリアルルーム」を設けており、建学の精神や理念をはじめ、本学園諸学校の歴史を理解する一助としている〔写真 1-2-4〕～〔写真 1-2-8〕。



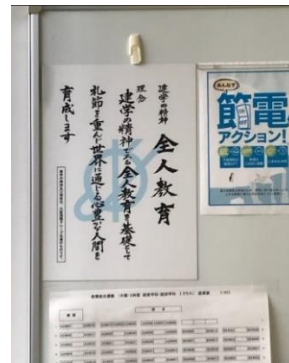
〔写真 1-2-4〕 キャンパス中庭「先代理事長像と鋼製パネル」



〔写真 1-2-5〕 (拡大) 中庭「鋼製パネル」



〔写真 1-2-6〕 教室内「マグネット式シート」



〔写真 1-2-7〕 (拡大) 教室内「マグネット式シート」



〔写真 1-2-8〕 本館 1 階「大阪国際学園メモリアルルーム」

学外への周知としては、入学宣誓式直後の保護者等懇談会において、保護者等へ向けて建学の精神について言及する他、建学の精神を表紙に記載している学報『GLOBAL MIND』を発行し、広く建学の精神や本学の教育目的を表明している。また、大学ウェブサイト、大学案内、オープンキャンパスや保護者等懇談会等の機会を通じて、広く周知を図っている。このように、教職員・在学生・受験生・社会など、広く学内外へ向けて、建学の精神に関する情報発信を行っている【資料 1-2-7】。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

令和 4(2022)年度から「第 2 期中期経営計画」が施行された。令和 11(2029)年度に本学園創立 100 周年を迎えることもあり、さらなる進化を目指す方針のもと、本学の使命・目的である、建学の精神である「全人教育」を推進し、その先 100 年を見据えて、ぶれることのない精神で邁進していくことは、同経営計画の中にも反映している【資料 1-2-8】。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学では、三つのポリシーを一体のものとして策定しているが、その際には本学の建学の精神を踏まえ、本学の教育目的を反映して定めている。DP については、本学の目的及び教育目標を反映し、それを達成するための教育内容及び教育方法、教育評価を CP に定めている。また、教育目標を達成するために、入学時に必要な基礎的な学力を AP に定めている。さらに、各学部・学科の三つのポリシーは、大学全体の三つのポリシーを基に、各学部・学科の教育目的を勘案し策定している。本大学院研究科の三つのポリシーは、「大学院学則」に定める教育研究目的を踏まえて策定している。このように本学は建学の精神を三つのポリシーに反映させている【資料 1-2-9】【資料 1-2-10】。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

使命・目的及び教育目的を達成するために、教育研究上の基本組織として、経営経済学部（経営学科・経済学科）、人間科学部（心理コミュニケーション学科・人間健康科学科・スポーツ行動学科）、国際教養学部（国際コミュニケーション学科・国際観光学科）の 3 学部 7 学科、基幹教育機構（キャリア教育部会・情報教育部会・語学教育部会・日本語教育部会・教養教育部会）の 1 機構 5 部会、そして大学院経営情報学研究科経営情報学専攻の

1 研究科 1 専攻を置いている。これらの教育研究組織は、学部学科の専門教育、本学の共通教育・教養教育、本大学院の研究教育といったそれぞれの教育目的及び教育研究目的を有し、統合的にその目的の遂行に取り組んでいる【資料 1-2-11】。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和 4(2022)年度から実行している「第 2 期中期経営計画」については、毎年度の実績を評価・検証して進捗状況を確認しながら改善を図っていくこととしている。また、社会情勢の変化や要請に対応するため、学部、学科等について不断に見直しを行い、教育研究組織の再編・整備等を行っていく。

【エビデンス・資料】

【資料 1-2-1】 大阪国際大学学則第 2 条第 2 項

【資料 1-2-2】 大阪国際大学大学院学則第 3 条

【資料 1-2-3】 基幹教育機構会議規程第 2 条（構成）

【資料 1-2-4】 「学長方針発表会」開催通知

【資料 1-2-5】 「新年互礼会」開催通知

【資料 1-2-6】 授業力向上マニュアル 2023 年度版

【資料 1-2-7】 学報『GLOBAL MIND』第 68 号〔令和 5 年 9 月発行〕

【資料 1-2-8】 大阪国際学園第 2 期中期経営計画 2022-2027

【資料 1-2-9】 大阪国際大学卒業認定・学位授与の方針等に関する規程

【資料 1-2-10】 大阪国際大学大学院修了認定・学位授与の方針等に関する規程

【資料 1-2-11】 大学ウェブサイト「大学紹介」より「学部学科構成」

【基準 1 の自己評価】

本学は、建学の精神に則り、教育基本法、学校教育法、大学設置基準等の法令に従い、その使命・目的及び教育目的を学則等に明確に定めるとともに、個性・特色を簡潔な文章で明確に示している。本学の使命・目的、教育目的は、法人役員、本学教職員の理解と支持を得た上で、大学案内や大学ウェブサイト等を通じて学内外へ周知しており、三つのポリシーにもこれらを反映している。本学の教育研究組織の構成は、使命・目的及び教育目的との整合性を図っている。

以上のことから、基準 1「使命・目的等」を満たしていると評価する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

本大学院経営情報学研究科については、基準 1(1-1-③)で示したとおり AP を設定し、大学ウェブサイトにて AP を記載するとともに、募集要項に記載し周知を図っている【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】。

本学及び本学の各学部学科については、基準 1(1-1-③)で示したとおり AP を設定している。入試・広報部による「インターネット出願要項」や「ENTRANCE EXAMINATION GUIDE (入試ガイド)」、本学ウェブサイトにて各学科の AP を記載し明確に示しているとともに、本学の学生募集の特徴であるオープンキャンパスの個別相談の機会などを用いながら適切に周知に努めている【資料 2-1-3】～【資料 2-1-5】。

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

大学院の入学者選抜は、修士課程一次・二次入学選考、並びに博士後期課程入学選考を実施している。修士課程では書類審査、筆記試験(日本語または英語、小論文)及び面接を、博士後期課程では書類審査と面接試験をそれぞれ課し、総合的に判定することで AP に基づいた入学者選抜を実施している。これらの入学者選抜は、「大阪国際大学大学院入学者選抜実施規程」に基づき、適切・公正に運営している【資料 2-1-6】。

学部の入学者選抜は、推薦型(公募)選抜や一般選抜をはじめ多様であるが、AP に示した学生像のうちのいくつかに対して、それぞれの選抜方法によって様々な角度から評価を行っている。例えば、経営経済学部経営学科の AP で示している求める人材像に対して、総合型選抜(AO)では「コンビニ店長になったとして、どのような店にしていくのか、どのように工夫して売上や利益を伸ばすのか」をプレゼンテーションの課題として取り入れており、経営を取り巻く社会の広い知識を問いつつも、総合的な視野からの社会貢献に取り組もうとする意欲を求めている。また、学校推薦型選抜、スポーツ・吹奏楽特別選抜、ファミリー特別選抜等の面接試験においても、学科の志望理由を各学科の AP の観点から質問し、その理解度を測定するなどの工夫を加えている。なお、AP では各学科が高等学校で履修・取得しておくことが望ましい科目分野・資格等を明示している。本学の入学者受入れの実施においては、これらの科目分野・資格等が活かせる選抜方法(教科)を設けている。このように、AP に基づいた入学者選抜を実施している【資料 2-1-7】。

入試に関わる広報及び入試事務については、「大阪国際学園組織規則(以下、「組織規則」という。)」に基づき入試・広報部を、「大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部入試委員会規程」に基づき入試委員会を設置し、学生の募集、入試関係業務の計画、立案、実施等を

遂行している。本学は、これらの入学者選抜においては、公正かつ正確に運営することを目的とし、「大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部入学者選抜実施規程」第 2 条に基づき、入試特別委員会、入試実施本部及び全学入試判定会議を設置している【資料 2-1-8】～【資料 2-1-10】。

入試特別委員会は、教授 16 人を含む総勢 32 人の委員で構成しており、各委員が分担して入学者選抜に係る基礎学力調査「国語・英語・数学」、一般選抜科目の「国語」「英語」「数学」「日本史」「世界史」、そして小論文（作文）の入試問題を外部業者に委託することなく作成し、採点業務を行っている。ただし、令和 4(2022)年度より基礎学力調査及び科目選抜の校正過程における初校段階で、外部校閲を導入している。高等学校学習指導要領に則した入試問題の精査をこれまで本学園の二つの併設高等学校に依頼していたものの、高等学校の統合により、その精査の作業に十分な時間と労力が充てられなくなったため、外部校閲を導入するに至った。

入試実施本部は、学長、副学長、学部長、事務局長、入試・広報部長、入試委員長等により構成され、入試特別委員会と密接に連絡を取りながら入学者選抜業務を遂行している。

全学入試判定会議は合否判定について、「大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部入学者選抜実施規程」第 5 条に基づき、公正かつ正確に審議・決定し、その結果は運営協議会、拡大教授会及び拡大機構会議に報告する。なお、全学入試判定会議は、学長、副学長、事務局長、入試・広報部長、各学部長、各学科長、入試委員長、各学科の入試委員等により構成している。

アドミッション・オフィスとして、入試・広報部を整備している。業務としては、入試業務の計画、立案に関する事、学生の募集に関する事、入学志願者の受付及び処理に関する事、入学試験に関する事、学生募集関係の渉外、入試説明会等の広報に関する事、インターネット出願要項、大学案内等に関する事、入試委員会に関する事、その他入試・広報に関する事、と定め、入試委員会や入試特別委員会、入試実施本部と連携しながら、業務を遂行している【資料 2-1-11】。

AP に沿った入学者受入れの検証については、上述のとおり複数の会議において議論を重ね、確認作業を経て、入学者選抜を実施していることから十分であると言える。また「入学者選抜実施要項」は各学部・学科より選出された教員及び入試・広報部の職員より構成する入試委員会の審議を経て、運営協議会で審議し、最後に拡大教授会及び拡大機構会議に報告する。なお、必要に応じて、入試委員会の審議後、学科会議で意見を収集する場合がある【資料 2-1-12】。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

入学定員に沿った適切な学生受入れ数については、学長をトップとする募集戦略会議を設け、年度初めに、前年度までの志願者数等の推移に基づき、各学科・各選抜の入学者見込数を設定している。その後、月 1 回のペースでそれらの志願者数・合格者数等を見定めながら、各学科の収容定員を管理し、教育体制に支障をきたさないよう努めている。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

併設校を含む高等学校との高大連携事業（特に探究授業）の実施にあたって、AP に基づ

く教育プログラムを展開している。現在の高等学校での学習内容とミスマッチが起きていないか等を確認するとともに高等学校教員の意見を聴取しながら、探究授業の共同開発にも取り組んでいる。今後も高等学校教員との定期的な意見交換を行うとともに、入学後の学修状況の点検も行い、APの見直しの体制を構築していく。さらに、APに沿った入学者を受入れるための入学選抜方式の見直し、また入学定員に沿った適切な収容定員管理のための体制の構築などを全学的に検討していく。

なお、本大学院については学内関係組織で検討を重ねたうえ学長の最終判断により令和7(2025)年度からの学生募集停止を決定した。この募集停止の件は、文部科学省へ報告済みである【資料2-1-13】。

【エビデンス・資料】

- 【資料2-1-1】 大学ウェブサイト「大学紹介」より「3つの方針（ポリシー）」
- 【資料2-1-2】 大阪国際大学大学院 概要・学生募集要項 2024年度
- 【資料2-1-3】 インターネット出願要項
- 【資料2-1-4】 ENTRANCE EXAMINATION GUIDE（入試ガイド）
- 【資料2-1-5】 大学ウェブサイト「大学紹介」より「3つの方針（ポリシー）」
- 【資料2-1-6】 大阪国際大学大学院入学者選抜実施規程
- 【資料2-1-7】 ENTRANCE EXAMINATION GUIDE（入試ガイド）
- 【資料2-1-8】 大阪国際学園組織規則第62条（入試・広報部）
- 【資料2-1-9】 大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部入試委員会規程
- 【資料2-1-10】 大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部入学者選抜実施規程第2条
- 【資料2-1-11】 事務分掌規程第17条（入試・広報部）
- 【資料2-1-12】 2024年度選抜 入学者選抜実施要項
- 【資料2-1-13】 大阪国際大学 大学院経営情報学研究科の学生募集停止について

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、入学前から入学直後において、次のとおり学修支援を行っている。

これまでは、入学手続き者に対して合格通知に「入学手続き案内」冊子を同封し、入学までに行う手続きや新入生登学日に持参する書類の案内を行っていたが、新入生への各種情報開示の利便性と事務の効率化の観点から、令和5(2023)年度入学生より、冊子の送付から入学手続きWebシステム(Post@entrance)に切り替えた。同時に、大学ウェブサイト「新入生応援サイト」を立ち上げ、各種手続き書類に関する案内やマニュアル、新入生登

学日（令和 5(2023)年度入学生は 3 月 31 日）、入学宣誓式、オリエンテーション等のスケジュールの案内など、入学に関わる情報の提供を行っている【資料 2-2-1】。

また、入学前教育の一環として e-Learning 教材である「OIU/OIC ドリル」（ベーシックコース：国語・数学・英語・社会・理科の問題）に取り組むための案内もあわせて行っている【資料 2-2-2】。

本学では、例年、入学者に対し全学共通の内容として、学生課を主体とした事務職員による「入学事務手続きオリエンテーション」と各学科教員による「履修について」、「OIU UNIPA(注)の使い方と履修登録」などの学科オリエンテーションを行っている。令和 4(2022)年度以降の PC 必携化に伴い PC 設定オリエンテーションを独立して実施している。令和 5(2023)年度は、学生がより理解しやすくなるよう、学科オリエンテーションよりも先に PC 設定オリエンテーションを実施するよう改善に取り組んだ【資料 2-2-3】。

(注)本学が導入している学習管理システム UNIVERSAL PASSPORT (以下、「UNIPA」という。)

以上の入学前及び入学直後の学修支援体制とは別に、在籍学生に対して次のように各組織が学修支援を実施している。

① 学務部

- ・教務課：学生の履修、授業・試験の運営、成績・単位認定に関する業務を遂行
- ・学修支援室：学生の学修上の支援及びリメディアル教育に関する業務を遂行、オフィスアワーの情報集約と公開
- ・FD センター：授業の改善に関する業務を遂行
- ・学生課：奨学金、学費の延納、学籍異動、課外活動・学友会、学生の福利厚生施設の運営に関する業務を遂行
- ・課外教育センター：学生のクラブ活動活性化に関する企画・立案、クラブ顧問・指導者に関する業務を遂行

② 基幹教育機構：教養教育と全学共通教育に関する授業運営等を遂行

③ 教学・教職センター：教職課程、免許・資格の取得、学外実習に関する業務を遂行

教職協働による学生への学修支援には次のような場合がある。学生の教学に関わる重要事項についての方針・計画は、各学部・学科及び基幹教育機構の教員並びに教務課の職員が構成員となる教務委員会が審議している。また学生の大学生活に関わる重要事項についての方針・計画は、各学科の教員と学生課の職員が構成員となる学生委員会が審議している。これらの審議結果は、運営協議会での審議・承認を経たのち、拡大教授会・拡大機構会議で報告され、学生の教学に関わる事項、大学生活に関わる事項を適切に整備・運営している。

その他、学長室、庶務課、学生総合支援部、情報システム室、入試・広報部等は、必要に応じて教職協働による学修支援を行い、また学生の教育及び上記の学生に関わる部署の支援を行っている【資料 2-2-4】。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学は学内における各種業務のアシスタント(アルバイト)として学生が活動可能な、Student Assistant (以下、「SA」という。)を設けている。SAについては、令和4(2022)年度にカリキュラム改定をして、全学共通教育として初年次教育の仕組みを変更した際、1年次対象の前期開講科目「セミナーIa(課題解決)」及び後期開講科目「セミナーIb(課題解決)」において心理コミュニケーション学科・スポーツ行動学科の上級学生がSAを務め、それぞれクラスに2人・1人を採用し、授業の補助を担った。1年次セミナーのSAは、令和5(2023)年度も継続して授業補助を担った。また、学修支援室は留学生の上位年次学生のSAを採用し、1年次及び2年次の学生を対象に英語・中国語・韓国語の入門会話のプログラムを実施した。

オフィスアワー制度については、学修支援室が前期末及び後期末に「オフィスアワー情報提供」の連絡を全専任教員に一斉送信し、オフィスアワー実施日時・場所に関する情報の回答を集約し、次の学期の始めに在学生ポータルサイトにて公開している【資料2-2-5】。

障がいのある学生への支援については、障がいのある学生への対応・支援に関する規程が整備されていないことが課題であった。法改正により令和6(2024)年度より障がいのある学生への合理的配慮の提供が義務化されることもあり、令和5(2023)年度は、「改正障害者差別解消法」対応検討プロジェクトのリーダーを中心に学生総合支援部が、「障がい学生の修学支援に関する指針(ガイドライン)」等の諸規定の制定・改定に取り組んだ【資料2-2-6】。

令和5(2023)年度の障がいのある学生への配慮については、入学前は、障がいのある受験生への対応として、「受験上の配慮・修学上の支援に関する事前個別面談申請書」の提出があった受験希望者(5人)に対して、入試・広報部、受験希望学科とともに面談を実施し、受験上の配慮の申し出に対応を行った。

入学後の対応として、障がいのある在学生及び障がいのある新生で「修学上の合理的配慮・支援に関する申請書」の提出のあった学生に対し、本人・保護者等・学科・関係部局と協議の上、配慮事項を決定し、科目担当教員に配慮願いの配布を行った(大学：前期28件・後期30件)。聴覚に障がいのある学生(利用学生2人)には、UDトーク(音声認識アプリ)を活用した授業の情報保障の支援もあわせて行った。

本学は、家庭の事情、学力及び学修意欲、心身の健康状態など個別の問題を抱えた学生、いわゆる学修継続が困難な学生の支援に注力している。中途退学、休学及び留年などへの対応策は、まず各年次で受講するセミナーを担当する教員が個別面談を実施する中で退学、休学及び留年に関わる悩みごとや困りごとの相談を実施している。それとは別に、セミナー担任は学生が退学及び休学の届け出の手続きを始める場合、必ず面談を実施することになっている。留年については、学修への意欲及び態度の問題が起因しているケースが多いことが明らかになっている。そのため、各学期の成績評価が確定した後、成績不良の学生の保護者等に対して成績通知表の送付にあわせ三者面談の希望に関してアンケートを実施している。また令和5(2023)年度からは、成績通知表に学科ごとのGPA(Grade Point Average)分布表をあわせて提供することを始め、これによって進級・卒業判定基準における各学生の現在の状況がわかるようにした。セミナーの教員は、学生本人及び保護者等と意見を交換し、次の学期の開始までに学修への意欲及び態度を改善するようアドバイスしている【資料2-2-7】。

休学中の学生に対しては、学生課から休学期間満了の前に、復学や休学期間の延長等にかかる手続き案内を送付している。さらに学生相談室とも連携し、休学中の学生とその保護者等に向けて、「休学中の学生のための相談会」を案内し、今後を考えるための個別相談の機会を設け、復学に向けてのさまざまな不安を解消するために各事務部局との架け橋となっている【資料 2-2-8】 【資料 2-2-9】。

また、必修の1年次配当科目「セミナー I a (課題解決)」「セミナー I b (課題解決)」は、学部・学科の教員と基幹教育機構の教員の2人がセミナー担任となっている。さらにこれらの教員とキャンパスナビゲーター制度の学生サポート職員が連携し、学生への連絡、面談、及び指導等を実施している。また「学生情報共有シート」を作成して学生情報の把握に努め、学生支援に活用し、学生の退学防止等の取組みを強化している【資料 2-2-10】 【資料 2-2-11】。

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

学修支援については、教員と職員の協働で多種多様かつ多面的な取組みを行っている。このような支援は本学の教育サービスの根幹である。令和 5(2023)年度より IR 室が開設され、教学データを基にした学生サポートが始まった。今後は教学データの概念を拡げて学生の学修全般を捉えるデータを正確かつ迅速に把握したうえで、よりきめ細かな学生支援を推進していく。

【エビデンス・資料】

【資料 2-2-1】 大学ウェブサイト「受験生の方」より「新入生応援サイト」

【資料 2-2-2】 「OIU/OIC ドリル」入学前実施の案内通知

【資料 2-2-3】 令和 5 年度オリエンテーション予定表

【資料 2-2-4】 事務分掌規程第 14 条 (学長室)、同規程第 15 条 (庶務課)、同規程第 16 条 (情報システム室)、同規程第 17 条 (入試・広報部)、同規程第 18 条 (教務課)、同規程第 19 条 (学修支援室)、同規程第 20 条 (FD センター)、同規程第 21 条 (学生課)、同規程第 22 条 (課外教育センター)、同規程第 23 条 (学生総合支援部)、同規程第 25 条 (基幹教育機構事務室)、同規程第 31 条 (教学・教職センター)

【資料 2-2-5】 オフィスアワー一覧表

【資料 2-2-6】 大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部「障がい学生の学修支援に関する指針 (ガイドライン)」

【資料 2-2-7】 保護者等への「成績通知表」関係書類

【資料 2-2-8】 休学学生及び保護者等への「復学・休学期間延長にかかる手続き」案内

【資料 2-2-9】 休学学生及び保護者等への「休学中の学生のための相談会」案内

【資料 2-2-10】 キャンパスナビゲーター (学生サポート職員) 一覧表

【資料 2-2-11】 セミナー I 「学生情報共有シート」の例

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

キャリア支援は正課・課外を問わず、学生の人格及び能力・スキル開発を培っていくことが重要と考え、各部門で活動をしている。具体的にはキャリアサポートセンター（以下、「CSC」という。）がキャリアカウンセリングや行事を通じた就職支援を行い、キャリア教育部会が正課としてのキャリア教育科目の統括を行っている。

キャリア教育においては、令和 4(2022)年度からの新共通教育課程の導入にともない、それまで「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」の名称で開講していた科目を廃止し、「コーオプⅠ」「コーオプⅡ」として新規開講した。名称だけではなく授業の概要・目的を改め、本学のキャリア教育担当の専任教員が提携企業での現場実習の前後に「事前授業」と「事後授業」を実施すること、提携企業に当該授業の概要・目的及び到達目標を理解していただいたうえで学生の実習を受入れてもらうことにした【資料 2-3-1】。

なお、「インターンシップ」については、近年その形態や意味が拡大され、必ずしも教育活動を指すものではなくなってきた。そのような理由から、キャリア教育として「コーオプ」の概念で科目を開講することになった。しかしながら、「インターンシップ」は就職活動において学生と企業を繋ぐプログラムとして活用されていることから、CSC では学生に有益な「インターンシップ」の各種プログラムを紹介する活動を行っている。

また、CSC 職員と各学科から選出された教員による就職委員会において、就職活動支援に関する検討や提言・情報交換を行い、その内容は各学科の委員を通じてセミナー担任に周知し、学生への助言に活用している。保護者等との連携も重要施策の一つとして位置付けており、全ての学年を対象とした保護者等対象就職説明会を年 1 回実施し、必要な場合は学生・保護者等・CSC のキャリアカウンセラーとの三者面談を実施している【資料 2-3-2】【資料 2-3-3】。

昨今、企業の人手不足を背景とする「新卒エージェント」（民間の就活仲介者）が積極的に学生に働きかける影響が多少なりともあり、CSC の利用が伸び悩みを見せていた。そこで、令和 5(2023)年度においては「学生に選ばれる CSC」を目指し、大学の就職支援部門でしかできないことに徹底して取組んだ。

重点的取組みの一つ目は、等しく学生全員に一度は CSC のサービスを体験してもらうことである。「CSC ツアー」では、各学科全教員の協力のもと、3 年次のセミナー全てのクラスが CSC を訪問、利用案内の後カウンセラー全員による 10 分間の個人面談を体験し、キャリア相談を身近に感じてもらった【資料 2-3-4】【資料 2-3-5】。

二つ目は、学生目線でのサポートである。CSC の学生スタッフとして各種イベントの企画・運営に参画する「学生キャリアサポーターズ」には、3 年次、4 年次両方の学生が合計 14 人登録した。「学生キャリアサポーターズ」1 年目の 3 年次生は自身の就活支援に関わり、4 年次生になれば、その経験を基に後輩の支援にあたることにしており、より本学学生のニーズに沿った支援内容を実現した【資料 2-3-6】【資料 2-3-7】。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

令和 5(2023)年度 of 取組み以上に、学生に選ばれる CSC になるためのさらなる方策を推進する。その方策として、各学生 of 能力・適性・経験及びニーズをきめ細かく把握し、個別支援を進めていく。その一方、令和 6(2024)年度 3 年次 of キャリア教育科目が隔週開講となるため、授業がない週を活用して CSC 主催 of 就活イベントを採入れ、授業内容 of 徹底した定着を図り、さらに CSC 利用率を高めていく。

【エビデンス・資料】

【資料 2-3-1】 キャリア教育科目「コーオプⅠ」「コーオプⅡ」シラバス

【資料 2-3-2】 事務分掌規程第 24 条（キャリアサポートセンター）

【資料 2-3-3】 2023 年度保護者等対象就職説明会及び個別相談会概要

【資料 2-3-4】 「キャリアサポートセンターツアー」実施予定表

【資料 2-3-5】 「キャリアサポートセンターツアー」全体説明及び個人面談 説明資料

【資料 2-3-6】 「キャリアサポーターズ」募集要項

【資料 2-3-7】 「キャリアサポーターズ」説明資料

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活 of 安定のための支援

(1) 2-4 of 自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 of 自己判定 of 理由（事実 of 説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活 of 安定のための支援

厚生補導のため、本学は正課外 of 活動を支援する組織として、クラブ活動全般を支援する課外教育センター、学生 of ボランティア活動を支援する地域協働センター、学生 of 海外研修や留学を支援する国際交流センターを設置している。

また、学生生活 of 安定のための支援は、学生総合支援部及び学生課が中心となって対応している。なお、学生総合支援部は、学生相談室及び健康管理室を所掌している。

学生相談室においては、臨床心理士・公認心理師 of 資格を持つ専門 of カウンセラーが、対人関係や学生生活上 of 悩みなど、幅広い悩みに対して学生 of 相談に応じ、心理面からの支援を行っている。必要に応じてセミナー担任や関連部署、近隣 of 医療機関と連携している。多様な学生 of ニーズに対応すべく、対面による面談に加えて、オンライン（Zoom）を用いた遠隔面談も導入している【資料 2-4-1】【資料 2-4-2】。

健康管理室では、学校保健法に基づく定期健康診断及び体育会クラブ所属学生を対象としたスポーツ健診 of 実施をはじめとし、学内での体調不良、けがや捻挫等、軽度 of 外傷に対する応急処置、緊急搬送付き添い対応を行っている。さらに健康管理や感染症についての情報発信等 of 面からも、学生 of 健康管理 of 支援を行っている【資料 2-4-3】～【資料 2-4-5】。

学生課では、学生 of 経済的に安定した大学生活基盤 of 提供のため、修学支援新制度を含

む各種奨学金の申請及び継続手続きなどの学生への周知と推薦、採用、受給手続きを担い、学生からの各種相談にも応じている【資料 2-4-6】～【資料 2-4-9】。

学生課は、学生サービスの向上と学生生活の安定のための支援を企図して「学生生活アンケート」を後期中程（11月～12月）に実施している。アンケート結果のうち施設利用及び職員対応に関する要望については、庶務課をはじめ事務局各部署と連携し、可能な事柄は次年度に改善する取組みを行っている【資料 2-4-10】。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生総合支援部においては、「改正障害者差別解消法」の施行を受け、障がいのある学生への全学的な支援体制を整備し、「障がい学生の学修支援に関する指針(ガイドライン)」等の諸規程の制定・改正を実施した。多様化する学生、生活環境の変化に応じた支援を学内各署と連携し推進していく。

学生課では令和 3(2021)年度に、上記「学生生活アンケート」を紙媒体から Web 入力に切り替えたところ回答率が低下した。翌年からは、セミナー担任に協力を求め、改善に努めているところである。その一方、学生に対してアンケートの趣旨の理解を促すことで、さらに回答率を高めていく。

【エビデンス・資料】

【資料 2-4-1】 大学ウェブサイト「サポート体制」より「学生生活サポート」>「学生相談室」

【資料 2-4-2】 学生相談室の運営状況について

【資料 2-4-3】 大学ウェブサイト「サポート体制」より「学生生活サポート」>「健康管理室」

【資料 2-4-4】 健康管理室の運営状況について

【資料 2-4-5】 2023 年度の総括（学生総合支援部）

【資料 2-4-6】 日本学生支援機構奨学生に関する大阪国際大学推薦選考内規

【資料 2-4-7】 日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考規程

【資料 2-4-8】 大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部教育ローン利子補給規程

【資料 2-4-9】 大阪国際大学外国人留学生特別奨学金規程

【資料 2-4-10】 令和 5 年度学生生活アンケート調査結果について

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、同一敷地内に大阪国際大学短期大学部を併設しており、多くの設備を両者で共有しているため、施設・設備等の点検・評価にあたっては短期大学部を併せた形で記述する。

本学の校地面積、校舎面積は、大学設置基準を充足している。なお、この他に体育館、グラウンド、プール（25m×6 コース）、フィットネスルーム（3室）、トレーニングルーム（1室）を有している。障がい者の対応に関しては、校舎出入口のスロープ、校舎間の接続渡り廊下、障がい者対応エレベーター、多目的トイレを設置している。

教室等については、受講者数に応じて、セミナー室（収容人数 15～30 人程度）、小規模（40～60 人程度）、中規模（80～120 人程度）及び大規模（200～250 人程度）の講義室を用意している。また、共通施設としてコンピュータ演習室（1号館 3階）、調理実習室（6号館地下 1階）、第 2 調理室（3号館 2階）も整備している。コンピュータ演習室については、令和 2(2020)年度入学生より学生のパソコン必携化を採用したことから「Bring Your Own Device（以下、「BYOD」という。）」のパソコンが定着したため、令和 5(2023)年度からは 1号館 2階の 1教室（1-217）を通常教室に変更した。令和 6(2024)年 4月には、さらに 5教室（1-301、1-302、1-303、1-311、1-312）を通常教室に変更した。使用施設・設備の安全性については、建築基準法の耐震基準に適合している【資料 2-5-1】。

施設・設備の運営・管理については、総務課並びに庶務課が中心となり、必要に応じて専門業者へ業務を委託しながら、適切に実施している。設備管理に関しては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、電気事業法、水道法、消防法、大気汚染防止法等の関係法令に則った点検・検査を年間計画に基づき実施している。清掃や警備に関しては、専門業者に委託し、総務課及び庶務課が全体を管理している。警備体制については、1号館 1階の守衛室に警備員が平日は午前 9時から午後 11時まで常駐し、夜間は機械警備システムを利用し管理している。

毎年一回、通常の授業開講日の 2限終わり頃から昼休みにかけて、本学が策定している消防計画に基づき防災訓練を実施している。キャンパス内の全館及び諸施設にいる全ての学生及び教職員が対象となり「守口市内で震度 5弱の地震が発生」したとの想定で、指定避難場所であるグラウンドに安全で速やかに移動することが求められる。令和 5(2023)年度は 12月 6日に実施した【資料 2-5-2】。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

図書館は 6号館の 2階、3階に設置しており、その総延面積は 1,559 m²、座席数は 312 席である。図書館の図書・製本雑誌数、視聴覚・ソフトウェア数については〔表 2-5-1〕、雑誌の受入れ種数については〔表 2-5-2〕のとおりである。蔵書点数は、123,707 点である。令和 5(2023)年度の図書館の開館日数は 232 日、開館時間は午前 9時から午後 8時までで、年間利用者数は、のべ 31,345 人であった。

〔表 2-5-1〕 図書館の蔵書数(令和 5(2023)年度)

	図書・ 製本雑誌	視聴覚・ ソフトウェア	合 計
和 書	91,943	2,982	94,925
洋 書	28,417	365	28,782
合 計	120,360	3,347	123,707

〔表 2-5-2〕 雑誌の受入れ種数

和雑誌	192
洋雑誌	24
合 計	216

購入図書選定については、「授業関連の参考図書や指定書を揃える」「学生利用を目的とした選書を行う」等の収集方針を定め、国際関係研究所委員会に諮り、各学科及び図書館で行っている。学生は図書館に対し図書の購入希望を書面あるいは図書 web システムにより申込むことができ、購入図書の選定の際にはその希望にも応じている。また、令和 3(2021)年度より遠隔授業の増加に対応して、電子ブック等の購入を増やし、学内だけでなく学外からも電子資料を使用できる仕組みを導入している。廃棄についても、「図書管理規程」に基づいて、著しい破損または汚損や教育研究に資する価値がないと認められた場合等に、蔵書点検等の諸手続きを実施した後、除籍処理を行っている。参考図書・関連図書については、各学科の特性に合わせた選書を行っており、ビジネス、観光、語学、キャリア開発等の分野を重点的に整備している。さらに短期大学部との共用館である利点を活かして、より専門的かつ広範な分野の図書及び資料も整備している。図書館は、規程に基づき、教育研究及び学修上必要な図書、雑誌その他の資料を収集、整理及び保存し、学生及び教職員が十分に利用できる環境を整えている。その他に教育活動への取組みとして、セミナー単位での図書館ガイダンス（ライブラリーツアー）を行っている。図書館ガイダンスは、学生の情報収集と活用能力、情報の読解力を伸ばすことに寄与している。

ICT（情報通信技術）環境については、情報システム室が中心となって、学内 LAN やコンピュータ演習室の維持・管理と運営を行っている。本学では、教育支援システムを導入したコンピュータ演習室を設置しており、情報システム室がこれを管理・運営している。また本学は先述のとおり、令和 2(2020)年度入学生より学生のパソコン必携化を採用しているが、無線 LAN 環境に関して、BYOD パソコンの増加に対応するために令和 3(2021)年度に全面更新を行い、キャンパス内の全ての教室において収容定員が同時接続して利用できる環境を整備している。さらに、学生用の印刷環境について、大学設置パソコンからの印刷に加えて、学内無線 LAN に接続した BYOD パソコンから直接印刷できる専用ドライバの提供をして、〔表 2-5-3〕 のとおり、学生証認証により印刷可能な学生用プリンターを設置している。

情報システム室には、事務職員を配置し、学生の IT 施設の利用や、教員の ICT を活用した授業に関する支援を行っている。

〔表 2-5-3〕 BYOD 対応プリンター設置場所

設置場所	名称
1号館1階	ラーニングコモンズ
1号館3階	パソコン自習コーナー
4号館1階	ラーニングコモンズ
5号館1階	印刷コーナー
6号館2階	図書館

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリー化事業については、平成 26(2014)年度及び平成 28(2016)年度に 4 号館及び 6 号館のトイレを改修した際に、各 1 階に設置してあった「身体障がい者用トイレ」を「多目的トイレ」に改修した。平成 25(2013)年度には本館エレベーター改修時に福祉機能を付加し、校舎出入口のスロープ、校舎間の接続渡り廊下等、順次バリアフリー化を実施し、利便性を高めている。また、令和 5(2023)年度には、キャンパス内の「バリアフリーマップ」を完成させ、STUDENT'S GUIDE や、在学生ポータルサイトに掲載し、学生及び教職員に周知した。

近年、心肺停止状態に陥った者が AED（自動体外式除細動器）により救命されるという事例が数多くあることから、AED を導入しキャンパス内に設置している。その場所は、1 号館 B1 階、1 号館 1 階受付、E 棟 1 階、3 号館 1 階、プール、4 号館 1 階、5 号館 1 階、5 号館 10 階、6 号館 B1 階、6 号館 1 階、7 号館 1 階、本館 1 階、メモリアルホール内、学内コンビニエンスストア前、体育館、クラブハウス 1 階、北エリア、併設こども園内の 18 ヶ所である【資料 2-5-3】。

ブックセンター（4 号館 1 階）は、割引価格にて書籍・文具を販売しており、学生の利便性を図っている。ラーニングコモンズ（1 号館 1 階、4 号館 1 階）やパソコンコーナー（1 号館 3 階、6 号館 1 階）では、快適なネット環境下で学生が自由に情報検索等ができるようにしている〔写真 2-5-1〕～〔写真 2-5-4〕。



〔写真 2-5-1〕 1号館3階 PC コーナー「PC 充電ロッカー」〔写真 2-5-2〕 1号館3階 PC コーナー「自習スペース」



〔写真 2-5-3〕 1号館 3階 PC コーナー「自習スペース」



〔写真 2-5-4〕 1号館 3階 PC コーナー
「BYOD 対応プリンター」

学生の飲食環境としては、学生食堂、イタリアンカフェ（1号館 1階）とコンビニエンスストアを設置している。加えて、キャンパス内の随所に休憩スペースを設け、昼食や談話のスペースを増設し、学生の多様な嗜好に対応するための飲食物の移動販売（キッチンカー）も導入している。令和 5(2023)年度は、学生アンケートによる学生からの意見等を受けて、食堂メニューやコンビニエンスストアの品揃えの見直しを図った。

さらに、4月開講当初に1年次生を対象に、食堂やイタリアンカフェでの昼食時の混雑緩和と、学内の飲食施設の利用促進の方策として、テイクアウトのお弁当やコンビニエンスストアの商品と引き換えできるランチチケットの配付を実施している【資料 2-5-4】。

また、本学は、通学の便宜を図るため、キャンパスに隣接した自転車・バイクの駐輪場を3カ所設けている。なお、本学は最寄り駅から徒歩8分の交通至便の位置に立地していることから自動車通学を禁止しており、学生・教職員用駐車場を設置していない。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数の適切な管理については、履修者数の上限を設け、講義科目（120人）と演習科目（50人）で一定の学修環境を維持するために履修者選抜を実施している。選抜基準は科目を所掌する各部会及び各学科で毎年見直しており、教務委員会で次年度の履修者選抜の運用方針を決定し、運営協議会での審議・承認を経たのち、拡大教授会・拡大機構会議で報告し、周知している。前期の履修登録期間、後期の履修修正期間終了直後に上限人数を超過した科目に対して、選抜基準に基づき、所掌の各担当教員が選抜を実施している。選抜に漏れた学生には代替となる科目の履修に関して別途追加申請手続きを提示する等、教務課が個別に対応している【資料 2-5-5】～【資料 2-5-7】。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

施設・設備の運営・管理については、定期点検・検査の結果を踏まえて長期保全計画を見直しながら計画的な修繕を行うとともに、LED照明などの省エネ効果の高い設備機器への更新等について、引続き順次実施していく。ICT環境については、インターネットア

クセスを含む無線 LAN のキャンパス内での利用が多いため、機器の更新等、計画的な整備を検討していく。また、対面・遠隔（リアルタイム・オンデマンド）・ハイブリッド授業等、様々な授業方法に対応できるように ICT 機器等の整備を進めていく。

授業を行う学生数については、遠隔（リアルタイム・オンデマンド）授業やハイブリッド授業といった新たな授業方法の教育効果を検証しながら、引続き授業科目の特性や需要予測に応じた適切な履修人数の上限を設定し、履修者が多い場合にはクラスを増やすという対応を行っていく。

【エビデンス・資料】

【資料 2-5-1】 大学ウェブサイト「大学紹介」より「教育情報の公開」>「校舎等の耐震化率」

【資料 2-5-2】 令和 5 年度大学・短期大学部防災訓練の実施について

【資料 2-5-3】 バリアフリーマップ

【資料 2-5-4】 新入生への限定ランチ（お弁当）引換券の学生配布

【資料 2-5-5】 履修者数が超過した際の対応について

【資料 2-5-6】 履修者選抜する際の履修者数基準について

【資料 2-5-7】 履修者数超過の際の選抜ルール及びその対応の確認について

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

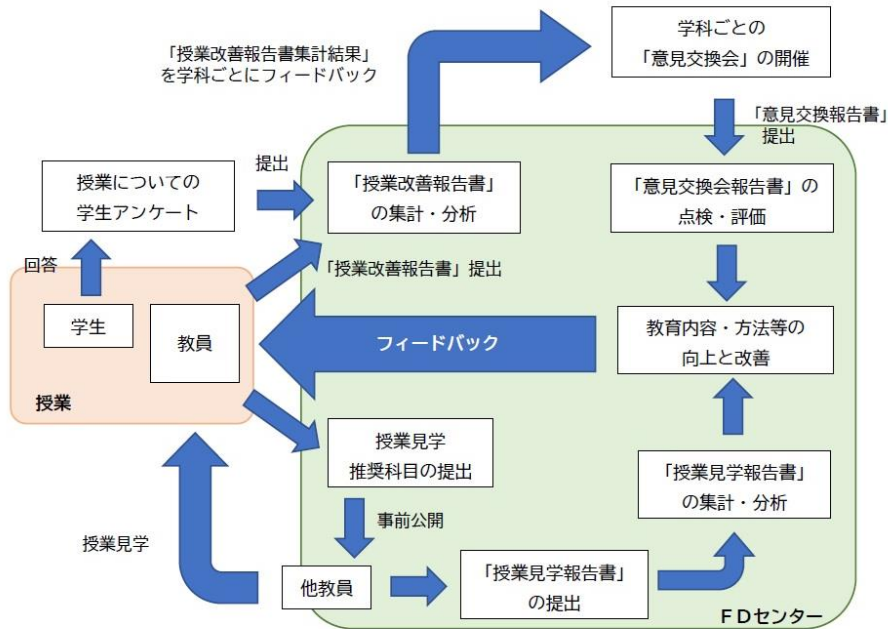
2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生への学修支援に関する学生の意見をくみ上げるシステムの整備、学修支援の体制改善への反映については、各学科の教員と FD センターの職員から成る FD センター会議が方針を決定し、運営を行っている。

FD センターは全科目を対象に「授業についての学生アンケート」を前期・後期各 1 回ずつ実施し、学生の意見を収集している。また、教員が「授業改善報告書」を提出する制度を設け、授業についての学生アンケートの分析結果を各教員にフィードバックし、学生の意見を反映した授業改善に役立てている。当該アンケートの分析結果は学部長、学科長、そして基幹教育機構長にフィードバックされ、学部、学科及び基幹教育機構においてその結果に基づく検討が可能な制度となっている。

授業・教育課程に関する自己点検・評価活動は、①「授業についての学生アンケート」の実施、①を元に個々の教員から提出された②「授業改善報告書」の集計と分析、②に基

づき学科ごとに意見交換会を開き提出された③「意見交換会報告書」による教育内容の向上と改善、及び④教員間の授業見学後に提出される「授業見学報告書」の集計と分析により実施している〔図 2-6-1〕。



〔図 2-6-1〕 授業改善に関するフロー

① 「授業についての学生アンケート」の実施について

令和 5(2023)年度の「授業についての学生アンケート」の実施においては、アンケート回答期間中、学生個々の回答率の推移を教員が把握できるようにし、アンケートに回答するようセミナー担任から学生に働きかけることを求めた。その結果、アンケートの回答率はほぼ前年度並みとなった。具体的には前期の「講義等科目」は 56.4%、「セミナー科目」は 58.6%、後期の「講義等科目」は 51.6%、「セミナー科目」は 48.7%となった【資料 2-6-1】 【資料 2-6-2】。

② 「授業改善報告書」の集計と分析について

令和 5(2023)年度は、前年度に改訂した授業改善報告書の書式を引続き利用し、Google スプレッドシートによる記入とすることで、回答しやすい環境を作った。その結果、授業を振り返る授業改善報告書については、令和 4(2023)年度と同様に、専任教員全員からの報告（提出率 100%）があった。FD センターはこれをうけ、全学及び学科ごとに「授業改善報告書集計結果」を作成し、教員にフィードバックした【資料 2-6-3】 【資料 2-6-4】。

③ 「意見交換会報告書」による教育内容の向上と改善について

従来自由討議形式だった意見交換会を、令和 4(2022)年度より授業改善報告書の集計結果を元に課題を明確にしたうえで実施する方法に変更した。また、これまでの記述内容が改善に活かされているか検証できるように、半期ごとにまとめた報告を連続して追記する記録簿の形式に変更した【資料 2-6-5】。

学科から提出された③「意見交換会報告書」を基に、FD センター会議で授業改善に関わる点検・評価を行い、教育内容の向上や改善に活用した。全学で取り組むべき事項のうち教育の質向上に関する内容はFD 研修会等の課題とした。また、教育の質向上を支援する部署に関連する内容については学務部（教務課、学生課、学修支援室）で意見を共有し、教学マネジメント会議で課題を共有し検討する仕組みへと整備した【資料 2-6-6】。

④ 「授業見学報告書」の集計と分析について

コロナ禍で中断していたが令和 5(2023)年度に再開した授業見学は、教員自身の授業改善に資する目的で実施した。そして授業見学報告書の内容を見直し、記入方法を従来の Word 文書への記入から Google フォームへの登録に変更した。また、学科間の授業見学を活発にする目的で、教員に自身の担当科目から授業見学推奨科目を挙げてもらい事前公開した。この結果、授業見学推奨科目として前期 90、後期 94、合計 184 科目が登録され、授業見学数 144 件に対して推奨科目が 61.1%を占めた。専任教員の授業見学報告書提出率は 87.9%となり、以前の提出率（令和元(2019)年度 22.9%。報告書式や提出方法は現状と異なる。）に比べ大幅な改善が見られた。また、推奨科目を事前公開することで、自学科内の教員同士の授業見学だけでなく、他学部学科教員に対する授業見学が 31.9%に達し、学科間の授業見学を活発化する一定の効果が得られた【資料 2-6-7】。

以上の取組みは、すべて学生の学修支援の体制の整備・改善に寄与するものである。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

毎年、新入生・編入生を対象としたサポート・支援として、心身の健康をチェックする「健康調査・学生生活調査」（令和 6(2024)年度より「ヘルス&メンタルチェック」へ呼称変更）を実施し、支援ニーズのある新入生を対象に呼出し面談を行い、支援の必要有無と当該学生の希望を確認し、特にハイリスクを抱える新入生に対しては、早期支援につながるよう各学科長と情報共有を行い、対応している。

また、本調査において、呼び出し面談の対象に該当していない場合も、面談希望があれば対応している。さらに、毎年、セミナー担任に「要支援学生調査」を実施し、新入生を含む在学学生の中で情報共有や支援の必要な学生がいるかを確認し、必要に応じて該当学生への面談と支援につなげている。

また、担当する学生との個人面談の実施が、セミナー担任の役割として「授業力向上マニュアル」に示している。セミナー担任は、面談を通じ、学生の健康、経済状況、学修状況などについて不安をくみ取り、学生相談室、学生課、学修支援室と連携し、学生支援を進めている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境を含めた学生生活に関する学生の意見や要望等は、日常的に接するセミナー担任はもとより、学生課、教務課、教学・教職センター、地域協働センター、課外教育センター、国際交流センターで受けている。

さらに、学生課にて全学生を対象に「学生生活アンケート」を毎年実施し、学生の満足度や意見を聴取し、学生委員会や局内会議等を通じて教職員に回答データと経年比較した

分析状況を共有し、PDCA サイクルに活用している。アンケート結果のうち、施設利用及び職員対応に関する要望については、庶務課をはじめ事務局各部署と連携し、改善可能な事柄は次年度に改善する取組みを行っている【資料 2-6-8】～【資料 2-6-10】。

その他、食堂設置の要望記入用紙、クラブ顧問による意見聴取などをとおして、学生の意見や要望の把握に努めている。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

教職員は、学生の意見・要望を日頃の学生とのコミュニケーションから拾い上げることがあり、それが公式の会議の場で取り上げられることがある。例えば、学修支援をはじめとした学生の要望及びそれに関する問題は学科会議の「学生の動向」をめぐる情報共有の場などで議論しており、また学生生活に関する問題は各種委員会及び各センター会議で検討している。本学では事務職員も委員会及びセンター会議の構成員として意思決定に参画していることから、教職員が学生の意見や要望を共有し、それに対して一緒に課題の解決を図るといった教職員一体となった運営になっている。

このように、様々な視点から学修支援と学生生活の向上に向けた取組みを行っているが、さらに学生の意見を反映させる仕組みを構築する必要がある。今後は IR 室が中心となって、各種アンケート・調査データを集約し、分析して、改善活動に取り組んでいく。

【エビデンス・資料】

【資料 2-6-1】「2023 年度前期「授業についての学生アンケート」実施について」依頼通知

【資料 2-6-2】「2023 年度後期「授業についての学生アンケート」実施について」依頼通知

【資料 2-6-3】授業改善報告書・集計結果レポート（2023 年度前期）

【資料 2-6-4】授業改善報告書・集計結果レポート（2023 年度後期）

【資料 2-6-5】様式「意見交換会報告書」

【資料 2-6-6】「意見交換会記録簿」及び「授業改善報告書」の集計結果の公開について」
実施通知

【資料 2-6-7】授業見学報告書まとめ

【資料 2-6-8】令和 5 年度学生生活アンケート質問項目

【資料 2-6-9】令和 5 年度学生生活アンケート調査結果について

【資料 2-6-10】令和 5 年度学生生活アンケート集計結果経年比較

【基準 2 の自己評価】

多様化する受験生の志向性や知的興味に応じて、本学は柔軟に学生の受入れを続けてきた。各学部学科は AP を策定し、毎年見直す機会を設けている。また、入学者選抜の実施については各種会議で議論を重ね、公正で適切な選抜を実施するよう努めている。このようにして受入れた学生に対して、教職員は面倒見の良い対応を心がけている。

本学は、学生と教職員の「距離」が近いことが強みであり、特徴でもある。学生との直接的なコミュニケーションの中で、年次・学修状況・心身の状態などの属性や特性に応じて学生支援の種類と程度を使い分ける教職員が多い。また、学生に関する問題及び課題を公式な会合のみならず様々な場面で教職員は情報共有している。これらのこともあり、学

生への支援及びサービスの質は高いと言える。

以上のことから、基準 2「学生」を満たしていると評価する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は建学の精神である「全人教育」を推進し展開するために、三つのポリシーを定めている。種々の教学改善を進めるなか、学校教育法施行規則の改正（平成 29(2017)年 4 月 1 日施行）にあわせて各ポリシーの見直しを行い、平成 29(2017)年 4 月より大学ウェブサイト、在学生ポータルサイト、「授業力向上マニュアル」において各ポリシーを周知している。

本学の教育目的を達成するため DP は、建学の精神である「全人教育」のもと、所定の能力を備え、学則その他諸規程に定める卒業要件を満たした者に卒業を認定し学位を授与する方針である。大学、学部、学科及び大学院は、DP とその教育内容に齟齬がないよう DP の点検を年度後半に実施している。その点検の結果、DP に変更が生じる場合は年度末の本学園常勤理事会の審議を経た後、次年度に新たな DP として公開している。大学、学部、学科及び大学院の DP は大学ウェブサイト、在学生ポータルサイト、「授業力向上マニュアル」で周知している【資料 3-1-1】～【資料 3-1-3】。

令和 5(2023)年度においては、国際教養学部が「国際コミュニケーション学科」の教育課程の「第二外国語」科目群から「韓国語科目」を削除し、「国際観光学科」に集中配備したことにより DP の改正を行った【資料 3-1-4】。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本大学院に関しては、修士課程の修了要件は「大学院学則」第 35 条において修了に必要な単位数を 34 単位以上、博士課程の修了要件は、「大学院学則」第 36 条において修了に必要な単位数を 58 単位以上（但し、博士課程の後期 3 年の課程に入学した場合の必要な単位数は 24 単位以上）と明記し、「大学院学則」第 10 条において修業年限を定めている。各授業における単位認定は、筆記、口頭試問その他の方法によって行い、成績評価は、「5・4・3・2・1」の 5 段階をもって表示し、5・4・3 及び 2 を合格としている。これらの単位認定基準については、「大学院学則」第 30 条及び第 31 条に定めている【資料 3-1-5】。

学生の本大学院修了については、修士論文または博士論文の審査、並びに最終試験に合格した者を研究科委員会の議を経て、学長が決定するよう「大学院学則」第 6 条第 4 項に定めている。また、学位については、「大阪国際大学学位規程」に学位に関する必要な事項を定めており、「学位授与プロセスと学位論文審査基準」も策定し、大学ウェブサイトに公

開している【資料 3-1-6】【資料 3-1-7】。

本学においては、成績評価の厳格化を進めるべく DP を踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を明確にした規程を策定している。各基準及び要件の概要は在学生ポータルサイトに掲載の「履修の手引」で周知している。なお、成績評価基準については、全科目でシラバスの「成績評価の方法・基準（方針）」の項目に成績評価の種類、方法、割合を明記している【資料 3-1-8】【資料 3-1-9】。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定については、各科目のシラバスに明示した成績評価の方法にしたがい、到達目標の達成度を評価し、科目担当教員が成績を登録している。「履修の手引」においては「単位制度」の項目があり、単位制度の詳細、科目における単位数の考え方、入学前の既修得単位の認定、編入学生の既修得単位の認定、海外研修参加による単位認定などの説明が記されている。シラバスでは全ての科目について「事前事後の学修」として授業時間外の学修時間を明記している。これは当該科目の単位数に応じて必要な学修時間を確保するためであり、単位の実質化を促すことを目的としている【資料 3-1-10】。

なお、前期及び後期の成績発表（UNIPA における成績公開）当日より約 1 週間「成績問合せ期間」を設けている。学生は成績に疑義がある場合に、所定の問合せ様式にしたがい到達目標の達成度の自己評価を明記して提出することで、成績の妥当性を確かめることができる。科目担当教員は、成績問合せ期間とその後数日の間に、問合せに対して所定の回答様式にしたがい回答する。その問合せの過程で科目担当教員が成績を修正することがあれば、その旨を学生に回答するとともに成績を再登録する。このように、単位認定においては瑕疵がないよう慎重に対応している【資料 3-1-11】。

成績評価を厳格化するため、進級の要件として所定の科目の単位修得、総修得単位数、そして GPA の基準を用いている。また、同様に成績評価を厳格化するため、卒業の要件として 4 年以上で 8 年をこえない在学において所定の科目の単位修得、総修得単位数、そして GPA の基準を用いている。その厳正な基準の適用は「学長のリーダーシップによる全学的な教学マネジメントの確立」のための教学マネジメント会議において決定した教学改善の取組みの一つとして運用している【資料 3-1-12】〔表 3-1-1〕〔表 3-1-2〕。

〔表 3-1-1〕 進級要件

進 級 要 件	
3年次	4年次
(1) 1年次及び2年次のセミナーの単位を修得していること (2) 卒業要件に算入することのできる総修得単位数（(1)の単位数を含む）の合計が50単位以上であること (3) 通算GPA1.50以上もしくは2年次（単年度）GPA1.80以上であること	(1) 3年次のセミナーの単位を修得していること (2) 卒業要件に算入することのできる総修得単位数（(1)の単位数を含む）の合計が84単位以上であること (3) 通算GPA1.50以上もしくは3年次（単年度）GPA2.00以上であること

〔表 3-1-2〕 卒業要件

経営経済学部

授業科目区分		卒業に要する単位数・GPA			
共通教育科目	基盤セミナー	8単位	31単位以上	通算GPA 1.5以上 もしくは 4年次 (単年度) GPA 2.0以上	
	共通教養科目	教養総合科目			3単位
		教養特定科目			8単位以上
		コミュニケーション演習			6単位以上
	社会連携科目				
キャリア形成科目	6単位				
学部・学科専門科目		(経営学科) 必修10単位、 主専攻コースごとに24単位以上 (経済学科) 必修18単位、 主専攻コースごとに8単位以上	68単位以上		
共通教育科目、学部・学科専門科目のいずれかから			25単位以上		
合 計			124単位以上		

※卒業要件に算入することのできない取得単位数は除く。

国際教養学部・人間科学部

授業科目区分		卒業に要する単位数・GPA			
共通教育科目	基盤セミナー	8単位	31単位以上	通算GPA 1.5以上 もしくは 4年次 (単年度) GPA 2.0以上	
	共通教養科目	教養総合科目			3単位
		教養特定科目			8単位以上
		コミュニケーション演習			6単位以上
	社会連携科目				
キャリア形成科目	6単位				
学部・学科専門科目			66単位以上		
共通教育科目、学部・学科専門科目のいずれかから			27単位以上		
合 計			124単位以上		

※卒業要件に算入することのできない取得単位数は除く。

進級については、2年次から3年次、3年次から4年次への進級要件を学生が満たすか否かの進級判定を実施している。その判定に係る作業は、まず各学部・学科及び基幹教育機構の教員並びに教務課の職員が構成員となる教務委員会での審議、次に各学部の全教員が構成員となる卒業・進級判定拡大教授会での審議を経て、最終的に学長が進級の可否を決定する【資料 3-1-13】。

卒業については、その判定に係る作業として、まず各学科と基幹教育機構の教員及び教務課の職員が構成員となる教務委員会での審議、次に各学部の全教員が構成員となる卒業・進級判定拡大教授会での審議を経て、最終的に学長が卒業の可否を決定する【資料 3-1-14】。

本大学院の修了判定については、「大学院学則」第6条第4項及び大阪国際大学大学院経営情報学研究科委員会規程第7条第1項に基づき研究科委員会の議を経て、学長が決定

している【資料 3-1-15】【資料 3-1-16】。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

「学修成果可視化プロジェクト」が令和 2(2020)年 4 月に発足し令和 4(2022)年度末まで学修成果の可視化案を策定し、学修成果可視化システムを導入し定着させることを目的として活動した。FD センター長がリーダーとなり、大学各学部、短期大学部、基幹教育機構より各教員 1 人、FD センター、教務課、情報システム室、学長室より職員がメンバーとなった。プロジェクトは本学の学修成果可視化システムを円滑に機能させるために、DP の評価と、それに合わせた本学の学修成果の可視化に係る「学修ポートフォリオ」のシステム開発に取り組んだ。プロジェクト活動期間の後は「IR 室（令和 5(2023)年度設置）」を中心とした教学関連組織及び関係者が、各学部学科の DP の評価と学修成果の可視化を推進している。

【エビデンス・資料】

【資料 3-1-1】 大学ウェブサイト「大学紹介」より「3 つの方針（ポリシー）」

【資料 3-1-2】 在学生ポータルサイト「卒業・カリキュラム関連ポリシー」

【資料 3-1-3】 授業力向上マニュアル 2023 年度版

【資料 3-1-4】 教学マネジメント会議、運営協議会及び国際教養学部拡大教授会議事日程

【資料 3-1-5】 大阪国際大学大学院学則

【資料 3-1-6】 大阪国際大学学位規程

【資料 3-1-7】 大学ウェブサイト「学部・学科」より「大学院」

【資料 3-1-8】 「履修の手引 2024」

【資料 3-1-9】 UNIVERSAL PASSPORT (UNIPA) 「シラバス」

【資料 3-1-10】 「履修の手引 2024」より「3.単位制度」(P.5～6)

【資料 3-1-11】 在学生ポータルサイト「成績・卒業に関する基準・制度」より
「成績評価に関する問合せ」

【資料 3-1-12】 大阪国際大学教学マネジメント会議規程

【資料 3-1-13】 大阪国際大学経営経済学部履修規程第 22 条及び第 22 条の 2、同人間科学部履修規程第 22 条の 2 及び第 22 条の 3、同国際教養学部履修規程第 22 条の 2 及び第 22 条の 3（3 年次への進級要件）及び（4 年次への進級要件）

【資料 3-1-14】 大阪国際大学学則第 36 条（卒業要件）

【資料 3-1-15】 大阪国際大学大学院学則第 6 条第 4 項

【資料 3-1-16】 大阪国際大学大学院経営情報学研究科委員会規程第 7 条第 1 項

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

建学の精神である「全人教育」及び学則に定める教育目的を達成するために CP を策定した。平成 29(2017)年 4 月より大学ウェブサイト、在学生ポータルサイト、「授業力向上マニュアル」において、大学、各学部及び学科の「教育課程の編成・実施の方針」として CP を示している。CP は、その方針に則した教育課程を展開できているか否かについて、大学、各学部及び学科がその内容を年度後半に点検する。その点検の結果、CP に変更が生じる場合は、年度末の本学園常勤理事会の審議を経て、次年度に公開している。このように、大学、学部、学科の CP は大学ウェブサイト、在学生ポータルサイト、「授業力向上マニュアル」で周知している【資料 3-2-1】～【資料 3-2-3】。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

各学科の CP は、DP と一体的に策定している。いずれのポリシーについても建学の精神である「全人教育」を踏まえた教育目的を達成するための方針であることから、CP は DP との一貫性が確保されている。CP は、建学の精神である「全人教育」及び学則に定める教育目的を達成するために策定している【資料 3-2-4】。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

大学全体の CP の内容に準じて各学部学科が CP を策定していることから、各学部学科はそれぞれの CP に沿って体系的な教育課程を編成している【資料 3-2-5】【資料 3-2-6】。

まず、開講する全科目についてシラバスを作成し明示している。シラバスにまず掲載している事項は、「科目名」「担当教員名」「開講年次」「開講期間」「単位数」及び「実務家教員による授業に該当するかどうか」といった授業属性である。これに加えて、「DP に示される能力または学習成果」の項目において DP との関連から算出される「学修率」を記載している。続けて、「授業の目的・概要」「到達目標」「授業計画」「事前事後の学習」「課題に対するフィードバックの方法」「成績評価の方法・基準（方針）」「テキスト」「参考書」「履修条件・他の科目との関連」「担当教員への連絡方法」の事項を記載している。そのなかの「成績評価の方法・基準（方針）」は、授業内での評価、授業外での評価、定期試験、定期試験に代わるレポート等、その他の「成績評価の種類」について「評価割合（%）」を示すこと、さらに「評価方法・割合」を記すこと、そして「評価対象となる到達目標」を示すことが担当教員に求められる。「到達目標」の事項は、「～ができる」もしくは「～を身につける」といった達成状態を把握できる記述となっている。このことで厳正な成績評価を行っている【資料 3-2-7】【資料 3-2-8】。

履修登録の概要については在学生ポータルサイト掲載の「履修の手引」の「履修申請要

領」に示している。そのなかで履修制限が年間原則 40 単位であること、上位年次配当科目は履修不可であることなど「履修申請上の注意」が述べられている【資料 3-2-9】。

以上のとおり、CP に沿って教育課程が体系的に編成されている。

3-2-④ 教養教育の実施

「本学の教養教育の根幹にあたる共通教育」は、令和 4(2022)年度より新しい教育課程を導入した。そのねらいの一つは教養教育の充実である。「履修の手引き」では、本学の「共通教育科目」を「社会人として必要な基礎力と幅広い教養を身につけるための科目」と位置付けている【資料 3-2-10】。

なお、「共通教育科目」群のうち、「共通教養科目」群は「教養総合科目」「教養特定科目」「コミュニケーション演習」の 3 科目群に大別される。「教養総合科目」は 1 年次必修の「教養総合講義」と「教養演習」からなり、前者は専門が異なる 3 人の教員がそれぞれの専門分野に関わる入門的講義を 5 回ずつ行うもので、1 年次の学生がそれぞれの所属学科に関わらず、知の世界を広げることをめざしている。後者の「教養演習」は、「文章読解、文章作成、数的処理」の 3 分野を学生たちが演習形式で学ぶもので、アカデミックスキルズの基礎を養成することをめざしている。

「コミュニケーション演習」分野には、情報処理技術の養成をめざす 1 年次必修の「デジタル・リテラシー」「デジタル・リテラシー演習 I」が含まれており、これらの科目の運営は情報教育部会が所掌している。また同分野には、やはり 1 年次必修の英語科目である「Oral English I」「Presenting Skills」が含まれており、他の選択科目である「中国語 I」「韓国語 I」などととも、これらの外国語科目は語学教育部会が運営を所掌している。

最後に、「日本の文化」「心理学」など、幅広い分野の教養科目が含まれる「教養特定科目」群は、科目の編成、担当者選定及びクラス配置などのカリキュラム運営は教養教育部会が所掌している【資料 3-2-11】。

この「教養特定科目」群の科目は、大半が遠隔オンデマンド型授業であることと相俟って、履修希望者が集中する傾向にある。履修希望者数が履修基準数を超える場合（講義科目は 120 人、演習科目は 50 人）、規程により履修者を選抜することになる。

令和 5(2023)年 4 月の履修者選抜においては、令和 4(2022)年 4 月に比べてこの科目群の選抜実施クラス数は少なく、選抜漏れの学生数も減少した。しかし令和 5(2023)年 9 月の後期履修修正期間にも履修基準数を超えるクラスは出現したため、令和 4(2022)年度と令和 5(2023)年度の履修者選抜実施クラス数を比較すると、ほぼ同じであった。つまり令和 4(2022)年度中に令和 5(2023)年度のクラス数を増加させたが、令和 5(2023)年度の履修者選抜実施数全体を激減させることにはつながらなかったのである。それを受けて、令和 5(2023)年度には、令和 6(2024)年度開講クラス数をさらに増加させた。その結果、令和 6(2024)年 4 月の履修者選抜においては、実施クラス数は令和 5(2023)年 4 月と比べて減少している。

令和 4(2022)年度には教養教育部会開講科目を担当する非常勤講師と教養教育部会長との間で意見交換を行う、オンラインでの非常勤講師談話会を初めて実施したが、令和 5(2023)年度も引き続いて、令和 6(2024)年 3 月 28 日に開催した。令和 4(2022)年度は 3 人の非常勤講師の参加があったが、令和 5(2023)年度は 4 人の非常勤講師と基幹教育機構長、

教務課職員が参加し、令和 4(2022)年度よりも充実した情報交換、意見交換ができた【資料 3-2-12】。

さて、教養教育部会開講科目の多くは、コロナ禍対応以来、ほとんどの科目が遠隔授業を継続している。遠隔授業は毎回レポートを課す科目がほとんどだが、近年生成 AI を用いたレポートも出現する問題も発生している。本学は「生成系 AI への対応について」を令和 5(2023)年度から学生に在学学生ポータルサイトで示しているが、抜本的な解決には至っていない【資料 3-2-13】。この問題も含めた複数の理由より、担当教員からは遠隔授業の対面化を望む声も出てきているが、令和 5(2023)年度には解決に向けて動くことはできなかった。令和 6(2024)年度は、教学マネジメント会議構成員に働きかけ、令和 7(2025)年度の教学方針策定時に、教養教育部会開講科目の対面化を議論するよう依頼する予定である。

以上のように本学は情報教育部会・語学教育部会・教養教育部会が主体となって教養教育を適切に実施している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教授方法の工夫・開発と効果的な実施については全学的に共通した取組みの特徴が見られる。それは、本学が体験型教育及び実践型教育を推進し、各学部・学科が授業においてアクティブ・ラーニングもしくは PBL(Project Based Learning)の要素を採入れた専門教育を実施していることである。

経営経済学部経営学科及び経済学科は、「実践型の学び」の充実に取り組んでいる。令和 5(2023)年度、経営学科は「アクティブラーニング I 及び II」、経済学科は「プロジェクト演習 I 及び II」といった学科科目において、初年次の体験型の学び、2 年次以降の実践型の学びを推進した。特に京阪沿線のプログラムは令和 4(2022)年度と比べて、倍以上のプログラムを実施した。さらに、地方や海外の実践型プログラムの充実に努めた。例えば奈良県三宅町と包括提携を結び、複数のセミナーで、ふるさと納税や庁舎の改善などの PBL を推進した。また、大学の海外提携先であるシンガポール・ナンヤンポリテクニクと複数のプロジェクトを実施した。各教員の専門性及び人脈を活用し、50 以上の体験型及び実践型のプログラムを行った。そして研究活動を活性化させるための上級学年対象のドリームプロジェクトと称する取組みが 3 年目を迎えた令和 5(2023)年度は、最も充実した形で卒業研究に結実し、実践型学びの成果を示すことになった。【資料 3-2-14】～【資料 3-2-17】。

人間科学部心理コミュニケーション学科は、公認心理師養成のための実践的教育、及び学生主体の実践的活動に取り組んでいる。令和 5(2023)年度、公認心理師養成に関する学外実習として守口市近隣の 19 施設において実務経験を実施した。また学生主体の実践的活動の場である「アクション・プロジェクト (APj)」では、「大阪日日新聞」への 8 件の記事の掲載、「古着屋プロジェクト」の大型商業施設 (ショッピングモール) への出店、「沖縄プログラム」における現地演習 (学生 14 人参加) などを実施した。小学校児童対象の「フォトコミ」は教育支援施設からの依頼、在阪テレビ局の取材への対応など広範に活動した【資料 3-2-18】～【資料 3-2-24】。

人間科学部人間健康科学科は、「食・身体・心の健康」の 3 分野に関する体験学修の充実に取り組んでいる。令和 5(2023)年度は「ヘルスケアビジネス演習」として果実・トマト系飲

料及び食品取扱いシェアトップ企業と連携した飲料及び食品の開発プロジェクト 2 件、また同演習として化粧品メーカーと化粧水の共同開発・販売プロジェクト 1 件、「レジャースポーツ（マリンスポーツ応用）実習」として 2 泊 3 日の沖縄研修、「リラクゼーション」として 1 泊 2 日の集中講義を実施するなど学外において体験学修を実施した【資料 3-2-25】～【資料 3-2-29】。

人間科学部スポーツ行動学科は、課題発見力及び実践力を修得すること、そして協働力を身につけることを目指した複数の実践型プロジェクトに取り組んでいる。令和 5(2023)年度はスポーツ教育分野では教員採用試験実技対策としての「実技種目講座」に加え、守口市と連携した「学校ボランティア活動」を実施し、健康・スポーツ分野ではトレーナー分野の実践の場としての「アスリートサポートプロジェクト」を継続して実施するとともに、海外から講師を招聘した「国際セミナー」を実施した。スポーツマネジメント分野では J リーグクラブと連携したプログラムに PBL 形式を採入れた「企画型プロジェクト」を推進した。またアメリカでのスポーツトレーナー海外研修及びオーストラリアでのスポーツマネジメント海外研修など、学びのフィールドを海外にも広げ、グローバルな実践的活動ができる学修環境を整えた【資料 3-2-30】～【資料 3-2-35】。

国際教養学部国際コミュニケーション学科においては、令和 5(2023)年度は西オーストラリア大学への 4 か月間の語学研修をはじめ、中国への語学留学、カナダ、タイ、韓国への交換留学を実施した。さらに、令和 5(2023)年度から新しい取り組みとして台湾へのサマープログラム（10 日間）を 8 月に実施した。同学部国際観光学科は、令和 4(2022)年度から韓国事情研修を開始した。隣国の文化や習慣に関する知見を深めたり、現地の学校（航空大学校）との大学間交流を推進したりすることを目指している。令和 5(2023)年度は 2024 年 2 月に 3 泊 4 日で実施した。また、令和 6(2024)年度にキャビンアテンダント採用受験予定の学生を対象に、エアラインプログラム（ANA エアラインスクール CA コース）を令和 5(2023)年 10 月から実施した。この実践型プログラムは、コロナ禍の影響等で中断を余儀なくされたが学生のエアライン関連の専門技能修得希望に応えるかたちで以前の受講資格条件を踏まえつつ再開した【資料 3-2-36】～【資料 3-2-39】。

以上が教授方法の工夫・開発と効果的な実施の状況である。

教授方法の改善を進めるための組織体制は、FD センターが主体となった。基準 2(2-6-①)ですでに述べたとおり、FD センターは学生の意見を収集し、学修支援の体制を改善するために履修科目について学生が回答する「授業についての学生アンケート」を実施している。このように FD センターは学生の意見をくみ上げることからも教授方法の改善を進めるために組織の体制を整備している【資料 3-2-40】。

また FD センターは、先述のとおり令和 5(2023)年度、「授業についての学生アンケート」の結果をフィードバックされた各教員による「授業改善報告書」（令和 4(2022)年度改訂）の書式を引続き利用し、Google スプレッドシートへの記入とすることで、回答しやすい環境を作った。その結果、前年度と同様に専任教員全員から授業改善報告書の提出があった（提出率 100%）。

授業改善報告書の活用目的を明確にするため、FD センターが全ての報告書の内容をまとめて「授業改善報告書集計結果」を作成した。その集計結果を基に、学科及び基幹教育機構から選出された FD センター会議構成員が中心となり学科及び基幹教育機構において

「意見交換会」を実施し、意見交換会報告書を作成することで授業改善報告書と意見交換会の連携を強化した。さらに学務部組織（教務課、学生課、学修支援室）と意見交換・情報共有を図り、教学マネジメントの機能向上に寄与できる体制や仕組みを引続き整備した【資料 3-2-41】【資料 3-2-42】。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育課程及び教授方法の改善においては、教育主体である各学科等が CP と実際の教育内容に齟齬が生じていないかを常に確認する必要がある。学科は CP が DP を反映しているか、また CP と DP は矛盾がないかなど CP と DP の一貫性を担保しなければならない。また、その改善には CP に応じた教育課程の編成、シラバスの整備、履修登録の適正化など単位の実質化に関する工夫を求められるが、学科の主体性に加えて教務に係る恒常的な事務的サポートが必要である。そして、教養教育の推進、授業内容・方法の工夫の実現、教授方法改善のための組織体制の整備・運用は、専任教員に限らず非常勤教員を含めた全教員が関与する全学的な授業改善の取り組みが必要である。

本学においては、学科の主体性、教務に係る事務的サポート、全学的な授業改善は各々が水準以上の活動を進めているが、今後は IR 室が提供する教学関連のデータ及び分析結果に基づき、組織的に「学修者本位の教育」を実現することを目指す。そのため、教学マネジメントの議論の場に「教育課程及び教授方法」を取りあげていく。

【エビデンス・資料】

- 【資料 3-2-1】 大学ウェブサイト「大学紹介」より「3つの方針（ポリシー）」
- 【資料 3-2-2】 在学生ポータルサイト「卒業・カリキュラム関連ポリシー」
- 【資料 3-2-3】 授業力向上マニュアル 2023 年度版
- 【資料 3-2-4】 大阪国際大学学則第 1 条
- 【資料 3-2-5】 大学ウェブサイト「大学紹介」より「3つの方針（ポリシー）」
- 【資料 3-2-6】 在学生ポータルサイト「授業に関すること」より「カリキュラムマップ」「カリキュラムフロー」
- 【資料 3-2-7】 UNIVERSAL PASSPORT (UNIPA)「シラバス」
- 【資料 3-2-8】 シラバス作成要領
- 【資料 3-2-9】 「履修の手引 2024」より「履修申請上の注意」(p.11)
- 【資料 3-2-10】 「履修の手引 2024」より「2.授業科目の区分」(p.3~4)
- 【資料 3-2-11】 「履修の手引 2024」より「10.授業科目一覧」(p.34~46)
- 【資料 3-2-12】 「2023 年度非常勤講師懇談会（教養教育部会開講科目）のご案内」
- 【資料 3-2-13】 在学生ポータルサイト「授業に関すること」より「生成系 AI への対応について」
- 【資料 3-2-14】 経営経済学部「京阪沿線に展開する「実践型の学び」」
- 【資料 3-2-15】 経営経済学部「日本各地からアジアに展開する「実践型の学び」」
- 【資料 3-2-16】 経営学科「2023 年度卒業研究論文発表会プログラム」
- 【資料 3-2-17】 経済学科「2023 年度卒業研究論文発表会プログラム」
- 【資料 3-2-18】 心理コミュニケーション学科「公認心理師クラス心理実習報告書」

- 【資料 3-2-19】 心理コミュニケーション学科「アクション・プロジェクト報告会プログラム」
- 【資料 3-2-20】 心理コミュニケーション学科「大阪日日新聞掲載紙面」
- 【資料 3-2-21】 心理コミュニケーション学科「古着屋プロジェクト報告書」
- 【資料 3-2-22】 心理コミュニケーション学科「古着屋プロジェクトパンフレット」
- 【資料 3-2-23】 心理コミュニケーション学科「沖縄プロジェクト報告書」
- 【資料 3-2-24】 心理コミュニケーション学科「フォトコミ実施状況」
- 【資料 3-2-25】 人間健康科学科「2023 年度ヘルスケアビジネス演習（スムージー班）」
- 【資料 3-2-26】 人間健康科学科「2023 年度ヘルスケアビジネス演習（カレー班）」
- 【資料 3-2-27】 人間健康科学科「2023 年度ヘルスケアビジネス演習（化粧品開発）」
- 【資料 3-2-28】 人間健康科学科「レジャースポーツマリン沖縄研修」
- 【資料 3-2-29】 人間健康科学科「リラクセーション集中講義説明会資料」
- 【資料 3-2-30】 スポーツ行動学科「学校ボランティア活動」
- 【資料 3-2-31】 スポーツ行動学科「アスリートサポートプロジェクト」
- 【資料 3-2-32】 スポーツ行動学科「令和 5 年度 ASPro.国際セミナー」
- 【資料 3-2-33】 スポーツ行動学科「令和 5 年度企画型プロジェクト報告書」
- 【資料 3-2-34】 スポーツ行動学科「令和 5 年度海外研修報告会資料_アメリカ」
- 【資料 3-2-35】 スポーツ行動学科「令和 5 年度海外研修報告会資料_オーストラリア」
- 【資料 3-2-36】 国際教養学部「UWA_08.21OIU-16week program PROPORSAL 2023」
- 【資料 3-2-37】 国際教養学部「台湾サマープログラム資料」
- 【資料 3-2-38】 国際教養学部「韓国研修 4 日間旅程表」
- 【資料 3-2-39】 国際教養学部「OIU メール:2023 エアラインプログラム受講者募集の件」
- 【資料 3-2-40】 授業についての学生アンケート
- 【資料 3-2-41】 授業改善報告書・集計結果レポート(2023 年度前期)
- 【資料 3-2-42】 授業改善報告書・集計結果レポート(2023 年度後期)

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学は現時点で三つのポリシーをすべて踏まえた学修成果の点検・評価のための全学的かつ統合的な方法を有していない。しかしながら、各種調査やアンケートによる個別の尺度・指標を用いた測定方法により、個別に点検・評価を実施してきた。その調査やアンケートによる点検・評価は次のとおりである。

まず、一つは学修ポートフォリオである。本学のカリキュラムは、共通教育科目群と学

部・学科専門科目群に大別され、共通教育科目の学修成果については大学ウェブサイトにも明示している【資料 3-3-1】。共通教育科目群の各科目のシラバスでは、学修成果の内容を A～I の 9 種に分別し、それぞれの科目において、学ぶことのできる要素と学修率を示している。一方、学部・学科専門科目の学修成果については、DP に示す能力を細分化したことから「何を身につけることができたのか」を学生自身が理解できるようになっている。共通教育科目と同様に、各科目のシラバスではその科目で学び身につけられる DP に示した能力を学修率とともに示している【資料 3-3-2】。学生は、成績が公開された後、UNIPA の学修ポートフォリオで、自らの学修成果を把握できるようになっている。

次に、資格取得状況の調査では、教学・教職センターが資格及び検定の可否を把握し DP に関わる能力の修得状況を点検・評価している。その資料として「各種免許・資格取得者状況について」を毎年度末にとりまとめ、翌年度 4 月の運営協議会にて報告のあと、同月の拡大教授会・拡大機構会議に報告している【資料 3-3-3】。

就職状況の調査については、キャリアサポートセンターが卒業年次生の毎月の活動状況、内定状況を記録・管理し点検・評価を行っている。その資料は、原則、毎月第 1 週開催の就職委員会で前月までの速報値が示され、第 2 週開催の運営協議会にて報告され、第 4 週開催の拡大教授会・拡大機構会議にて報告されている【資料 3-3-4】。

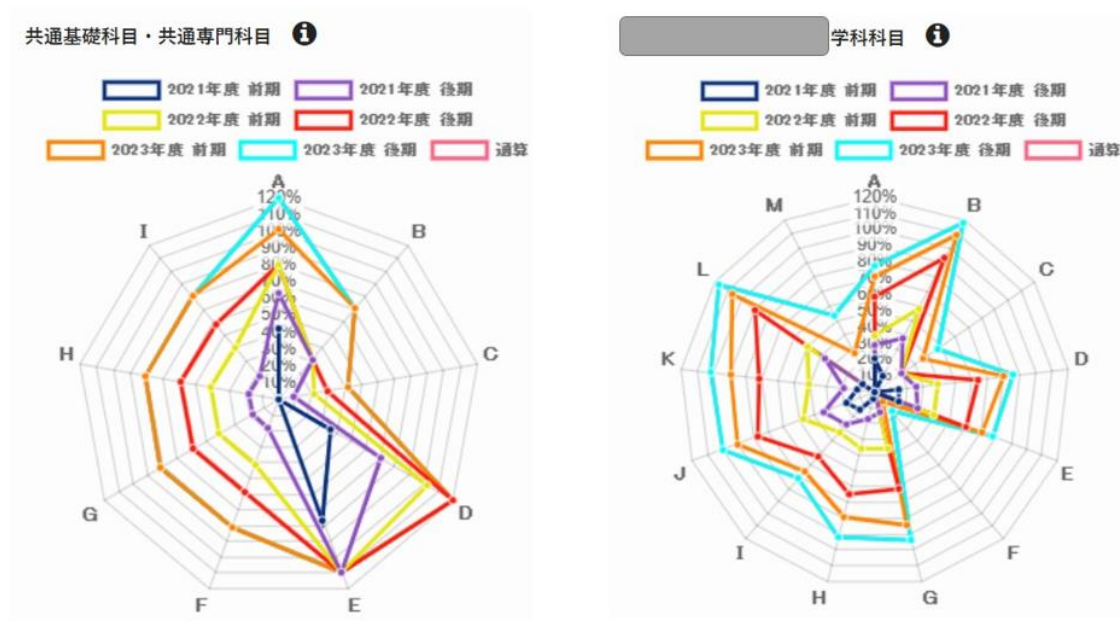
他にも、学生の意識調査については、学生委員会による「学生生活充実度アンケート」、学長室及び大学 IR コンソーシアムが調査主体の「学生調査」があり、前者は学生生活と学修意欲の観点から学生の意識を把握するもの、後者は学生自身による大学生活に対する自己評価の程度を把握するもので、いずれも学修成果の一端を測定しているに留まる【資料 3-3-5】【資料 3-3-6】。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

各年次のセミナー担任は単位取得・GPA 分布の状況、退学・除籍・休学等の学籍状態、進級・卒業判定結果などから学生の「学修状況」を把握し、学生の学修指導に取り組んでいる。同時に、学部・学科及び基幹教育機構・部会は所掌する科目の履修状況、成績から学修状況を把握し、次年度以降のカリキュラム、担当者、クラス編成の改善に取り組んでいる。

これとは別に、令和 4(2022)年度より「学修度ポートフォリオ」から学修状況を学生本人も教職員も確認することができるようになった（令和 5(2023)年度「学修ポートフォリオ」と呼称変更）。「学修ポートフォリオ」とは、UNIPA のオプション機能を用いて、学生の学修状況を把握可能にするものである。

毎年度の前期及び後期の成績が公開された後、UNIPA の画面において共通教育科目と学科専門科目の二つのレーダーチャート図が表示される。その図には各期の成績ごとに折れ線が描かれる。チャートの軸は学修成果の要素を細分化した指標項目（共通教育）及び DP の要素を細分化した学修成果の指標項目（学科専門科目）であり、その程度はそれぞれの指標項目の重み付け（0～100%）と科目の成績評価（1～5 段階）から算出される値で示される。このように学修ポートフォリオからも学修成果の点検・評価を行い、フィードバックが可能となっている〔図 3-3-1〕。



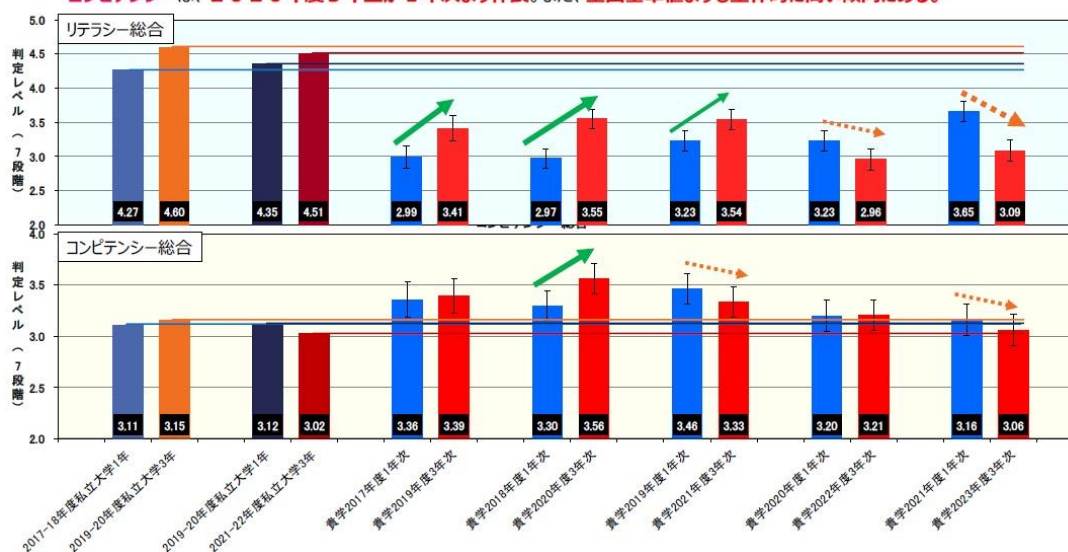
〔図 3-3-1〕 学修ポートフォリオにおける共通教育科目と学科専門科目の2つのレーダーチャート例

また、毎年度1年次と3年次に対して社会的汎用能力（ジェネリックスキル）を測定する「PROG（Progress Report On Generic Skills）テスト」を実施している。「PROGテスト」では、知識を元に問題解決にあたる力である「リテラシー」、取り巻く環境に実践的に対処する力である「コンピテンシー」を測定することができる。特に、1年次から3年次の結果の変化（伸び率、停滞率）から学修成果を評価・点検することができる。この測定結果を学生本人にフィードバックすることで自らの学修の成果と自身の成長状況、強みと弱みを理解したうえで学修に取り組むことを促し、一方でセミナー担任の教員に測定結果を理解し解釈してもらうことで学生指導の一助になっている。本学は、先の学修ポートフォリオとあわせて PROG テストを学修成果の点検・評価として活用し、教育内容・方法及び学修指導の改善に役立っている〔図表 3-3-2〕。

PROGで見た貴学の特徴

リテラシーは、2019、2020、2021年度3年生が1年次より伸長。

コンピテンシーは、2020年度3年生が1年次より伸長。また、全国基準値よりも全体的に高い傾向にある。



リテラシー

問題解決のために必要な考える力

領域	構成要素
問題解決力	情報収集力
	情報分析力
	課題発見力
	構想力

※リテラシーで測定する能力は、文系・理系共に入学偏差値やGPAと弱い相関がある。

コンピテンシー

行動する力/就職活動・会社での評価に関係する力

領域	構成要素
対人基礎力	親和力
	協働力
	統率力
對自己基礎力	感情制御力
	自信創出力
	行動持続力
対課題基礎力	課題発見力
	計画立案力
	実践力

※コンピテンシーで測定する能力は、文系・理系共に入学偏差値やGPAと相関はない。

RIASEC INC, All rights reserved.

〔図表 3-3-2〕 本学の PROG の結果と、PROG におけるリテラシーとコンピテンシー

リアセック社提供「2023 年度大阪国際大学 PROG の結果」

(3) 3-3 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は DP を策定し周知しつつ、DP を踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、厳正に適用している。ただし、本学は DP をはじめとした三つのポリシーを踏まえた点検・評価に関する種々の調査やアンケートに関して、複数の調査・アンケート間における質問項目の重複、回収率の低下、実施目的の希薄さ及び実施時期の見極めといった種々の問題を抱えている。そのような理由から、統合的な視点で調査・アンケートを行うための実施計画の再構築が必要であると認識した。今後に向けては、「アセスメント・プラン」を策定の上、より効率的かつ効果的に学修成果を把握し、PDCA サイクルを回すことで教育の質向上につながるよう取り組んでいく。

【エビデンス・資料】

- 【資料 3-3-1】 大学ウェブサイト「大学紹介」より「3つの方針（ポリシー）」
- 【資料 3-3-2】 UNIVERSAL PASSPORT（UNIPA）「シラバス」
- 【資料 3-3-3】 令和 5 年度各種免許・資格取得者状況について
- 【資料 3-3-4】 2023 年度進路内定状況（4 月末～2 月末、最終結果）
- 【資料 3-3-5】 「学生生活の充実に関するアンケート調査について」実施の依頼通知
- 【資料 3-3-6】 「2023 年度大学 IR コンソーシアム学生調査の実施について」依頼通知

【基準 3 の自己評価】

これまで三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価については、全学的かつ統合的な取組みがなく、個別・単発の学修成果の点検・評価であったものの、その結果を学内で共有し、教育内容・方法及び学修指導等の改善に活用してきた。そのことは、今後に向けて「アセスメント・プラン」の策定に有益な効果をもたらすと期待できる。

以上のことから、基準 3「教育課程」を満たしていると評価する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

本学は、学長が大学の意思決定と業務執行において適切なリーダーシップを発揮できるよう、学長の下、大学の運営に関する基本的な事項の審議及び部門間の連絡調整を図る運営協議会、学長が意思決定を行うにあたり審議し、教育研究に関する専門的な観点から意見を述べる教授会を設置している。これらの体制の中、学長は、運営協議会を招集し議長となり、大学運営上の基本的事項について諮問し、審議を求め、また、教授会に対して、教育研究に関する専門的な観点から意見を求め、意思決定を行っている【資料 4-1-1】～【資料 4-1-3】。

また、学長を補佐する体制として、「組織規則」第 38 条に基づき副学長を、同規則第 41 条に基づき学長補佐を、各々置くことができると定められている。なお、同規則第 40 条により学長相談役を置くことができると定められているが、現在は置いていない【資料 4-1-4】。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学長は、教学マネジメントの最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行い、理事長とも密に連携を取りながら職務遂行にリーダーシップを発揮している。前述のとおり、学長を補佐する体制として、副学長及び学長補佐を置いている。学長を助け、学長の命を受けて校務を掌る者として 2 人の副学長を置き、そのうち 1 人は「学務・人権担当」、もう 1 人は「学事・国際・就職・地域協働・入試広報担当」として学長を補佐している。また、学長から特に命ぜられた業務について、これを掌理する者として学長補佐を置き、「学術・産学連携担当」として学長を補佐している【資料 4-1-5】。

教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項については、「大学学則」第 7 条第 3 項及び各教授会規程（経営経済学部教授会規程第 8 条第 1 項、人間科学部教授会規程第 6 条第 1 項、国際教養学部教授会規程第 8 条第 1 項）において、「学生の入学、卒業及び課程の修了」「学位の授与」「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」を定めている。その

上で、「大阪国際大学学則第7条第3項第3号に規定する学長が定めるもの」いわゆる「学長裁定」において、五つの項目を定め、周知している【資料4-1-6】。

本大学院に関しても同様に、「大学院学則」第6条第4項及び経営情報学研究科委員会規程第7条第1項において、「学生の入学及び修了」「学位の授与」「教育研究に関する重要な事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」を定めている。その上で、「大阪国際大学大学院学則第6条第4項第3号に規定する学長が定めるもの」いわゆる「学長裁定」において、四つの項目を定め、周知している【資料4-1-7】【資料4-1-8】。

また、学生の身分に関する事項のうち、懲戒としての退学処分等の学生に対する不利益処分については、「大学学則」第46条第4項及び「大学院学則」第39条第4号に基づき、「大阪国際大学（大学院を含む）学生の懲戒に関する申し合わせ」を定め、規定通りに運用している【資料4-1-9】～【資料4-1-11】。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

事務職員の配置に関しては、「組織規則」に示された組織で構成している。このような事務職員組織は、それぞれの部門に必要な役職者を配置し、本学の事務を遂行する組織及びその長の指揮監督について定めがあり、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮している。この配慮のもと、事務職員組織は学長をトップとした適切な教学マネジメントを構築すべく職務を遂行している【資料4-1-12】。

事務職員は職務遂行において必要となるPCスキル、コミュニケーションスキル、スケジュール管理スキルなどの基礎的能力を有している。さらに、就職支援に携わる職員においてはキャリアカウンセラー、図書館業務に従事する職員においては図書館司書、情報システムを管理する職員においては情報処理技術者等の資格を取得しており、職務を遂行するための専門的能力を有している。

事務職員、パートタイム職員とも人事評価制度を導入し、所属長との面談を通じ、組織目標を参考に個人目標を設定し、業務遂行にあたっている。また、同時に能力開発や適性、異動等の希望についても確認し、適材適所となるよう環境を整えている【資料4-1-13】【資料4-1-14】。

業務の見直しや事務処理の改善等については、局内会議や部署ごとの定期的なミーティングを行い、問題点を明らかにしその対策を講じている。なお、各組織の事務処理の改善に資するため、基準2-6で既述のとおり、毎年、学生からの要望等を聞き取る「学生生活アンケート」を実施している。

事務職員は、教学マネジメントを最大限に機能させるために教員と情報を共有し、互いに連携しながら事務処理を行っている。例えば、専任事務職員は各種委員会・センター会議、部会等の構成員として参画している【資料4-1-15】。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

現在、学長のリーダーシップが発揮できる組織を構築し運営を行っているが、現状の継

続だけでなく、大学を取巻く環境の変化に対応できるよう、PDCA サイクルによる継続的な検証・確認を行い、意思決定機能の改善・向上を図っていく必要がある。

【エビデンス・資料】

- 【資料 4-1-1】 大阪国際大学運営協議会規程
- 【資料 4-1-2】 大阪国際大学学則第 7 条第 3 項
- 【資料 4-1-3】 大阪国際大学経営経済学部教授会規程、同人間科学部教授会規程、同国際教養学部教授会規程、基幹教育機構会議規程
- 【資料 4-1-4】 大阪国際学園組織規則第 38 条、第 40 条、第 41 条
- 【資料 4-1-5】 役職者等一覧（教員）
- 【資料 4-1-6】 大阪国際大学学則第 7 条第 3 項第 3 号に規定する学長が定めるもの
- 【資料 4-1-7】 大阪国際大学大学院学則第 6 条第 4 項
- 【資料 4-1-8】 大阪国際大学大学院学則第 6 条第 4 項第 3 号に規定する学長が定めるもの
- 【資料 4-1-9】 大阪国際大学学則第 46 条第 4 項
- 【資料 4-1-10】 大阪国際大学大学院学則第 39 条第 4 号
- 【資料 4-1-11】 大阪国際大学（大学院を含む）学生の懲戒に関する申し合わせ
- 【資料 4-1-12】 大阪国際学園組織規則
- 【資料 4-1-13】 職員人事評価制度実施要領
- 【資料 4-1-14】 パートタイム職員人事評価実施要領
- 【資料 4-1-15】 各種委員会委員一覧

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教員の採用、昇任については、「就業規則」「大阪国際大学教員任用関係規程」に基づき手続きを行っている【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】。

教員の採用は、原則として採用前年度の「教員人事計画」の策定から始まる。各学部及び基幹教育機構では、教育目的達成及び教育課程遂行の観点から必要性が認められた場合、教授会及び機構会議において、次年度の「教員人事計画」として任用更新すべき教員及び新規採用すべき教員の専門分野を検討する。そして、「教員人事計画」を立案・審議した後、全学的なバランスや経営的観点から協議・調整する「全学人事計画委員会」を経て、運営協議会、さらに常勤理事会で「教員人事計画」が承認された後、新規採用教員の公募が学園ウェブサイト等によって行われる【資料 4-2-3】。

応募者の選考にあたっては、教授会及び機構会議において選考委員会を設置し、公正に手続きが進められる。選考委員会は、書類選考により採用候補者を数人に絞った後、学長に選考経緯を説明し承認を得た上で、採用候補者の模擬授業及び面接を学長並びに学務担当副学長同席の上実施する。選考委員会はその結果を「予備審査報告書」にまとめ、教授会及び機構会議は履歴・業績に関する必要書類とあわせて資格審査を行い、その審査結果を「全学人事計画委員会」に提案し了承されれば、学長は運営協議会の意見を聴いた後、理事長に上申し常勤理事会において採用の可否が審議・決定される。

昇任人事は、関連諸規程や教育目的達成及び教育課程遂行の観点から必要性が認められた場合、当該学部長及び機構長が「全学人事計画委員会」に昇任候補者を提案する。その提案を基に全学的な観点からの調整等が行われ、昇任候補者としての妥当性が了承されれば、各学部教授会及び機構会議に設置された選考委員会が昇任候補者の教育・研究・学内行政面における業績を検討した結果を学部教授会及び機構会議に提案する。そして、学部教授会及び機構会議では、「大阪国際大学教員任用関係規程」第6条別表1及び別表2に従って資格審査が行われ、了承された候補者を学長に上申する。学長は運営協議会の意見を聴いた後、理事長に上申し常勤理事会において昇任の可否が審議・決定される。

専任教員は、大学設置基準に定める教員数を満たしている。専任教員の職位は、「大阪国際大学教員任用関係規程」に基づき、学位、教育実績、研究業績、その他経歴等を厳正に審査し、大学設置基準を充足するとともに、各専任教員の業績、経歴等は、大学ウェブサイトの教員紹介において公表している。また、本大学院においても同様に、大学院設置基準が示す必要専任教員数を満たしている。

学部・学科及び基幹教育機構・部会の教育課程に基づき、主要な科目は原則として専任教員が担当することにして、専任教員だけでは担当し得ない科目については、専門分野に応じて非常勤教員を配置している。

非常勤教員の採用候補者については、学部・学科及び基幹教育機構・部会からの推薦を原則とし、教務委員会において、候補者の学位、研究業績、経歴等に係る書類審査を実施している。候補者に大学・短期大学での教歴がない場合は、さらに模擬授業を実施することで、総合的な資格審査を行っており、大学設置基準に定める「教員の資格」の規程を準用している。また、教務委員会の審議で承認された候補者については、拡大教授会及び拡大機構会議での承認を経た後、学長に採用候補者として推薦される。当該候補者の任用については、「大学・短大非常勤講師就業規則」に基づき、学長が申請することとされており、理事長が任用を決定している【資料4-2-4】。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学のFD活動に関しては「FDセンター規程」を定めており、この規程に基づき活動を行っている【資料4-2-5】。

基準2(2-6-①)で既述のとおり、各学科及び基幹教育機構は、個々の教員から提出された「授業改善報告書」及び「授業見学報告書」に基づき意見交換会を開いている。また、学科及び基幹教育機構から提出された「意見交換会報告書」を基に、FDセンター会議で授業改善に関わる点検・評価を行い、学科及び基幹教育機構にその結果がフィードバックさ

れている。これらの点検・評価活動で得られた結果は、各学科及び基幹教育機構で総合的に検証し、それぞれの教育の質向上・充実のために活用される。以上については基準 2(2-6-①)で詳述したとおりである【資料 4-2-6】～【資料 4-2-8】。

また、FD センター主催の取組みとして、〔表 4-2-1〕に示す「FD・SD 研修会」を実施し、教育内容・方法等の改善に向けて組織的に取組んだ【資料 4-2-9】。

〔表 4-2-1〕 FD・SD 研修会（直近 3 年分）

開催日	講師	テーマ・内容
〈令和 5(2023)年度〉 2023 年 8 月 30 日 15:00～16:30	中島 英博 氏 (立命館大学 教育開発推進機構 教授)	生成系 AI 時代の学習と評価
〈令和 4(2022)年度〉 2023 年 2 月 22 日 15:30～17:00	杉森 公一 氏 (北陸大学 高等教育推進センタ ー教授)	学習者中心の学びをめざし て：AI 時代の OIU/OIC の教 育
〈令和 3(2021)年度〉 2021 年 8 月 4 日 10:00～11:30	竹中 喜一 氏 (愛媛大学 教育・学生支援機構 教育企画室 講師)	学修成果の可視化の実践に向 けて

※講師の所属・肩書等は、研修会実施当時のものを記載。

加えて、本学に新たに着任する教員を対象に「新任教員相談会」を実施している。これは授業運営の主体である教員が、不安、疑問、困りごとの相談並びに授業実践に関する情報交換の機会を図ることで、少しでも早く本学の風土・文化に馴染んでもらえる場として位置づけている【資料 4-2-10】。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員の採用については、令和 4(2022)年度大学設置基準等の改正で大学の判断により「基幹教員制度」を導入することが可能となったことから、本学でも検討を開始した。本学の教育の質を向上させると見込まれた場合は、当該制度を採用することとする。

また、FD については本学が近年取組んでいる学修成果の可視化の推進にともなう学部・学科の DP の見直し、基幹教育機構及び同機構の各部会での学修成果の検討にあわせて、その活動を改善していく。

【エビデンス・資料】

【資料 4-2-1】 大阪国際学園就業規則

【資料 4-2-2】 大阪国際大学教員任用関係規程

- 【資料 4-2-3】 学園ウェブサイト「教職員公募情報」/大学ウェブサイト「採用情報」
- 【資料 4-2-4】 大学・短大非常勤講師就業規則
- 【資料 4-2-5】 FD センター規程
- 【資料 4-2-6】 様式「授業改善報告書」(Google スプレッドシート)
- 【資料 4-2-7】 様式「意見交換会報告書」
- 【資料 4-2-8】 様式「授業見学報告書」(Google フォーム)
- 【資料 4-2-9】 FD・SD 研修会に関する資料(直近3年分)
- 【資料 4-2-10】 新任教員相談会に関する資料

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

私学にとって、職員の資質・能力を向上させていくことは組織運営を円滑に進める上で非常に重要な課題である。本学では平成 28(2016)年度に SD(Staff Development)活動に関する規程である「教職員研修規程」を制定し、次の①から③のとおり、計画的、効果的かつ継続的に職員研修を実施している【資料 4-3-1】。

① 資格等級別・職位別研修

資格等級や職位別に必要な知識・技能を習得することを目指し、「管理職研修」「中堅職員研修」「新入職員研修」等を行う。

② 目的別研修

業務遂行上必要とされる知識・技能を習得することを目指し、「実務・技能研修」「学外団体主催研修」「学内集合研修」等を行う。

③ OJT

各部署(部、室及び課)別に部署の長または部署の長が指名する職員が、所属職員を対象として、日々の業務遂行の中で、業務を推進するために必要な知識やスキルを適宜指導する。

全学的な取組みとして平成 29(2017)年 4 月に、「SD 委員会規程」に基づき法人本部事務局局長を委員長とする SD 委員会を設置するとともに、令和 4(2022)年 10 月には「学校法人大阪国際学園 人材育成の方針」を制定し、SD 活動のさらなる推進を図っている【資料 4-3-2】【資料 4-3-3】。

また、職員の資質・能力向上を図るための組織的な取組みとして、令和 5(2023)年度には〔表 4-3-1〕に示す SD 活動を実施した【資料 4-3-4】。さらに、個々の職員が各々の

所属部署で抱える業務上の課題やテーマについて理解を深めるために、外部機関の研修やセミナーに参加するように促すことで、個々人の力量形成を図れるように取組んでいる。

〔表 4-3-1〕令和 5(2023)年度の主な SD 活動

テーマ・内容		講師	開催日等
新入職員研修	理念研修	奥田 吾朗 理事長	4月4日
	学校会計について	河盛 昭彦 法人事務局次長	4月14日
	職員の役割	貞光 啓史 入試・広報部長	4月21日
	意思決定に至るまで	藤井 重喜 大学事務局次長	4月28日
業務改善研修		芝田 剛志 氏 (株式会社エデュース)	7月31日
管理職研修		ビズアップ総研が提供する動画視聴(必須1本、選択2本の計3本視聴)	8月1日 ～ 9月30日
大阪体育大学との合同研修	学校法人会計について	小林 京香 氏 (小林京香公認会計士税理士事務所 所長)	9月1日
	管理部門、学生対応部門に分かれて事例発表	ファシリテーター: 大住 美香 氏 (学校法人 浪商学園 法人事務局 総務部) 的場 由紀子 (学校法人大阪国際学園 人事課)	
リーダーシップ研修		森下 雄輔 心理コミュニケーション学科 講師	12月6日
職員向けフォト・ベースド・コミュニケーション研修		林 幸史 心理コミュニケーション学科 准教授	1月25日

※講師の所属・肩書等は、研修会実施当時のものを記載。

その他にも、本学園全体の資質の向上及び業務効率化を目的とし、職員の資質及び能力の向上を図るため、令和 3(2021)年度より資格支援制度「ココカラ」を導入した。本制度は、TOEIC、MOS、基本情報処理技術者及びビジネス会計検定といった本学園指定資格を取得した者に奨励金を支給することで、職員の資格取得を推奨・支援するもので、毎年申

込むことができる。合格者には勉強方法等のアンケートの提出を求め、匿名でグループウェア内にある教職員専用のウェブサイトに掲載し、受験者への啓発を行っている。また、本学園指定資格についても、環境の変化にあわせて、新しい資格を追加している【資料 4-3-5】。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

SD 活動については、研修受講後に受講者からアンケート等の提出を求め、当該研修内容の理解度や受講を希望する研修のテーマ等の意見を集約し、今後の研修企画に活かせるよう取り組んでいる。

今後は職務に関連の深いテーマ（業務改善等）や他大学との交流研修など新しい分野の研修の実施を検討するとともに、人権研修やハラスメント研修など組織運営における基本的な研修も引続き実施し、SD 活動の充実を図っていきたい。また、個々の職員が自らの能力やスキルを向上させるよう自己啓発を促進させる取組みも強化していきたい。

【エビデンス・資料】

- 【資料 4-3-1】 教職員研修規程
- 【資料 4-3-2】 SD 委員会規程
- 【資料 4-3-3】 学校法人大阪国際学園 人材育成の方針
- 【資料 4-3-4】 主な SD 研修の取組みに関する資料（直近 3 年分）
- 【資料 4-3-5】 資格支援制度「ココカラ」に関する資料

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

専任教員の研究活動を推進するため、研究室には、エアコン、机、椅子、書架、パソコン及びインターネット環境等を備えた個室（平均面積 20 m²）を整備している。また、本大学院生専用の共同研究室として 5 号館 4 階（5-413 教室）に自習室を備え、個人用スペースを設けている。

教員による研究活動の発信の場としては、紀要『国際研究論叢』を毎年度発行している。図書館事務室が事務局となる紀要編集委員会が中心となって編集の運営が行われ、紀要の投稿論文には「査読付き」と「査読なし」の二つのカテゴリーを設けている。令和 5(2023)年度は、37 巻 1 号、2 号及び 3 号を発行し、論文 19 件、研究報告 2 件、研究ノート 5 件、資料 3 件を掲載した。また、『国際研究論叢』は「大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部

リポジトリ」で公開している【資料 4-4-1】～【資料 4-4-3】。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理の確立と厳正な運用については、本学園全体として、「学校法人大阪国際学園コンプライアンス行動基準」を定め、法令、本学園の規則等を遵守するとともに、社会倫理を全うすることを求めている【資料 4-4-4】。

研究倫理全般については、「大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部における研究活動に係る行動規範」を定めており、公的研究費の管理・監査体制を明確化するために、文部科学省が策定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、「大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部における公的研究費の管理・監査の実施方針」を定めている【資料 4-4-5】【資料 4-4-6】。

また、研究倫理教育として日本学術振興会が提供している「研究倫理 e ラーニングコース」の受講を全ての専任教員（嘱託教員含む）に毎年義務付け、修了証書を 6 月末日までに庶務課へ提出することを求めている【資料 4-4-7】。さらに、人間を直接対象とした調査または研究については、「大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部 研究倫理委員会規程」等を設け、研究等に係る実施計画及びその成果の公表等について倫理的、社会的観点から審査し、承認の可否を判断する仕組みを整えている【資料 4-4-8】。

以上のとおり、本学は研究倫理に関する規程などを定め、厳正に適用している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究活動への資源配分に関する規則としては、「大阪国際大学研究費取扱規程」「大阪国際大学研究旅費取扱規程」を整備し、同取扱規程に基づき、個人研究費を支給している。研究費は、大学の専任の教授・准教授・講師・助教に対して、教授：年額 243,000 円、准教授・講師：年額 227,000 円、助教：年額 203,000 円を限度として支給している。研究旅費は、教授・准教授・講師：年額 90,000 円、助教：年額 72,000 円を限度として支給している。なお、研究費については大学院指導教員のうち、修士又は博士論文の指導をする教員に対しては、さらに年額 10 万円を、研究旅費については大学院兼任教員にはさらに 10,000 円を加算して支給している【資料 4-4-9】【資料 4-4-10】。

また、特別研究費交付審査委員会を設置し、本学独自の「特別研究費」を交付している。「特別研究費の取扱要領」に基づき、「将来、科学研究費補助金等の外部資金獲得に結び付く可能性のある研究」や「大学教育及び大学院などの教育に反映できる可能性がある研究」については、特別研究費交付審査委員会によりその研究計画が承認された者を対象として、特別研究費を支給している。特別研究費の交付上限額は、毎年度承認された予算額の範囲内とし、交付期間は 1 件に対し 1 学年度で、特別研究費の交付を受けた者は、その翌年の 5 月末日までに研究成果の概要報告を学長に提出するとともに、「研究成果学内発表会」で報告することを義務付けている【資料 4-4-11】。

研究活動のための外部資金については、科学研究費の他、受託研究費、共同研究費、研究助成金等の獲得に努めている。庶務課では、学外からの研究資金獲得のための情報収集・提供を行っている。情報提供に際しては、学内掲示板やメール等により研究助成金等に関

する情報を提供している。また、助成金の対象や内容によっては学科や教員に対して個別に通知している。さらに、毎年度、科研費公募に関する説明会を開催し、科研費受給実績を有し科研費審査員の経験もある学内の教員が講師となり、応募書類の作成方法等について解説を行っている。「令和 6(2024)年度科研費説明会」は令和 5(2023)年 8 月 2 日にオンラインで開催した【資料 4-4-12】。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究環境については、関係部署との連携のもと、科研費間接経費を有効活用しながら施設・設備の整備を行っていく。研究倫理については、学内規程の遵守の徹底を図り、学外の諸機関と連携しながら関連情報の共有を進めていく。研究にかかる外部資金の導入については、科学研究費の採択率の向上に向けて、今後も学内外の講師による講習会を開催するとともに、民間の研究助成金等に関する情報を継続的に提供する。

【エビデンス・資料】

【資料 4-4-1】大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部紀要「国際研究論叢」に関する申し合わせ

【資料 4-4-2】大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部紀要「国際研究論叢」投稿の手引き

【資料 4-4-3】紀要『国際研究論叢』37 巻（2023 年度）

【資料 4-4-4】学校法人大阪国際学園コンプライアンス行動基準

【資料 4-4-5】大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部における研究活動に係る行動規範

【資料 4-4-6】大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部における公的研究費の管理・監査の実施方針

【資料 4-4-7】「研究倫理 e ラーニングコース」の受講の実施に関する資料

【資料 4-4-8】大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部研究倫理委員会規程等

【資料 4-4-9】大阪国際大学研究費取扱規程

【資料 4-4-10】大阪国際大学研究旅費取扱規程

【資料 4-4-11】特別研究費の取扱要領

【資料 4-4-12】令和 6(2024)年度科研費説明会に関する資料

【基準 4 の自己評価】

学長がリーダーシップを適切に発揮できるよう、学長補佐体制として、副学長及び学長補佐を置くとともに、本学の意思決定における学長の権限と責任、副学長・学部長・学科長・研究科長・基幹教育機構長・部会長や教授会・研究科委員会・機構会議などの組織上の位置付け及び役割を明確化し、教学マネジメントの体制を構築している。また、職員の配置と役割の明確化などにより、教職協働体制のもと、教学マネジメントは有効に機能している。

教員の配置・職能開発等については、大学設置基準・大学院設置基準・教職課程認定基準等に則り、本学及び本大学院に必要な専任教員を確保し、適切に配置している。教員の採用・昇任に関する事項は「教員任用関係規程」に定め、適切に運用している。FD に関し

では、「授業についての学生アンケート」「授業改善報告書」など、FDセンターが中心となって組織的に実施している。

職員の研修については、法人本部事務局人事課が、本学園全体の事務職員に向けた資質・能力向上への取組みとして、一般職員及び管理職員を対象とした階層別研修会や学外の研修会への職員派遣等を実施している。

研究支援については、専任教員には、個人研究室を用意し、快適な研究環境を整備している。「大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部における研究活動に係る行動規範」をはじめとする研究倫理に関する諸規則を整備し、厳正に運用している。研究活動への資源配分に関する規程として、「大阪国際大学研究費取扱規程」「大阪国際大学研究旅費取扱規程」を整備している。学外からの研究資金獲得のための情報収集・提供を含め、教員の研究活動全般に対する支援を行っている。

以上のことから、基準4「教員・職員」を満たしていると評価する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学園は、昭和 4(1929)年に創立した帝国高等女学校を母体として発展を続け、令和 6(2024)年に学園創立 95 年を迎えた。「建学の精神である『全人教育』を基礎として、礼節を重んじ、世界に通じる心豊かな人間を育成します。」という理念の下、その目的は「学校法人大阪国際学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）第 3 条で「この法人は、教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行うことを目的とする。」と定めている。この目的に従い、大学院、大学、短期大学部、高等学校、中学校及び幼保連携型認定こども園を設置しており、私立学校法をはじめ諸法令を遵守し、「寄附行為」その他の本学園諸規則を整備し、これらに則り、本学園の適切な運営を行っている【資料 5-1-1】【資料 5-1-2】。

また、建学の精神に基づき私立大学としての使命を果たしていくために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版 ガバナンス・コード」を規範として、令和 3(2021)年 10 月に「大阪国際学園（大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部）ガバナンス・コード」を制定し、毎年度、その遵守状況について点検を行っている【資料 5-1-3】。

組織倫理に関しては、本学園本部に平成 21(2009)年度に「コンプライアンス室」を設置し、本学園の全ての役員・教職員を対象に「学校法人大阪国際学園コンプライアンス行動基準」（以下、「行動基準」という。）を策定し、「大阪国際学園公益通報者保護規程」（以下、「公益通報者保護規程」という。）に基づく公益通報者保護制度を含め、これらを文書にまとめて配付し、周知している。あわせて、「行動基準」に基づき、本学に「コンプライアンス委員会」を設置し、同委員会規程に必要な事項を定めている。「公益通報者保護規程」については、令和 4(2022)年 6 月 1 日施行の公益通報者保護法の改正内容に基づき、改正を行った【資料 5-1-4】～【資料 5-1-6】。

情報の公表に関しては、「寄附行為」第 35 条に基づき、インターネットの利用により、寄附行為、役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）等を作成したときには、遅滞なく本学園ウェブサイト上に公表している。また、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく教育情報や教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づく教職課程に係る情報についても、「情報公開規程」に則り、大学ウェブサイト上に公表している【資料 5-1-7】～【資料 5-1-11】。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学園では使命・目的の実現へ向けて、「寄附行為」の規定に基づき、役員及び評議員、

理事長を選任し、理事会及び評議員会を毎年度定例または臨時に開催しており、適切な管理運営体制を整備している。また、「学校法人大阪国際学園寄附行為施行細則」（以下、「寄附行為施行細則」という。）第4条に基づき、理事長及び常勤理事等により構成される「常勤理事会」を毎月開催しており、業務の迅速な意思決定を図っている。

本学園の機構及び管理運営に関する組織については、「組織規則」の中で本学園本部及び設置諸学校の機構、組織と役職者及びその役割等について規定している【資料 5-1-12】。

また、毎年度開始前までに、本学をはじめ設置諸学校の翌年度の事業計画を策定し、評議員会の意見を聴いた上で、理事会において決定している【資料 5-1-13】。

さらに令和 4(2022)年 3 月には「第 2 期中期経営計画」を策定し、評議員会の意見を聴いた上で理事会において承認され、PDCA サイクルによる継続的な計画の進展を図っている。以上のように使命・目的の実現に向け、継続的に取り組んでいる【資料 5-1-14】。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への配慮については、毎年「省エネルギー対応への取り組み」として実施しているクールビズ及びウォームビズを、令和 4(2022)年度からは期間設定を行わず年間を通じて実施することとした。冷暖房の適正温度の徹底、昼休み時間の事務室消灯等の各種節電対策を実施し、本学園を挙げて省エネルギー化に取り組んでいる。その他にも校舎の屋上緑化や電球の LED 化を順次進めており、令和 5(2023)年度においても、省エネルギー法に基づく年間エネルギー使用量を基準値である原油換算値 1,500kL 未満に抑制することができた。

人権への配慮については、本学に人権教育センターを設置し、学生及び教職員の人権教育の充実を図るとともに、差別事象や人権侵害事象の発生時には人権委員会が人権教育センターの適切な指導・助言を受けて、その対応を行うこととなっており、毎年度、人権に関する教育、啓発を目的に教職員対象の研修等を実施している【資料 5-1-15】【資料 5-1-16】。

さらに、「学園人権委員会規程」に基づき、併設される各学校の人権委員から構成される学園人権委員会を設置し、人権に関する各所属の取り組みや諸問題について、必要に応じ各学校間で共有化を図っている【資料 5-1-17】。

また、令和 4(2022)年度より人権研修、障がい理解のための講習会、ハラスメントに関する研修等を実施し、各自の人権に関する意識の向上、啓発に努めている。公益通報制度については、平成 21(2009)年から「行動基準」を制定するとともに、外部の弁護士を相談窓口とした体制を整備した。

安全への配慮については、「大阪国際学園危機管理規程」（以下「危機管理規程」という。）、「防災管理規程」を制定するとともに、「大阪国際学園危機管理ガイドライン」「大阪国際学園地震対応マニュアル」（以下、「地震対応マニュアル」という。）を作成し、教職員サイトに掲載の上、周知している【資料 5-1-18】～【資料 5-1-21】。

特に防災に関しては、大地震に備え、「地震対応マニュアル」に基づき、災害時の危機管理体制を整備するとともに、年に 1～数回の防災訓練や防災倉庫に備蓄している防災用品使用訓練、安否確認システム配信テスト等を実施している〔写真 5-1-1〕。



〔写真 5-1-1〕 防災倉庫

防犯対策としては、キャンパスの3ヵ所全ての門に警備員を配置し、構内及び周辺の巡回警備を行うとともに、守衛室において夜間も常駐で警備業務にあたっている。

コロナ禍においては、「危機管理規程」に基づき理事長を委員長とする学園危機管理委員会を必要の都度開催し、感染予防に係る方針や各学校共通の対策等について審議し、委員長名での通知を発出する等、各学校への周知を図るとともに、学長を支部長とする大学・短期大学部における危機対策支部会議を随時開催し、その時の感染状況やそれに応じた授業やクラブ、行事、勤務等における感染防止対策等について、教職員へ周知を図ったが、令和5(2023)年5月のCOVID-19の感染症法上の5類への移行に伴い、その役割を終えた。

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

法人の運営等について、「大阪国際学園（大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部）ガバナンス・コード」に基づき、今後も毎年度点検を行い、適切なガバナンスの確保に努める。

環境保全への配慮については、さらなる省エネルギー化に向けて、電球のLED化を建物ごとに年次計画を立てて順次実施する予定としている。

安全への配慮については、大地震等の大規模災害に備え、本学園の地元である守口市指定避難所及び隣接する門真市一時避難地となっていることから、近隣住民等も含めた帰宅困難者のための避難所運営や防災備蓄品の使用、配布等が、災害時に実質的に機能するよう、令和2(2020)年度より、防災倉庫（6基）に備蓄している発電機等の防災用品の使用訓練を毎年度実施しているが、さらに参加者の拡大や内容を充実させる。

【エビデンス・資料】

【資料 5-1-1】 学校法人大阪国際学園寄附行為

【資料 5-1-2】 学校法人大阪国際学園寄附行為施行細則

【資料 5-1-3】 大阪国際学園（大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部）ガバナンス・

コード

- 【資料 5-1-4】 学校法人大阪国際学園コンプライアンス行動基準
- 【資料 5-1-5】 大阪国際学園公益通報者保護規程
- 【資料 5-1-6】 大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部コンプライアンス委員会規程
- 【資料 5-1-7】 学園ウェブサイト「情報公開」より「その他」
- 【資料 5-1-8】 情報公開規程
- 【資料 5-1-9】 大阪国際学園書類閲覧規則
- 【資料 5-1-10】 大学ウェブサイト「大学紹介」より「教育情報の公開」
- 【資料 5-1-11】 大学ウェブサイト「大学紹介」より「教職課程に関する情報の公開」
- 【資料 5-1-12】 大阪国際学園組織規則
- 【資料 5-1-13】 大阪国際学園令和 6(2024)年度事業計画書
- 【資料 5-1-14】 大阪国際学園第 2 期中期経営計画 2022－2027
- 【資料 5-1-15】 人権教育センター規程
- 【資料 5-1-16】 大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部人権委員会規程
- 【資料 5-1-17】 学園人権委員会規程
- 【資料 5-1-18】 大阪国際学園危機管理規程
- 【資料 5-1-19】 防災管理規程
- 【資料 5-1-20】 大阪国際学園危機管理ガイドライン
- 【資料 5-1-21】 大阪国際学園地震対応マニュアル

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

法人の業務を決する機関として、「寄附行為」第 16 条に基づき理事会を設置している。

理事会の業務については、寄附行為第 16 条第 2 項に「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定している【資料 5-2-1】。理事会は、毎年度 4 回（5 月、9 月、12 月、3 月）の定例開催の他に、必要に応じて臨時に開催している。

また、「寄附行為施行細則」の規定に基づき、業務決定の円滑化を図るため、理事長及び常勤理事等をもって構成する「常勤理事会」を置き、毎月 1 回定例（8 月を除く。）で開催、また必要の都度、臨時に開催している【資料 5-2-2】。常勤理事会の決定事項は、前述の規定に基づき次回の理事会において承認を求めている。この他、内容により「常勤理事会」の懇談事項として、重要な案件等については、事前に常勤理事と各所属長や副学長、事務局長等の出席者による意見交換や協議を行っている【資料 5-2-3】【資料 5-2-4】。

理事（10 人）の選任については、以下の「寄附行為」の規定に基づき、適切に行われている。

「寄附行為」第 6 条第 1 項

- ①学校法人帝国学園の設立者の縁故者の中から理事会において選任した者 1 人
- ②学長のうちから理事会において選任した者 1 人
- ③校長及び園長のうちから理事会において選任した者 1 人
- ④評議員のうちから評議員会において選任した者 4 人
- ⑤学識経験者のうちから理事会において選任した者 3 人

理事の任期は、「寄附行為」第 9 条に「第 6 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の理事を除き 2 年」となっているが、「補欠の理事の任期は前任者の残任期間」となっている。また、「理事は再任することができ、任期満了の後でも、後任が選任されるまで、なお、その職務を行う。」と定めている。

現在の理事は、理事長、及び常勤理事として学長が含まれている他、企業経営者や他の学校法人理事長、元小学校校長等、多方面からの人材が選任されている。また常勤理事には、総務・人事・企画・広報・財務担当、高等教育担当、中等教育担当、初等教育担当の担当制が敷かれている【資料 5-2-5】。

また、毎会計年度開始前に事業計画を「寄附行為」第 31 条の規定に基づき、理事長が編成し、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で理事会において承認を得ている。事業報告については、翌年度 5 月の理事会及び評議員会へ報告を行い、その進捗・達成状況の確認を行っている【資料 5-2-6】。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和 2(2020)年度以降、コロナ禍でのオンラインでの会議開催により、理事会における一部の外部理事の実出席率が低くなった。令和 4(2022)年度は、コロナ禍における理事会の議論の実質化のため、Web 会議、対面会議（感染状況が落ち着いた時）及びそれらの併用会議での開催とするなど、出席率向上に向けて取組んだが、令和 5(2023)年度は、COVID-19 の感染症法上の 5 類移行に伴い、対面会議を基本としつつも、本務との関係で出席が難しい外部の役員・評議員は Web での出席も可能とすることにより、理事会の実出席率の向上に向け、さらに運営方法を工夫して取組んだ。その結果、実出席率は、令和 4(2022)年度平均 74%から令和 5(2023)年度平均 86%に改善した。令和 6(2024)年度以降も実出席率のさらなる向上に向け、運営方法を工夫し取組んでいく【資料 5-2-7】。

また、外部理事を含む理事に対する研修機会の提供について、その内容の充実に努めるため、令和 5(2023)年度は常勤理事対象「資産運用に係る研修会」を実施した他、企業出身の外部理事に対し、改正私立学校法の要点についての説明を実施した【資料 5-2-8】。

この他、文部科学省による「監事研修会」を理事にも Web 配信を行った【資料 5-2-9】。さらに、コロナ禍により令和 4(2022)年度まで中止していた役員・評議員による各設置校の授業見学を令和 5(2023)年度から再開し、これにより、特に外部の役員・評議員が授業をはじめ学内の現状をより深く理解できるよう取組んだ。今後さらなる研修内容の充実に図っていく。

【エビデンス・資料】

【資料 5-2-1】 学校法人大阪国際学園寄附行為

- 【資料 5-2-2】 学校法人大阪国際学園寄附行為施行細則
- 【資料 5-2-3】 理事会の開催状況
- 【資料 5-2-4】 常勤理事会の開催状況
- 【資料 5-2-5】 役員（理事・監事）・評議員名簿
- 【資料 5-2-6】 理事会議事録
- 【資料 5-2-7】 理事会意思表示書
- 【資料 5-2-8】 常勤理事対象「資産運用に係る研修会」に関する資料
- 【資料 5-2-9】 文部科学省による「監事研修会」に関する資料

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

毎回の常勤理事会には、学長が理事（高等教育担当）として出席しているが、この他に本学の副学長（学務担当）及び事務局長が出席しており、大学側の意見を述べたり、理事会の意向を直接大学側に伝えたりすることができ、意思決定の過程においても、法人と大学が円滑な意思疎通を行うことができている。また、常勤理事会には、併設の高等学校、中学校の校長、幼保連携型認定こども園の園長も毎回出席している。これにより、常勤理事会が議案の審議・決定の場としてだけでなく、法人と各部門間の協議の場として有効に機能しており、本学園全体として密接な連携が図られている。常勤理事会の決定事項は、学長により大学の運営協議会に報告され、迅速、円滑な組織運営がなされている【資料 5-3-1】【資料 5-3-2】。

理事長のリーダーシップを支援するため、主として常勤理事（3 人）が理事長をサポートしているが、常勤理事には総務・人事・企画・広報・財務担当、高等教育担当、中等教育担当、初等教育担当の担当制が敷かれている。また、外部理事として、企業経営者や他の学校法人理事長、元校長等、多方面からの人材が選任されており、理事会以外の場においても、理事長と外部理事を含む理事は面談等を行ったり、外部理事を含む理事は各設置校の授業見学にも参加するなど本学園内の状況の理解に努め、その役割を果たしている【資料 5-3-3】【資料 5-3-4】。

さらに、理事長に事故があった場合や理事長が欠けた場合に備え、職務代理（代行）者の順位を令和 5(2023)年度からは理事会で決定している【資料 5-3-5】。

職員の提案などをくみ上げる仕組みとしては、職員は、「コミュニケーションシート」及び「充実・活性化・意見シート」（管理職員を除く。）を毎年度 5 月末日までに人事課長から法人本部事務局長経由で理事長へ提出できることとなっており、本学園運営の充実・本

学園の活性化・職場の資質向上等につなげることができるようにしている【資料 5-3-6】。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

「5-2. 理事会の機能」で述べたとおり、理事会は、「寄附行為」の規定に基づき理事（10人）により構成されており、学長は理事として理事会に出席している。また、監事（2人）は理事会及び評議員会に出席している。理事会では法人及び大学からの議案や報告に対し、活発な質疑や意見交換が行われており、法人と大学の相互チェックが有効に機能している。

常勤理事会は毎月1回定例で、また必要に応じて臨時に開催している。常勤理事会には、前述の構成員（理事長、常勤理事、園長、大学副学長、大学事務局長）の他、法人本部事務局次長、監事（1人）及び監査室長が出席しており、議案を審議・承認するだけでなく、報告事項や懇談事項として、常勤理事と各部門の意見交換や協議・報告の場にもなっており、法人と大学の相互チェックが有効に機能している。常勤理事会の決定事項は、大学の運営協議会に報告された後、各教授会へ報告されている。

監事は、「寄附行為」第15条の規定に基づき、法人の業務及び財産の状況、理事の業務執行状況を監査するとともに、毎会計年度終了後、2か月以内に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。

監事（2人）の選任については、「寄附行為」に以下のとおり規定しており、適切に選任されている。

「寄附行為」第7条

「この法人の理事、職員、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」

監事の任期は2年であるが、補欠の監事の任期は前任者の残任期間とすること、また再任することができ、任期満了の後でも後任が選任されるまで、その職務を行うことは理事と同様である。監事（2人）は理事会及び評議員会に出席している。

平成24(2012)年度より、監事のうち1人は週1回程度来学し、平成26(2014)年度から本学園本部に設置した「監査室」の協力も得て、毎年度の監査計画に基づき、特に各部門の業務監査を実施している。

また、「学校法人大阪国際学園監事監査規程」に基づき、毎年度2回（5月、2月）監査協議会を開催し、理事長、常勤理事及び各所属長等の出席の下、監事、公認会計士、監査室による三様監査の実施報告等を行っている【資料 5-3-7】【資料 5-3-8】。

評議員の選任については、「寄附行為」に以下のとおり規定しており、適切に選任されている。

「寄附行為」第22条第1項

①この法人の職員で、理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者9人以上11人以内

- ②この法人の設置する学校（従前の帝国高等女学校を含む。）を卒業した者で、年令 25 年以上の者のうちから、理事会において選任した者 2 人以上 4 人以内
- ③学識経験者のうちから、理事会において選任した者 10 人以上 12 人以内

評議員の定数は、21 人以上 27 人以内であり、令和 5(2023)年 5 月 1 日現在の実員は 23 人となっており、理事（10 人）の 2 倍を超える人数で構成している。評議員の任期は 2 年であるが、補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とし、任期満了の後でも後任が選任されるまでその職務を行うことは役員と同様である。

評議員会は「寄附行為」の規定に基づき適切に運営されており、毎年度 3 回（5 月、12 月、3 月）の定例開催の他、必要に応じ臨時に開催している。

評議員会への諮問事項については、「寄附行為」第 20 条に「予算、事業計画、事業に関する中期的な計画、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。)の支給の基準、予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄、寄附行為の変更、合併、目的たる事業の成功の不能による解散、寄附金品の募集に関する事項、その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めるものに関して、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。」と定めており、毎回の評議員会では、活発な質疑や意見が出され、その意見等は理事会に報告されている。

また、理事長は「寄附行為」第 33 条第 2 項の規定に基づき、毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている【資料 5-3-9】～【資料 5-3-12】。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

令和 2(2020)年度以降、コロナ禍でのオンラインでの会議開催により、評議員会における一部の外部評議員の実出席率が低くなった。令和 4(2022)年度は、コロナ禍における評議員会の議論の実質化のため、Web 会議、対面会議（感染状況が落ち着いた時）及びそれらの併用会議での開催とするなど、出席率の向上に向けて取組んだが、令和 5(2023)年度は、COVID-19 の感染症法上の 5 類移行に伴い、対面会議を基本としつつも、本務との関係で出席が難しい外部の評議員は Web での出席も可能とすることにより、評議員会の実出席率の向上に向け、さらに運営方法を工夫して取組んだ。その結果、評議員会の実出席率は令和 4(2022)年度平均 83%から令和 5(2023)年度平均 85%と、わずかながら改善した。今後もさらなる実出席率の向上に向け、運営方法を工夫し取組んでいく。

【エビデンス・資料】

【資料 5-3-1】 学校法人大阪国際学園寄附行為

【資料 5-3-2】 学校法人大阪国際学園寄附行為施行細則

【資料 5-3-3】 常勤理事会の開催状況

【資料 5-3-4】 役員（理事・監事）・評議員名簿

【資料 5-3-5】 理事長職務代理（代行）者の指名に係る常勤理事会審議資料

【資料 5-3-6】 充実・活性化・意見シート、コミュニケーションシート

【資料 5-3-7】 学校法人大阪国際学園監事監査規程

【資料 5-3-8】 令和 5 年度監査推進方針及び監査計画

【資料 5-3-9】 評議員会の開催状況

【資料 5-3-10】 役員（理事・監事）・評議員名簿

【資料 5-3-11】 評議員会議事録

【資料 5-3-12】 評議員会意思表示書

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

学校法人の健全な運営および適正な事業を遂行するとともに、本学園の建学の精神・本学園理念に基づく教育・研究活動を永続的に発展させるため、法人と設置校が共通の現状認識に基づき、本学園の経営諸課題の解決に向けた「大阪国際学園 中期経営計画 平成 28 年度～平成 33 年度（以下、「第 1 期中期経営計画」という。）」が平成 27(2015)年 12 月 22 日の理事会で承認、策定された。さらに令和 3(2021)年度には、令和 4(2022)年度を始期とする「第 2 期中期経営計画」を策定し、これに基づき、各年度の本計画をベースに PDCA サイクルを実施し、進捗確認を行うとともに、必要に応じて計画の修正を図っている【資料 5-4-1】【資料 5-4-2】。

また、本計画は次年度の予算編成の基礎となり、これに基づき策定された予算案を実行に移すことによって適切な財務運営を行っている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学園及び本学の収支状況は、「エビデンス集（データ編）」にある「(表 5-2) 事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）」「(表 5-3) 事業活動収支計算書関係比率（大学単独）」に示すとおり、支出超過傾向にある【資料 5-4-3】【資料 5-4-4】。要因は 1 号館建替え及び併設中学校・高等学校の校舎新築などの大規模施設投資による減価償却額の増加がその主なものである。一方で本学の学生募集の点では中期経営計画における目標をほぼ達成しており、事業活動収支面では依然として厳しい収支状況ではあるものの、直近の令和 5(2023)年度決算では大学単独での基本金組入前当年度収支差額は約▲2,800 万円で黒字に近づいている。また教育活動資金収支では従前より黒字基調であって、「第 1 期中期経営計画」に基づく取組みの効果が見えておりと同時に本学園財政に大きく貢献している。とはいえ、財務基盤の確立と収支バランスの確保を図るためには、収支構造の改善が重要であり、収入増と支出削減の様々な取組みを行っている。

収入面については、文部科学省の補助金を中心に外部資金を獲得する努力をしている。平成 30(2018)年度から令和 2(2020)年度にかけては、災害時に危険を生ずるおそれのあるブロック塀をフェンスに取り換えるための工事に対しての補助金、令和 2(2020)年度には遠隔授業の環境構築のための機器整備に対しての補助金の交付を文部科学省より受けた。また科学研究費補助金等の外部資金の獲得を教員人事評価に反映させることによるインセンティブを与えることにより、その獲得を奨励している。さらに、将来は本学園の設置校すべてに対象を拡大することを念頭に、併設中学・高等学校において寄付金の募集を令和 3(2021)年度より開始した。また、本学に残存する遊休資産に関しては、その売却ないし有効活用が望まれているところであるが、その一つである枚方キャンパスについて、令和 4(2022)年度に一部を残して大部分の売却が成立し、資金化することができた【資料 5-4-5】。これにより、「エビデンス集（データ編）」にある「(表 5-4) 貸借対照表関係比率（法人全体のもの）」のとおり、「流動比率」と「前受金保有率」が大幅な改善を見せ、本学園財政の健全化に大きく寄与した【資料 5-4-6】。また同キャンパスの残りの土地の売却が実現すれば、さらに約 5,000 万円の収入が計上されることとなる。一方で支出面については、リバースオークション等の手法を使い積極的に経費削減を行う他、中期経営計画に沿った支出予算編成の手法を導入する等、支出予算の合理化を図っている。

資産運用については、大阪国際学園資産運用規程に則り、安全性を重視した運用を行っている【資料 5-4-7】。

以上のように、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保に努めている。

【エビデンス・資料】

【資料 5-4-1】 大阪国際学園中期経営計画 平成 28 年度～平成 33 年度

【資料 5-4-2】 大阪国際学園第 2 期中期経営計画 2022-2027

【資料 5-4-3】 「エビデンス集（データ編）」(表 5-2) 事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）

【資料 5-4-4】 「エビデンス集（データ編）」(表 5-3) 事業活動収支計算書関係比率（大学単独）

【資料 5-4-5】 枚方キャンパス売却に係る理事会審議結果通知

【資料 5-4-6】 「エビデンス集（データ編）」(表 5-4) 貸借対照表関係比率（法人全体のもの）

【資料 5-4-7】 大阪国際学園資産運用規程

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学園及び本学の収支について、令和元(2019)年度に教育活動による資金収支の黒字化は達成したものの、事業活動収支面では厳しい状況にある。令和 3(2021)年 3 月の理事会において策定した「第 2 期中期経営計画」を着実に遂行していく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学では、学校法人会計基準等に準拠するとともに、「経理規程」「経理規程施行細則」「予算執行規程」「固定資産及び物品管理規程」等の諸規程を整備し、これらを遵守し日々の会計処理を行っている【資料 5-5-1】～【資料 5-5-5】。また、これに際し発生する疑問点や難しい判断を要する事象については、公認会計士に相談・確認を行い、指導・回答に沿った対応を行っている。

私立学校法第 47 条に定める会計書類等は、会計年度終了後 2 か月以内に作成し、公認会計士による監査、監査協議会を経て常勤理事会で事業の実績と決算の審議を行っている。そしてその後、理事会の承認を得て評議員会に報告し、意見を求めている【資料 5-5-6】。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学は、磯部公認会計士事務所と監査契約を締結し、会計監査を受けている。

会計監査は、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づき、監査日程表のとおり実施されている。令和 5(2023)年度は、年間 22 日間、延べ 940 時間で実施された【資料 5-5-7】。

毎年度、決算終了後に公認会計士から、計算書類について「適正」との独立監査人の監査報告書の提出を受けている【資料 5-5-8】。また、年 2 回、学校関係者が正しい認識と共通の理解を得ることを目的として、理事長、常勤理事、監事、監査室長及び法人本部財務会計課長等出席の下で監査協議会を行っている【資料 5-5-9】。その中で、公認会計士から指導事項・改善事項について報告された事項に関しては、適正な運用管理への改善（設置校への指示・指導等含む）対応を速やかに行っている。

監事による監査では、監事 2 人が「寄附行為」第 15 条（監事の職務）に基づき、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況に関し、監査を行っている。監事は、評議員会や理事会に陪席しており、会計監査を行う公認会計士とも意見交換を行っている。

なお、令和元(2019)年度には「学校法人大阪国際学園監事監査規程」の制定を行い、監事による監査の目的や対象の明確化を図っている【資料 5-5-10】。

【エビデンス・資料】

【資料 5-5-1】 経理規程

【資料 5-5-2】 経理規程施行細則

【資料 5-5-3】 予算執行規程

【資料 5-5-4】 稟議規程

【資料 5-5-5】 固定資産及び物品管理規程

【資料 5-5-6】 理事会及び評議員会 議事録

【資料 5-5-7】 令和 5(2023)年度 監査日程表

【資料 5-5-8】 監事監査報告書（令和元年度～令和 5 年度）

【資料 5-5-9】 監査協議会 議事日程一覧

【資料 5-5-10】 学校法人大阪国際学園監事監査規程

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

事務職員のさらなる会計知識の向上を図るとともに、公認会計士及び監事による監査等の実施が円滑に行われるよう協力していく。

【基準 5 の自己評価】

本学園は法令及び諸規則に基づき、最高意思決定機関である理事会の下、適切かつ円滑に管理運営が行われている。大学の意思決定においても、学長のリーダーシップを補佐する体制を整備し、円滑に行われている。

経営面においては、本学園の収支状況がかつて急速に悪化した時期があったが、「第 1 期中期経営計画」及び「第 2 期中期経営計画」を策定し、経営改善の体制を整えた。今後は PDCA サイクルを機能させ、経営改善を効果的に実行していくこととなる。

また、管理面において、学校法人の業務遂行が適正に行われているかをチェックするために学内に監査室を設けており、監事による監査体制を整え、ガバナンスの強化を図っている。会計処理は適切に行われ、公認会計士による監査と、監事による監査を受けていると同時に、監査室による内部監査を適時実施している。

なお、令和 4(2022)年 11 月 29 日には文部科学省による「学校法人運営調査委員による実地調査」が行われ、その調査結果では、

(1) 経営指導強化指標に該当するため、直ちに適切な経営改善に取り組み、経営基盤の安定確保に努めること。

(2) 法人の代表権を有する者の変更や設置校の改組が行われた際の登記が、法令に定められた 2 週間以内に行われていないため改善すること。

という指導・助言を受けた。また、その他の意見として、

(1) 遊休資産の売却について着実に進めること。

(2) 外部理事の理事会への出席率の向上及び評議員の評議員会への出席率の向上を図るとともに、出席率が著しく低い理事・評議員については改選を検討すること。

(3) 監事監査と内部監査は立場が異なり、違う観点で監査を行うことも重要であるため、それぞれ独立して実施するよう検討すること。

が出された。

これらについても、速やかに改善策を講じており、令和 5(2023)年 7 月 3 日を期限として文部科学省に改善状況を報告した。

なお、会計的観点から述べれば、(1) 遊休資産の売却に関しては、枚方キャンパスの残地の売却についてすでに手付金を受け取っており、また崖地の防災対策工事を令和 5(2023)年度に実施した。これを以って大阪府による土砂災害特別警戒区域の解除がなされれば、正式に売却が成立し売却代金の残金を受け取ることができる見込みである。そして(3) 監事監査と内部監査については、実地調査における指摘を受けそれぞれ独立して実施するよう方針を立て、令和 6(2024)年 2 月開催の監査協議会においてその実施状況を報告した。

以上のことから、基準 5「経営・管理と財務」を満たしていると評価する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は、令和 5(2023)年度に関係各署で議論を重ね、それまで各署で取組んでいた質保証の活動を見直し、学長のリーダーシップのもと全学的に内部質保証のための組織を整備し、その責任を明確にする体制を確立することにした。そして以下のとおり、令和 6(2024)年 2 月「大阪国際大学・大阪国際大学大学院 内部質保証の方針等について」の規程を策定した【資料 6-1-1】。

・規程「大阪国際大学・大阪国際大学大学院 内部質保証の方針等について」

1. 内部質保証の目的

大阪国際大学(以下、「本学」という。)の建学の精神、目的の実現に向け、教育研究及び管理運営等の諸活動について自ら継続的に点検・評価し、その結果を改善に結びつけ、三つのポリシーを起点とする教育の質及び中長期計画を踏まえた大学全体の質の向上を図る。また、教育の質及び大学全体の質が適切な水準にあることを公表することで、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たす。

2. 内部質保証のための推進組織

(1) 本学において全学的な内部質保証を推進する組織として、学長を委員長とした、自己点検運営委員会(以下、「運営委員会」という。)を置き、全学的な観点から検証等を行い、内部質保証の責任を担う。

(2) 全学的な自己点検の実施及び点検結果の検討を実施する組織として、運営委員会の下に、自己点検実施委員会(以下、「実施委員会」という。)を置き、各学部・研究科・その他の組織からの活動報告を集約の上、その結果を、実施委員会報告書としてまとめ、運営委員会に提出する。

(3) 運営委員会は、実施委員会報告書を基に点検結果の検証を行い、その評価結果を、運営協議会及び教授会に報告する。

(4) IR 室は、各学部・研究科・その他の組織における点検・評価に必要な情報の収集・分析を行い、客観的で合理的なエビデンスを提供し、自己点検・評価を支援する。

3. 情報の公開

社会に対する説明責任を果たすため、自己点検・評価結果をはじめ、本学の教育の質及び大学全体の質の状況等について、ホームページ等を通じて公開する。

上述のように、令和 6(2024)年度に認証評価受審をひかえて、大学自己点検運営委員会において内部質保証に関する規程の策定を行った。一方、平素の点検・評価については、大学自己点検運営委員会からの方針及び指示に基づき、自己点検・評価を実施できるように規程改正も行った。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証について組織を整備し責任体制を確立するために規程を策定した。現時点では、三つのポリシーに基づく大学の諸活動にかかる点検・評価において、外部からの意見を聴取できるように、今後、実施可能な体制について検討する。

【エビデンス・資料】

【資料 6-1-1】 大阪国際大学・大阪国際大学大学院 内部質保証の方針等について

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は、毎年度末に各学部・センター・事務局各部署等の統括者が一堂に会して、「所掌部門の総括と次年度計画」の報告及び質疑応答を行う「運営方針等の共有のための研修会」を開催している。令和 5(2023)年度を対象にした総括、令和 6(2024)年度を対象にした次年度計画の「運営方針等の共有のための研修会」は令和 6(2024)年 3 月 23 日に実施した【資料 6-2-1】。

また、学長は「運営方針等の共有のための研修会」の内容及び本学園の「第 2 期中期経営計画」「大学の三つのポリシー」等を踏まえて、翌年度当初に学長方針を定め、「学長方針発表会」を開催し全教職員に発信している。令和 6(2024)年度を対象にした「学長方針発表会」は令和 6(2024)年 4 月 5 日に実施した【資料 6-2-2】。

本学での内部質保証のための自己点検・評価については、規程及び組織を整備したうえで、大学自己点検運営委員会の方針のもと、大学自己点検実施委員会が、「学長方針」等を踏まえ、全学科、全部会、事務局全部署に対して自己点検の実施を求め、その点検結果を集約して点検報告書を作成している。

教員は拡大教授会及び拡大機構会議における報告事項として、職員は大学自己点検実施委員会から各部署の役職者への周知依頼により自己点検評価書を共有し、教育改善及び業務改善に活用している。大学自己点検は、前回の認証評価受審（平成 29(2017)年度）の前々年度よりこれまで毎年実施しており、その内容は「自己点検評価書」及び「自己点検評価書（簡易版）」として、大学ウェブサイトで公表している【資料 6-2-3】。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学は令和 5(2023)年度より IR 室を設置した。それまで学長室に教学 IR 機能を有していたが、学長室から独立して IR 室が発足した。その主要な目的は、まず「学修成果の可視化」を推進することであり、そのため自己点検運営委員会及び自己点検実施委員会と連携しながら、教学マネジメント体制の整備にとりかかった。

IR 室は、本学が従前より実施していた調査・アンケート及びそこで収集されたデータの実態把握を試みた。既存の調査・アンケートとして「学生生活アンケート（全学生対象）」「学生生活の充実に関するアンケート（新入生対象）」「授業についての学生アンケート」「PROG テスト」などがあり、これらの実施概要及び設問を精査したところ、それぞれの目的を確認し、本学の教育に関する意味づけを整理する必要があると結論づけた。

また、IR 室は学生の学びを質的に可視化することにも取り組み、FD センターとの協働による「学生座談会」、その座談会から抽出された学修の質的データ「Learner Journey Mapping (LJM)」を検討する「教職員ワークショップ」（自己点検実施委員会との協働）を業務委託している「UCI Lab.」のファシリテーションにより実施した【資料 6-2-4】【資料 6-2-5】。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

大学自己点検を内部質保証に資するために常に実施方法を精査することが必要である。令和 5(2023)年度に発足した IR 室は、学修成果の可視化を主要目的として、学内組織と連携しながら教学マネジメントを機能させ、内部質保証にかかる活動を推進していく。

【エビデンス・資料】

【資料 6-2-1】「運営方針等の共有のための研修会」開催通知

【資料 6-2-2】「学長方針発表会」開催通知

【資料 6-2-3】大学ウェブサイト「大学紹介」より「自己点検・評価報告書」

【資料 6-2-4】学生座談会に関する資料

【資料 6-2-5】「Learner Journey Mapping (LJM)」に関する資料

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

内部質保証における PDCA サイクルについて、本学は主に教学改善の仕組みを確立し、機能させてきた。それは、①シラバスに関する自己点検・評価活動、②授業に関する自己点検・評価活動、③教育課程に関する自己点検・評価活動である。これらの自己点検・評価活動の詳細は次

のとおりである。

① シラバスに関する自己点検・評価活動

教務課及び教務委員会は、自己点検実施委員会と連携し、学校教育法や大学設置基準等の法令の改正動向、認証評価機関の評価基準の改訂動向等に常に注意を払いながら、毎年、シラバスの書式、作成要領、チェックシート及びシラバスサンプルについて点検を行い、必要に応じて「シラバス作成要領」の改善を行っている。教務課は、教員から提出されたシラバスを学科及び部会ごとにとりまとめ、「シラバスチェックシート」に基づきシラバスの点検（第三者によるチェック）を行うよう各学科及び部会に依頼している。各学科及び部会はシラバスの点検を行い、不備があった場合は、当該シラバスを執筆した教員に是正を求めている。令和5(2023)年度においては、概ねシラバス点検が適正に実施されていたと評価できた。

以上のように本学では、「シラバス作成要領」及び「シラバスチェックシート」を用いた自己点検・評価活動を行っている【資料6-3-1】【資料6-3-2】。

② 授業に関する自己点検・評価活動

教員は、「成績評価」と「授業についての学生アンケート」の結果を基に自らの授業を振り返り、課題を抽出し、次年度以降の授業改善に結びつけている。さらに、教員相互の授業見学を行い、授業内容や方法について意見交換を行っている。また、教員人事評価票において各教員は自らの担当科目（セミナーを含めた全科目）に対して自己評価を行い、その評価について学部長もしくは基幹教育機構長が評定（S・A・B・C・Dの段階評定及びコメント）する。教員は学部長もしくは基幹教育機構長から評定に関するフィードバック等を定めている。

以上のように教員は、授業に関する自己点検・評価を行い、次年度のシラバスや授業内容の改善につなげている【資料6-3-3】。

③ 教育課程に関する自己点検・評価活動

各学科・基幹教育機構は、個々の教員から提出された「授業改善報告書」及び「授業見学報告書」に基づき意見交換会を開いている。FDセンター会議は、各学科・基幹教育機構から提出された「意見交換会報告書」を基に、授業改善に関わる点検・評価を行い、その結果を各学科・基幹教育機構にフィードバックしている。学科及び基幹教育機構はフィードバックされた結果を教育内容の向上や改善に活用している。令和5(2023)年度には、FDセンターは教学マネジメント会議において「授業改善報告書・集計結果レポート（2023年度前期）」の報告、「授業改善報告書・集計結果レポート（2023年後期）」の報告を行った。その報告について、学長、副学長、学長補佐、学部長、基幹教育機構長が意見交換を実施して情報共有を行った【資料6-3-4】～【資料6-3-6】。

以上の自己点検・評価活動は、「第2期中期経営計画」における「6大重点施策」のテーマの一つ「『教学改革』によるOIUらしい教育の場の提供」に関連する活動である。

このように、自己点検・評価活動の結果を踏まえた中期計画の履行が本学の教学運営の改善・向上のための内部質保証を機能させていると言える。

(3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証のためのPDCAサイクルの仕組みは、大学全体で「シラバスに関する点検・評価」、教員個人で「授業に関する自己点検・評価」、そして学科及び基幹教育機構で「教育課程に関する自己点検・評価」に取り組んでいる。今後は、それぞれの自己点検・評価を統合した「アセスメント・プラン」を作成したうえで、さらなる教学改善に取り組みたい。

また内部質保証は教学改善のみではなく、業務改善も進めていかなければならない。そのため、自己点検を実施したうえで抽出された業務課題に対して改善計画を立て、関係部署と連携して改善活動に取り組むことにしたい。

【エビデンス・資料】

【資料 6-3-1】 シラバス作成要領

【資料 6-3-2】 シラバスチェックシート

【資料 6-3-3】 教員人事評価制度に関する資料

【資料 6-3-4】 授業改善報告書・集計結果レポート（2023年度前期）

【資料 6-3-5】 授業改善報告書・集計結果レポート（2023年度後期）

【資料 6-3-6】 教学マネジメント会議議事日程

【基準 6 の自己評価】

本学は、内部質保証のための自己点検・評価を推進するうえで規程及び組織の整備を始めた。令和 5(2023)年度は、IR 室の設置、内部質保証にかかる規程の策定などを実施した。また、これまで毎年実施し、評価報告書を公表している。その自己点検においては全ての学部・学科及び部会・基幹教育機構、全ての事務局部署が関わっており、その結果を共有して教育改善及び業務改善に活用していることから、内部質保証にかかるPDCAサイクルが実現されているものと評価する。

以上のことから、基準 6「内部質保証」を満たしていると評価する。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 国際交流

A-1 グローバル人材の育成とグローバルマインドの涵養

A-1-① 海外協定校の拡大

A-1-② 学生の海外渡航の促進

A-1-③ 経済的支援

(1)A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2)A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 海外協定校の拡大

【事実の説明】

本学では世界に通じるグローバル人材育成の一環として、学生の海外渡航を積極的に推進している。海外への渡航期間は夏期・春期休暇を利用した4日から10日の短期間のものから、海外大学での単位修得を目的とするセメスター単位のものと同様であるが、学生の海外での学修機会を増やすためにも、協定校の拡大に努めており、令和6(2024)年3月31日現在、27ヶ国・地域に110校の協定校がある【資料A-1-1】。

また、以前はアジア圏で、日本語学科を有する大学との協定関係が主であったが、平成24(2012)年度以降は東南アジアを重点地域として協定校の拡大を行っており、現在までにインドネシアの12校、カンボジアの2校、シンガポールの1校、タイの5校、フィリピンの4校、ベトナムの4校、マレーシアの2校、合計30大学との間で新たに学術交流協定を締結した。これらの大学の中には、英語が主言語の大学、または英語で授業を行っている International College を有する大学もあり、欧米圏の協定校に加えて、本学学生に英語による留学や学生交流の機会を提供している。

【自己評価】

平成23(2011)年度には12ヶ国・地域に38校だった協定校が、この12年間で27ヶ国・地域110校にまで拡大できた。新規協定校へは、本学からの交換留学生や短期プログラム参加学生の派遣を進めている。また、本学での海外協定校からの留学生の受入とあわせて、さらに協定校を拡大することにより、学生交流の動きは年々活発になっている。

A-1-② 学生の海外渡航の促進

【事実の説明】

本学での海外留学・研修プログラムは次のとおりである。

〔Ⅰ〕協定校への交換留学（半年～1年）

〔Ⅱ〕国際交流センター主催海外研修（1週間～8週間）

〔Ⅲ〕学部・学科主催海外研修

〔Ⅰ〕110校の協定校のうち、単位修得を目的とする交換留学の協定、または実施細則を

締結している大学は 47 校ある。学生はその中から派遣先の求める基準を参考に、学修の継続性も考慮して留学先を選択し、学内及び派遣先大学の選考を経て、交換留学が決定する。令和 5(2023)年度には 13 人が交換留学生として派遣された。学生派遣は University of Northern British Columbia University (カナダ)、Naresuan University (タイ)、四川大学 (中国)、遼寧師範大学 (中国)、青島濱海学院 (中国)、中国文化大学 (台湾)、長栄大学 (台湾)、嘉泉大学校 (韓国) の 5ヶ国・地域、8 大学であった【資料 A-1-2】。派遣先の大学では学生の専攻分野に沿った科目が履修できるよう、学部教員がアドバイザーとして渡航前から指導を行っている。なお、留学先で修得した単位は本学の単位として読み替えが行われる【資料 A-1-3】。

〔Ⅱ〕国際交流センターでは毎年、前期または後期授業終了後に短期海外研修を行っている。「グローバル短期研修」と呼ばれる短期海外研修では、協定校訪問をベースにして、学生のニーズに応じた多様で複合的な研修を、東南アジアを重点地域として実施している。プログラムの内容は、小学校での授業補助などのボランティア活動 (カンボジア)、日系企業訪問と現地協定校での学生交流活動 (シンガポール) などを通じて、異文化理解とグローバルマインドの涵養に努めている。また、危機管理やキャリア講座を含めた事前・事後研修、帰国報告会を実施し、グローバル人材の育成の場として多角的な面からの取組みを行っている。

語学研修を希望する学生には、「海外チャレンジ研修」制度を提供している。学生はイー・エフ・エデュケーション・ファースト・ジャパン株式会社、株式会社留学ジャーナル、株式会社 Curious World が紹介する語学学校から希望の留学先を選択し、申し込みから渡航まですべて自分で手続きを進めていく。単位認定は研修時間に応じて行っている【資料 A-1-4】【資料 A-1-5】。

〔Ⅲ〕学部・学科では、それぞれの教育の特性を活かした海外研修を実施している。国際教養学部が実施する西オーストラリア大学派遣プログラムは、4 か月間実施されている。その他の学科のプログラムは、前期または後期授業終了後に実施され、研修期間は 4 日から 1 週間であるが、短期間の海外体験でも学科の教育内容と直結した企画のため、その後の学科の専門教育に大きな効果をもたらしている【資料 A-1-6】。

【自己評価】

在学中に多くの学生が海外体験にチャレンジできるよう、本学では多様な事前学修を準備している。保護者等の聴講も可能な危機管理会社や損害保険会社による海外危機管理セミナーは、国際交流センタープログラムに限らず、学科研修を含めた海外プログラムに参加する全ての学生を対象とするなど、細やかな指導を行っている。COVID-19 で落ち込んだ海外留学・海外研修生は、令和 5(2023)年度には 163 人の学生が海外留学・研修に参加し、コロナ前に相当する V 字回復を見せた。今後も同様の取組みに力を入れていきたい。

A-1-③ 支援体制

【事実の説明】

〔Ⅰ〕 経済的支援

〔Ⅱ〕 危機管理対策

〔Ⅰ〕 学生の海外渡航の経済的負担を少しでも軽減させるために、本学では次の奨学金制度を設置、活用している。

- ・ 奥田政三教育・研究基金（学校法人大阪国際学園）
- ・ 大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部 海外留学・研修奨学金
- ・ 同窓会交換留学支援金プロジェクト

交換留学生として派遣される学生には、派遣地域によって月額 30,000 円から 50,000 円の奨学金が留学月数支給される。短期海外研修に参加する学生には、研修プログラムによって 18,000 円～80,000 円を支給しているが、いずれの奨学金も選考試験により受給者を決定している【資料 A-1-7】～【資料 A-1-9】。

また、奨学金受給者は、留学・研修終了後に、報告会、大学ウェブサイト、オープンキャンパス等で研修の体験と成果を発表することを義務づけている【資料 A-1-10】。

〔Ⅱ〕 本学では、「海外緊急事態対応マニュアル」を作成し、海外留学・研修の緊急時に速やかに対応できるよう備えている。さらに 3 か月以上海外に滞在する学生には、外務省の「在留届」、短期間の滞在者には「たびレジ」へ登録させ、海外における緊急時に公的支援を得ることができるよう指導している【資料 A-1-11】。

健康面については、「海外健康管理オリエンテーション」を実施し、厚生労働省の海外感染症情報を配布、健康管理の意識を高めるよう取り組んでいる。

なお、海外に渡航する学生には、大学が指定する海外旅行保険に加入させ、万一の場合、参加者全員が同じ支援、対応が受けられるようにするとともに、保険会社の担当者を招いて、海外での安全管理についてのセミナーも実施している【資料 A-1-12】。

【自己評価】

学生の海外渡航を促進するためには、経済面での支援は不可欠である。令和 5(2023)年度には、研修費用を大学が負担する研修を除いて、交換留学派遣学生 13 人に対して 218 万円、認定留学派遣学生 7 人に対して 175 万円、短期海外研修生 150 人に対して 1,104 万 6,000 円、総額 1,497 万 6,000 円の奨学金を支給し、参加学生の経済的負担の軽減に努めた。(特に令和 5(2023)年度下半期は急激に円安が進み渡航経費が高騰したため、緊急支援として奨学金の追加支給を行った)

また、昨今の世界情勢を鑑みると、海外でいかに安全に滞在するかは、学生各々が渡航前にしっかり認識しなければならない。その点でも保護者等も出席できる海外安全セミナーの開催を含めて、本学では十分な情報を提供し、また海外危機管理のために日本リスクマネジメントと年間契約を行って、適切な大学としてのブランディング維持と対応ができるような制度により、留学・研修期間中の事故や病気に対応できる体制を構築している。

(3)A-1 の改善・向上方策（将来計画）

海外留学・研修プログラムは、大学の理念であるところの「世界に通じる心豊かな人間

の育成」に大きな役割を果たしている。今後もさらに学生の海外渡航を奨励し、特に、交換留学生の派遣数が増えるように、協定校の開拓を継続していく。また、学生が参加したくなる魅力的な海外研修プログラムの開発を行うとともに、経済的支援（奨学金）を継続し、外部奨学金採択に向けた取組みも積極的に行いたい。さらに、海外留学・研修での体験が学生の進路選択において効果的に活用されるよう、研修終了後の継続的な支援も検討していく。

【エビデンス・資料】

【資料 A-1-1】 大阪国際大学海外協定校一覧

【資料 A-1-2】 2024 年度海外留学協定校交換留学プログラム募集要項

【資料 A-1-3】 大阪国際大学海外協定校交換留学における単位認定に関する申し合わせ

【資料 A-1-4】 2023 年度夏期海外研修プログラム募集案内

【資料 A-1-5】 2023 年度春期海外研修プログラム募集案内

【資料 A-1-6】 2023 年度学部・学科海外研修プログラム実績

【資料 A-1-7】 奥田政三教育・研究基金規程

【資料 A-1-8】 大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部海外留学・研修奨学金規程

【資料 A-1-9】 2023 年度海外協定校派遣交換留学生の奨学金支給について（同窓会奨学金関連）

【資料 A-1-10】 海外研修事前・事後オリエンテーション資料

【資料 A-1-11】 海外緊急事態対応マニュアル

【資料 A-1-12】 海外健康管理オリエンテーション

A-2 留学生の受入れ

A-2-① 留学生の受入れ

A-2-② 海外協定校からの学生受入れ

A-2-③ 支援体制

(1)A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2)A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 留学生の受入れ

【事実の説明】

本学では、平成 2(1990)年度に留学生の受入れを開始した。令和 5(2023)年 5 月 1 日現在の留学生数は、大学院 3 人、学部 53 人の合計 56 人と在籍学生の約 2.2%を占めている。出身国は 7ヶ国・地域（中国、韓国、カンボジア、台湾、インドネシア、ベトナム、マレーシア）にわたる。また本学は留学生別科を設置しており、6ヶ国・地域（中国、韓国、台湾、インドネシア、ベトナム、アメリカ）出身の外国人留学生 22 人が在籍している【資料 A-2-1】。

【自己評価】

従来、漢字圏の留学生が大半を占め、出身国も限られていたが、この数年、非漢字圏の学生募集を強化した結果、留学生の出身国も多国籍化している。一般学生と留学生との目標比率を 9 対 1（若しくは全学生に占める留学生の比率を 10%）としており、コンスタントに留学生募集ができるように、国内、国外での募集活動を継続していく。

【エビデンス・資料】

【資料 A-2-1】大阪国際大学交換留学生受入れ規程

A-2-② 海外協定校からの学生受入れ

【事実の説明】

〔Ⅰ〕交換留学生の受入れ

〔Ⅱ〕短期研修生の受入れ

〔Ⅰ〕本学では交換留学生は留学生別科で受入れることが規程で定められている。交換留学生として本学に派遣される学生は、半年間、または 1 年間留学生別科で日本語及び日本理解科目を履修し、単位を修得するが、日本語能力が高い場合は学部科目の履修が許可されている。令和 5(2023)年度に入学した交換留学生は、9 ヶ国・地域、20 大学 31 人である。なお、交換留学生受入れの便宜を図るため、留学生別科では入学時期を 4 月、10 月としている【資料 A-2-2】。

〔Ⅱ〕本学では海外協定校の学生に対して短期研修としての受入れを実施しているが、令和 5(2023)年度には日本文化・社会・経済研修としてシンガポールの協定校から 25 人の大阪研修団が 4 日間来校した。講義は本学の教員（非常勤講師も含む）がすべて英語で行っており、国際教養学部と経営経済学部の教員の指導の下で交流活動を行った【資料 A-2-3】。学科主催海外研修と国際交流センター主催海外渡航プログラムが後期授業終了後にシンガポール協定校訪問を含め実施されるため、交流の好循環につながっている。

【自己評価】

交換留学生の受入れは、本学学生を交換留学生として海外協定校に派遣するためにも重要な役割を果たしている。本学は留学生別科を有しているため、主として日本語学科のある海外協定校から交換留学生が毎年派遣されているが、日本語学科のない海外協定校の学生には英語による短期研修を実施しており、海外協定校との相互交流に努めることができている。

【エビデンス・資料】

【資料 A-2-2】大阪国際大学交換留学生受入れ規程

【資料 A-2-3】令和 5(2023)年度大阪研修団に関する資料

A-2-③ 支援体制

【事実の説明】

〔Ⅰ〕 経済的支援

〔Ⅱ〕 その他の支援

〔Ⅰ〕 本大学院、学部 に在籍している「留学」の在留資格を持つ留学生に対して、授業料減免措置を実施している。減免率は前年度修得単位数が 30 単位以上の場合 30%の減免であるが、30 単位以下であれば減免対象外となる。また授業料減免措置対象の条件として、留学生としての地域社会活動を課しており、地域交流活動、ボランティア活動、学内での交流行事等への参加を義務付けて、学内の一般学生や地域社会との交流促進に取り組むように指導している【資料 A-2-4】【資料 A-2-5】。令和 5(2023)年度授業料減免の対象となった留学生は、本大学院生が 3 人、学部生が 50 人と留学生全体の約 94.6%となった。本大学院には独自の奨学金制度があり、令和 5(2023)年度には外部奨学金受給者を除く 3 人に対して 1 人あたり年間 140,000 円の奨学金が支給された【資料 A-2-6】。

〔Ⅱ〕 本学では、留学生に交流活動、イベントへの積極的な参加を奨励しているが、ここ数年は COVID-19 での活動制限もあり実施は限定的だった。しかし行動制限が解除された令和 5(2023)年度国際交流センターが主催した行事は、「お花見交流会〔3 月〕」「新入生歓迎会（たこ焼きパーティー）〔5 月〕」「スポーツ交流会〔6 月〕」「かるた大会〔8 月〕」「大阪ワンデーツアー〔9 月〕」「ハロウィン交流会〔10 月〕」「クリスマス交流会〔12 月〕」などがあり、留学生と一般学生との交流の機会となった。本学の学部生が中心となって行っている地域での交流活動で、田植えや稲刈りを体験した留学生もいる。また、地域の小・中・高校から、毎年留学生との交流希望があるため、本学留学生を派遣し、留学生が国際理解教育や地域交流にも貢献することができる機会を提供している【資料 A-2-7】。

【自己評価】

本学では留学生の経済的な不安を少しでも軽減するため、授業料に対して減免制度を適用している。また、授業料減免の条件として、各種行事への参加を義務付けているので、留学生が参加できるよう様々な行事を学内でも開催している。しかし一般学生の参加が限られているため、今後は広く学内から参加者を募り、留学生と一般学生との交流を活発化させたい。

【エビデンス・資料】

【資料 A-2-4】 大阪国際大学私費外国人留学生授業料等減免規程

【資料 A-2-5】 「大阪国際大学 私費外国人留学生授業料等減免規程」に係る申し合わせ

【資料 A-2-6】 大阪国際大学大学院学生奨学金規程

【資料 A-2-7】 令和 5(2023)年度国際交流センターが主催した行事一覧

(3)A-2 の改善・向上方策（将来計画）

留学生の受入により、学内において一般学生と留学生が共生し、国際交流の諸活動とおして、国際感覚を養える学内の国際化を今後も推進したい。そのためにも国内はもとより、国外での本学の認知度を高め、留学生の入学希望者を増加させる取組みを強化していきたい。また、現在、海外からの短期研修生に対し行っている英語による講義を発展させて、交換留学生を対象とした英語による講義科目の整備を行い、新規協定校からの交換留学生の招致と、本学からの交換留学生の派遣へと結びつける取組みも行いたい。

【基準 A の自己評価】

本学では令和 4(2022)年度に「第 2 期中期経営計画」が施行され、国際交流が引続き重点施策の一つとなった。具体的には学部学科と連携し、「内外に通じるタフな人材を育成し、人間力を鍛える」海外留学・研修プログラムを構築することを目指すものである。

またこれまでの取組みを継続し、多国籍の留学生の受入れ、英語での授業実施による「内なる国際化」を進めており、着実に実績へとつながっている。英語による授業実施については検討中の部分があるが、「内なる国際化」の環境整備の一つとして、平成 27(2015)年度より株式会社 ECC と提携して”English Island”を実施している。これは英語ネイティブ講師との授業外での会話を目的としたものであるが、英語の初心者から上級者までがレベルやテーマによって、気軽に英語を楽しむことのできる環境を学生に提供しており、令和 5(2023)年度の年間の延べ参加者数は 1,251 人に及んだ。

今後は英語による授業導入の検討により、「内なる国際化」を整備するとともに、広く欧米圏、または東南アジア圏からの留学生募集にも注力することが必要である。

以上のことから、基準 A「国際交流」を満たしていると評価する。

基準 B. 社会連携と地域貢献

B-1 地域社会との連携基盤構築

B-1-① 地域協働センターの設立と運営

B-1-② 地域社会との連携基盤の強化

B-1-③ ボランティアバンクの設立と運営

B-1-④ COVID-19 の影響と活動基盤の維持

(1) B-1 の自己判定

基準項目の B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 地域協働センターの設立と運営

建学の精神である「全人教育」を推進するにあたり、本学は地域社会との連携をとおして学部専門的な学びの実践や地域住民との交流、学生のボランティア体験に積極的に取り組んでいる。また、学生の社会への適応力強化を進め、地域からの期待に応える高等教育機関として、地域に貢献することを目指している。

本学は、その目的を推進していくことを学長方針とし、平成 23(2011)年 7 月に地域協働センターを設立した。そして、地域貢献のための学内連携・推進体制の整備、地域社会との連携基盤の構築、学生の地域連携活動参加の仕組みづくりに取り組んできた。

地域協働センターの組織運営においては、専任職員 5 人を配置している。そして各学部教員と地域協働センターの職員が委員として参加する地域協働センター会議を毎月開催し、年度活動方針に基づく協働活動の推進や学部活動の共有を図り、全学的な取組みとしている【資料 B-1-1】。また、学部・スタッフ部門責任者には月次報告書で、主要活動は大学ウェブサイトに掲載し、学生・教職員・学外へ広く公開している。一年間の活動は地域協働活動事例集「絆のメモリー」として取り纏め、連携協定締結団体や自治体連携部署などに配布し、連携活動の共有や地域貢献活動の一端を知ってもらう一助としている。

B-1-② 地域社会との連携基盤の強化

本学は、守口市に拠点を置く唯一の大学として、また隣接する門真市、寝屋川市をはじめとする自治体、教育委員会、社会福祉協議会、地元企業等 22 団体と連携協定を結び、地域の活性化、まちづくりなどの政策課題や企業が抱える事業課題について協働活動をおこなっている。特に隣接する三市とは、地域協働センターを大学窓口として、守口市（企画部公民連携デスク）、門真市（市民文化部地域政策課）、寝屋川市（経営企画部企画二課）の市側窓口と定期的な会議や懇談機会を持ち、協働実績の確認や活動計画の共有、意見交換をおこなっている。また、守口市教育委員会、守口・門真市両社会福祉協議会、守口門真商工会議所と意見交換を重ねながら、学修支援や高齢者支援、商業振興等の活動をおこなっている【資料 B-1-2】【資料 B-1-3】。

近年は、協定を締結していない団体や、近隣小中学校、地域コミュニティから相談を受けたり、学部等の学びのフィールドとしてほしいとの要望を受ける機会が増えており、地域協働センターは大学と地域社会・住民を繋ぐ重要な役割を担っているのである。

B-1-③ ボランティアバンクの設立と運営

本学では、学びの実践機会であるフィールドワークや PBL (Project Based Learning) などの授業連携だけではなく、地域社会で起こる様々な課題や社会的な支援を必要とする人たちに学生一人ひとりがボランティアとして向き合い、学生が自ら体感・体験し、成長する機会としていく事を推奨している。地域協働センターでは、学生ボランティア活動を推進する仕組みとして、平成 27(2015)年 4 月に「ボランティアバンク」の制度を地域協働センター内に立上げ、ボランティア活動を希望する学生の登録と、募集中のボランティア活動の紹介をおこなっている【資料 B-1-4】。また、派遣するボランティア活動は、連携協定先のみならず、一般の団体からも大学ウェブサイトの専用メール窓口や電話による受付をおこなっている。

地域協働センターは、ボランティアバンク登録学生に対して、各種ボランティア募集情報をタイムリーにメールで提供し、ボランティアの受付、派遣に関する事務局機能を果たしている。令和 5(2023)年度のボランティアバンク登録学生は 691 人（短大含む総数 735 人）であった。

B-1-④ COVID-19 の影響と活動基盤の維持

令和 2(2020)年 1 月頃より COVID-19 が拡大し、ほぼすべての社会活動が停止し、約 2 年半にわたり本学のボランティア活動・地域貢献活動は停止状態となった。令和 4(2022)年度後半より徐々に様々な活動が再開された。しかしながら、この間、自治体のイベントの停止や担当者の異動、ボランティアの経験がある学生の卒業により、双方の運営のノウハウ・スキル・関係性の低下が、本格的な再開に向けて障害となることが予測された。

地域協働センターでは、令和 3(2021)年度・4(2022)年度前半にこれまで重点的に取り組んできた「関西空港ボランティア」や近隣小学校と連携した「OIU/OIC キッズキャンパス」などについて、ボランティア経験のある学生（令和元(2019)年度入学の 4 年次生）のスキルやマインドの後輩学生への継承に注力した。関西空港ボランティアでは、活動再開を待つボランティア未経験学生を対象に、関西国際空港見学会やボランティア経験のある学生との交流会を開催した。さらに、本格的な活動再開に向けた準備として、関西空港ボランティアについては JR 職員との安全啓発動画作成プロジェクトに学生が参加し、また OIU/OIC キッズキャンパス、大阪府警サイバー防犯教室については、ネット環境を活用したりリモート教室活動への切替えをおこない、後輩学生たちへスキルやマインドを繋いできた。令和 5(2023)年度は、コロナ禍の活動中断があったものの、様々なノウハウやマインドの継承を達成した学生たちが中心となって、各種ボランティア活動を改めてスタートすることができた。これらの取り組みにより、令和 5(2023)年度にはコロナ禍前を上回る延べ 1,376 人（令和元(2019)年度 1,182 人）の学生たちが、ボランティア活動・地域連携活動に参加した。

【エビデンス・資料】

【資料 B-1-1】 地域協働センター規程

【資料 B-1-2】 産官学連携協定一覧

【資料 B-1-3】 門真市における連携大学・企業との協働事業活動実績（門真市資料）

【資料 B-1-4】 はじめてみよう！ボランティア（パンフレット）

(3)B-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、地域政策に関する連携活動を学びの実践の機会、学生の成長の機会と捉え、学内推進組織である地域協働センターを設立し、関係各所との連携・運営の仕組みを整備し、協働機能の強化に向けた基盤構築に取り組んできた。地域政策連携では、自治体側も窓口部署を明確化し、円滑な連携が可能となったが、政策推進に関する情報開示のタイミングや予算決定など議会決定をとまなう活動もあり、大学のシラバス作成時期、ゼミ活動の取組期間とマッチングしない場合もある。特に新規案件については、大学と自治体が早期の意見交換、適切な時期での相談が可能となるよう、大学側の連携要件について理解を得られるよう丁寧に説明していきたい。

B-2 大学が所有する人的・物的資源の提供による地域貢献

B-2-① 学部学科の専門性を活かした地域との連携

B-2-② 学生ボランティア活動

B-2-③ 地域住民に対する生涯学習、文化活動

(1)B-2 の自己判定

基準項目の B-2 を満たしている。

(2)B-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-2-① 学部学科の専門性を活かした地域との連携

本学 3 学部 7 学科では、講義やセミナーの取組みの中で学ぶ専門性を活かしたフィールドワーク・PBL・ボランティア活動など、地域連携活動に積極的に取り組んでいる。

地域協働センターが各学科と連携する主な活動として、自治体の重要政策である高齢者支援、地域創生、まちづくりに関するテーマに取り組んでいる点が挙げられる。

高齢者支援活動では、65 歳以上の高齢化率 60%を超える「門真住宅団地コミュニティの活性化」をテーマに、同市都市政策課、団地自治会と経済学科の学生が「不用品交換ゼロ円ショップ」「餅つき交流」などを、令和 2(2020)年度より、授業やセミナーでの取組みの一環として継続して進めている。また、スポーツ行動学科のセミナーの取組みでは、京都府南山城村のシニア層を対象とした脳トレ教室を実施し、「体力測定」や「認知機能テスト」「スクエアステップエクササイズ」など健康支援をおこなった。

地域創生活動では、京都府南山城村（平成 25(2013)年度協定締結）と経営学科のセミナーが連携して「令和 5 年度 学生とともにのぼす京都プロジェクト共同事業」に参加し、6 年連続で京都府より補助金を活用したウォーキングコース開発と事業活用を目的とした「アウトドアツーリズムの可能性」に取り組んだ。また、鳥取県鹿野町の NPO 法人いんしゅう鹿野まちづくり協議会（平成 28(2016)年度協定締結）とは、国際観光学科のセミナーを主体とするグループである「鹿野ちゃれっじ」が、「耕作放棄地を果樹の里山にデザイン

する活動」でイベント企画や地元の草花を使ったオリジナル商品の制作販売をおこなうなど、平成 26(2014)年度から現地での活動を進めている。この鹿野町河内地区住民と一緒に取り組む学生活動は、同 NPO 法人が「令和 5 年度 豊かなむらづくり全国表彰事業」において農林水産大臣賞を受賞した理由として評価されている。

教育支援活動では、守口市教育委員会と心理コミュニケーション学科が連携し、学校にいけない生徒・児童のサポート「守口フレンド」の活動を令和 3(2021)年度よりおこなっている。また、スポーツ行動学科の将来中学校・高等学校教員をめざす学生が、学校サポーターとして、守口市立大久保中学校、門真市立第二中学校に学校行事の手伝いや授業補助として令和 5(2023)年度より活動した。また近年、中学校から本学へのキャリア教育に関する相談が増えている。本学では、従来の中学生の職場体験で不足している「職業と大学の関係」や「学び・キャンパスライフの体験」の内容を織り込んだ大学教員による模擬授業や、中学生と大学生との交流を実施している。令和 5(2023)年度は、守口市立大久保中学校 2 年生 90 人、門真市はすはな中学校 3 年生 25 人が来学し、「見つけてみよう未来の自分！」をテーマにキャリア教育プログラムを実施したところ、先方からは継続開催の要望を受けている。

最後に、自治体が進める地域政策課題の検討・推進や、独立行政法人及び公立博物館の運営に対する専門的な知見をもつ教員が積極的に協力している点も指摘しておきたい。さらに、産業振興補助金事業審査委員会、男女共同参画審議会、文化財保護審議会、外部監査法人選定他への委員就任など、令和 5(2023)年度は延べ 38 人（自治体 5 市を含む 26 団体）がその役割を担っている【資料 B-2-1】。

B-2-② 学生ボランティア活動

本学のボランティア活動の特徴は、推進機能である「地域協働センター」の設置と学生の活動ベースとなる「ボランティアバンク」の運営にある。同センターは、地域社会からの窓口機能を果たすとともに、ボランティアバンク登録学生に対し、活動内容をメールで告知し、受付・派遣を円滑におこなっている。地域社会が抱える課題や社会的弱者へのサポート、地域の賑わいづくりなど、活動は多様な内容となっている。これらの活動を通じて、学生が社会を体験・体感し、自らを成長させる貴重な機会となることを期待している。学部・学科の専門的な学びを身につけた学生や、スポーツ・文化クラブに所属する学生が、それぞれの得意分野を活かしたり、また留学生が自国の文化や歴史を紹介する国際交流をおこなうなど、本学の学生たちがボランティアに関わる方法は多岐にわたる。本学地域協働センターが起点となる各種のボランティア活動は、学生たちが各々の立場で社会の実態に触れ、社会に貢献できる機会としている。

まず本学が主催するボランティア活動として、「関空ボランティア(AKV)」(Assisting at KIX as a Volunteer)と「OIU/OIC キッズキャンパス」の二つがある。平成 27(2015)年 10 月に開始した「関空ボランティア」は、関西国際空港に到着し JR を利用する外国人旅行者に対し、切符の購入や乗換え案内などのサポートをおこなっている。学生が得意とする英語や韓国語などの語学対応だけでなく、外国人がよく利用する切符やサービスについて JR 職員から研修を受けながら、間違いのない、笑顔の対応を心掛けている。この活動では、学生（チーム AKV リーダーズ）が、事前準備や当日の参加者のフォロー、JR 職員と

の連携などを主体的に担っている。年間 10 回以上参加する学生が毎年多数おり、コミュニケーション力の向上など、社会人基礎力の強化につながっている。また、日本人と留学生と一緒に活動していることもあり、学部・学年・国籍を超えた交流に繋がっており、本学では最も参加者の多いボランティア活動となっている。なお、令和 5(2023)年度は 32 回開催し、参加者は延べ 524 人であった。

平成 29(2017)年度から取組む「OIU/OIC キッズキャンパス」は、大学に隣接する守口市立よつば小学校の児童を対象に、「こどもたちの居場所づくり」を目的に開催している。季節のグッズ工作やスポーツ・ゲームなど毎回テーマを変えて、スポーツ・文化クラブ所属学生、留学生を含むボランティアの学生たちが子どもたちと交流を重ねている。運営にあたっては、企画から募集、当日運営まで学生が主体となっておこなっている。なお、令和 5(2023)年度は 6 回開催し、参加学生は合計 45 人、参加した児童 162 人であった。加えて、短大が主体となった回も含めると全体では 8 回開催している。

また、主な外部からの依頼活動は、令和 2(2020)年度から進めている、大阪府警のサイバー防犯教室活動への協力がある。これは本学の学生がボランティアとして大阪府下の小学校を対象とした「SNS の正しい使い方教室」に、子どもたちにとって親近感のある学生講師として協力しているもので、令和 5(2023)年度は大阪府警より感謝状を受領した。なお、令和 5(2023)年度は 7 つの小学校で 9 教室を開催し、ボランティアとして講師役を引き受けた学生は延べ 9 人、参加した児童は 1,070 人であった。

近隣小学校とは「放課後学修・見守り」や「夏休み中の保護者不在児童見守り」などの学修支援や陸上競技部、水泳部がスポーツ指導をおこなった。

また、令和 5(2023)年度は、地元自治体・商工会議所主催の市民祭りやスポーツイベントも復活し、多くの学生が運営サポートスタッフとして参加した【資料 B-2-2】【資料 B-2-3】。

B-2-③ 地域住民に対する生涯学習、文化活動

本学教員の専門知識を広く社会に還元し、地域住民の生涯学習機会とすることを目的に平成 27(2015)年度から「公開講座」を開催している。COVID-19 の拡大を受け、令和 3(2021)年度からは地域協働センター YouTube サイト上で「WEB 版公開講座」として開講している。令和 5(2023)年度は「身近なことから、ちょっと先のことまで」をキーワードに「中国・食文化入門」他 4 講座（3 学部各 1 講座、短大 1 講座）を同時公開した。WEB 講座は、大学周辺に住む方以外も視聴できたり、自由な時間に受講できるメリットもあり、好評である。また、公開期間後も過去 4 年間の WEB 講座をアーカイブ化し、継続受講を可能にしている。なお、令和 5(2023)年度開催の講座は、一講座あたりの平均視聴回数は 324 回であった【資料 B-2-4】。

本学学生がボランティアとして参加している文化活動では、朝鮮半島と日本の歴史・文化交流をテーマとする「四天王寺ワッツ」（後援：外務省・大阪府他）が挙げられる。本学の学生はここに古代舞姫として、平成 27(2015)年度から演舞に参加している。また、守口市が主催する「吹奏楽部 守口市議場コンサート」（2 年連続）やもりぐち歴史館での「演劇部 朗読劇公演」など、本学吹奏楽部・演劇部が守口市民への文化活動をおこなった。

また、宇治茶の生産地である京都府南山城村にて「関西茶品評会 出品茶摘み応援」、農

家との交流を兼ねた「田植え・稲刈り」、寝屋川市の新春を代表する「ねや川戎大祭の福娘」に学生がボランティアとして参加している。このように本学は地域の伝統文化活動への協力をを行い、ボランティアとして参加する日本人学生、留学生にとって貴重な体験の機会を提供しているのである。

【エビデンス・資料】

【資料 B-2-1】 令和 5 年度 外部団体に関する委員等就任状況

【資料 B-2-2】 令和 5 年度 地域連携・ボランティア活動実績

【資料 B-2-3】 絆のメモリー 地域協働活動事例集 2023.04～2024.03

【資料 B-2-4】 令和 5 年度 WEB 版公開講座案内

(3)B-2 の改善・向上方策（将来計画）

学部の専門性を活かした地域貢献活動、学生ボランティアなど地域との協働活動は、コロナ禍終息以降、分野、活動数とも拡大してきた。今後は、より高い協働成果や学生の成長が期待できるように継続的な活動を拡大していくとともに、変化の激しい地域社会からの新たな期待にも応えていく。また、地域協働センターとして、活動継承の課題となりやすい、教職員の異動やリーダー学生層の卒業、連携先の担当者異動への対応も重要である。教職員一人ひとりが、大学が果たしている地域貢献の重要性や意義を認識し、連携先との良好な関係の維持に取り組んでいく。

【基準 B の自己評価】

これまで学長方針に基づき強化してきた地域社会との連携基盤を軸に、周辺自治体、近隣小中学校、地域住民・コミュニティなどと様々な分野で協働活動、交流を重ねてきた。特に本学が市内にある唯一の大学である守口市、市内に大学の無い隣接する門真市とは、まちづくり、高齢者支援、学習支援など、多くの政策の実践現場に学生や教員が参画し、地域からの期待に応えてきた。

一方で本学には守口市や門真市以外の周辺の地域から通う学生も多い。そのような学生たちが、社会と連携する活動に参加することは、自身の居住する地域の課題や実態にも気づき、自らの課題として向き合う貴重な機会となっており、学生の成長の視点からも、本学の社会連携・地域貢献活動は意義の大きい活動となっている。

以上のことから、基準 B「社会連携と地域貢献」を満たしていると評価する。

V. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則の第 1 条において、本学の目的を定めている。	1-1
第 85 条	○	学則の第 2 条において、本学の学部組織構成を定めている。	1-2
第 87 条	○	学則の第 13 条において、本学の修業年限を定めている。	3-1
第 88 条	○	学則の第 22 条において編入学、第 29 条において再入学、第 33 条において転入学について定めている。	3-1
第 89 条	○	学則の第 43 条第 2 項において、早期卒業制度について定めている。	3-1
第 90 条	○	学則の第 16 条において、入学資格を定めている。	2-1
第 92 条	○	学則の第 6 条において、教職員組織について定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則の第 7 条及び各学部教授会規程において、教授会について定めている。また、「大阪国際大学学則第 7 条第 4 項第 3 号に基づく学長が定めるものについて」も定めている。	4-1
第 104 条	○	学則の第 44 条及び学位規則において、本学が授与する学位について定めている。	3-1
第 105 条	—	該当なし。履修証明プログラムについては、開設していない。	3-1
第 108 条	○	短期大学を併設している。	2-1
第 109 条	○	自己点検運営委員会規程に基づき、自己点検評価報告書をウェブサイト上で公表している。	6-2
第 113 条	○	本学ウェブサイト上に、教育研究活動の状況を公表している。	3-2
第 114 条	○	大阪国際学園組織規則及び事務分掌規程において定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則の第 22 条第 1 項第 4 号において、高等専門学校を卒業した者の編入学について定め、募集要項に明記して選抜を行っている。	2-1
第 132 条	○	学則の第 22 条第 1 項第 5 号において、専修学校の専門課程を修了した者の編入学について定め、募集要項に明記して選抜を行っている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則において、所定の事項を定めている。	3-1 3-2

大阪国際大学

第 24 条	○	本条の規定に基づき、学生の学修及び健康の状況を記録した書類の作成を行っている。また、成績証明書等の各種証明書を学長名で発行している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則の第 46 条において、懲戒について定めている。また、「大阪国際大学（大学院を含む）学生の懲戒に関する申し合わせ」において、懲戒に関する手続きを定めている。	4-1
第 28 条	○	「文書保存規程」において、保存する文書の種類と保存期間を適切に定め、作成・保管している。	3-2
第 143 条	○	「大阪国際大学経営経済学部教授会規程」第 9 条、同「人間科学部教授会規程」第 7 条、同「国際教養学部教授会規程」第 9 条において専門委員会の設置について定めた上で、「大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部 入学者選抜実施規程」第 5 条において、全学入試判定会議を教授会の専門委員会とし、その議決をもって教授会の議決に代えることを定めている。	4-1
第 146 条	—	該当なし。科目等履修生及び特別の課程履修生の修業年限の通算については、認めていない。	3-1
第 147 条	○	学則の第 43 条第 2 項において、早期卒業制度について定めている。	3-1
第 148 条	—	該当なし。4 年を超える修業年限の学部は設置していない。	3-1
第 149 条	○	早期卒業について、大学学則第 43 条第 2 項において、本学に 3 年以上在学し、卒業の要件として学部の定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者について、学長は教授会の意見を聴いて卒業を認めることができることを定めている。また、「大阪国際大学 早期卒業に関する規則」において、早期卒業の実施に関する必要事項を定めている。	3-1
第 150 条	○	学則の第 16 条第 1 項第 3 号から第 9 号において、高等学校卒業者と同等以上の学力があると認めた者に入学を許可することについて定めている。	2-1
第 151 条	—	該当なし。高等学校からの飛び級入学制度を設けていない。	2-1
第 152 条	—	該当なし。高等学校からの飛び級入学制度を設けていない。	2-1
第 153 条	—	該当なし。高等学校からの飛び級入学制度を設けていない。	2-1
第 154 条	—	該当なし。高等学校からの飛び級入学制度を設けていない。	2-1
第 161 条	○	学則の第 22 条第 1 項第 3 号において、短期大学を卒業した者の大学編入について定めている。	2-1
第 162 条	○	学則の第 33 条及び「大阪国際大学 転入学に関する規程」に転入学について定めている。	2-1
第 163 条	○	学則の第 11 条において、大学の学年の始期及び終期について定めている。	3-2
第 163 条の 2	○	学則の第 48 条及び「大阪国際大学 科目等履修生規程」において	3-1

大阪国際大学

		定めている。	
第 164 条	—	該当なし。特別の課程（履修証明プログラム）は設けていない。	3-1
第 165 条の 2	○	全学における卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者の受入れの方針を、学則の第 2 条の 2 及び「大阪国際大学 卒業認定・学位授与の方針等に関する規程」の別表において定め、また本学のウェブサイト上で公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則の第 1 条の 2 及び「大阪国際大学自己点検運営委員会規程」に基づき、自己点検運営委員会及び自己点検実施委員会を設置し、適切な体制を整え、自己点検及び評価を行なっている。	6-2
第 172 条の 2	○	所定の項目を本学のウェブサイト上で公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則の第 2 条の 2 と学位規則において、学位の授与について定めている。	3-1
第 178 条	○	学則の第 22 条第 1 項第 3 号において定めている。	2-1
第 186 条	○	学則の第 22 条第 1 項第 5 号において定めている。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	学校教育法、大学設置基準、その他の法令を遵守し教育活動の水準の向上を図ることに努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則の第 1 条において、教育目標について定め、また、学則の第 2 条第 2 項において、各学部・学科の教育研究上の目的を定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者の選抜においては、入学者選抜実施規程及び入試委員会規程に基づき、本学の入試に係る基本方針を立案し、その展開の充実と向上を図り、公正かつ妥当な方法で実施している。	2-1
第 3 条	○	学則の第 2 条において、学部を定めており、教育研究上適当な規模と内容を有している。	1-2
第 4 条	○	学則の第 2 条において、設置する学科について定めている	1-2
第 5 条	○	該当なし。学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることについては定めていない。	1-2
第 6 条	—	該当なし。学部以外の基本組織はない。	1-2 3-2 4-2

大阪国際大学

第7条	○	教員組織について、適正に教員の配置を行っている。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第8条	○	授業科目の担当者は、主要授業科目、それ以外の授業科目とも適切に配置している。	3-2 4-2
第9条	—	該当なし。授業を担当しない教員を置いていない。	3-2 4-2
第10条 (旧第13条)	○	専任教員数及び教授数は大学設置基準が定める必要数を満たしている。	3-2 4-2
第11条	○	「学校法人大阪国際学園人材育成の方針」及び「教職員研修規程」を定め、FD及びSD活動を適切に実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第12条	○	「大阪国際大学 学長選任規程」に学長の選任に関する必要事項を定めている。	4-1
第13条	○	「大阪国際大学教員任用関係規程」において、教授となることができる者について定めている。	3-2 4-2
第14条	○	「大阪国際大学教員任用関係規程」において、准教授となることができる者について定めている。	3-2 4-2
第15条	○	「大阪国際大学教員任用関係規程」において、講師となることができる者について定めている。	3-2 4-2
第16条	○	「大阪国際大学教員任用関係規程」において、助教となることができる者について定めている。	3-2 4-2
第17条	○	「大阪国際大学教員任用関係規程」において、助手となることができる者について定めている。	3-2 4-2
第18条	○	学則の第3条において、収容定員について定めている。	2-1
第19条	○	「卒業認定・学位授与の方針等に関する規程」別表にあるカリキュラム・ポリシーに沿って、教育課程を定めている。	3-2
第19条の2	○	該当なし。他大学との連携開設科目はない。	3-2
第20条	○	学則の第35条及び別表並びに履修規程別表のとおり、必修科目、選択科目及び自由科目に分類し、各年次に配当し、授業科目を編成している。	3-2
第21条	○	学則の別表及び履修規程において、各授業科目の単位数を定めている。	3-1

大阪国際大学

第 22 条	○	「経営経済学部履修規程」「人間科学部履修規程」「国際教養学部履修規程」各々の第 20 条において、授業期間を定めている。	3-2
第 23 条	○	学則の第 11 条において、授業期間（学期）について定めている。	3-2
第 24 条	○	教育効果を勘案し、各授業の学生数を適した人数となるようにしている。	2-5
第 25 条	○	学則の第 35 条の 2 において、授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用により行うことを定めている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画については、各授業科目のシラバスにおいて、あらかじめ明示している。 学修の成果に係る評価の基準については、学則の第 40 条及び「履修規程」第 19 条において成績評価基準を定めた上で、「履修の手引」において学生に対してあらかじめ明示している。 各授業科目の成績評価基準は、シラバスにおいて学生に対してあらかじめ明示し、これらの基準にしたがって適切に評価を行っている。 卒業の認定の基準については、学則の第 36 条並びに「経営経済学部履修規程」「人間科学部履修規程」「国際教養学部履修規程」各々の第 3 条において、卒業要件及び各学科の卒業要件単位数等を定めた上で、「履修の手引」において学生に対してあらかじめ明示している。	3-1
第 26 条	○	該当なし。昼夜開講制は実施していない。	3-2
第 27 条	○	学則の第 39 条において、単位の授与について定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	「経営経済学部履修規程」「人間科学部履修規程」「国際教養学部履修規程」各々の第 7 条において、履修科目の登録の上限について定めている。	3-2
第 27 条の 3	—	該当なし。連携開設科目を開設していないため、連携開設科目に係る単位の認定はない。	3-1
第 28 条	○	学則の第 41 条において、他の大学若しくは短期大学における授業科目の学修又はその修得単位の認定について定めている。	3-1
第 29 条	○	学則の第 41 条第 1 項第 3 号において、高等専門学校の専攻科における学修について定めている。	3-1
第 30 条	○	学則の第 41 条第 1 項第 4 号において、入学前の既修得単位等の認定について定めている。	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし。長期履修制度を設けていない。	3-2
第 31 条	○	学則の第 48 条及び「大阪国際大学科目等履修生規程」において、科目等履修生について定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則の第 36 条において、卒業の要件として 124 単位以上を取得しなければならないことを定めている。	3-1

大阪国際大学

第 33 条	—	該当なし。授業時間制の制度は設けていない。	3-1
第 34 条	○	教育にふさわしい環境を保ち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有している。	2-5
第 35 条	○	体育館、プール、グラウンド、テニスコートを設けている。	2-5
第 36 条	○	学長室、会議室、事務室、研究室、教室(講義室、演習室、実験・実習室等)、図書館、医務室(保健室)、学生自習室、学生控室等を含む校舎を有している。	2-5
第 37 条	○	校地の面積は基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積は基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えている。専門的職員を配置し、学術情報を提供し、教育研究を促進できる閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えている。	2-5
第 39 条	○	体育に関する学科を設置につき、体育館を有している。	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし。薬学に関する学部または学科を設置していない。	2-5
第 40 条	○	必要な種類及び数の機器、器具を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	該当なし。二以上の校地において教育研究を行っていない。	2-5
第 40 条の 3	○	毎年度、必要な経費(予算)を確保し、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は、適当であるとともに、教育研究上の目的にふさわしいものである。	1-1
第 41 条	—	該当なし。学部等連係課程実施基本組織を設置していない。	3-2
第 42 条	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	1-2
第 42 条の 2	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	2-1
第 42 条の 3	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	4-2
第 42 条の 4	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	3-2
第 42 条の 5	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	4-1
第 42 条の 6	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	3-2
第 42 条の 7	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	2-5
第 42 条の 8	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	3-1
第 42 条の 9	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	3-1
第 42 条の 10	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	2-5
第 43 条	—	該当なし。共同教育課程を実施していない。	3-2
第 44 条	—	該当なし。共同教育課程を実施していない。	3-1
第 45 条	—	該当なし。共同教育課程を実施していない。	3-1
第 46 条	—	該当なし。共同教育課程を実施していない。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし。共同教育課程を実施していない。	2-5
第 48 条	—	該当なし。共同教育課程を実施していない。	2-5

大阪国際大学

第 49 条	—	該当なし。共同教育課程を実施していない。	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし。工学に関する学部を設置していない。	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし。工学に関する学部を設置していない。	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし。工学に関する学部を設置していない。	4-2
第 58 条	—	該当なし。外国に学部、学科その他の組織を設けていない。	1-2
第 59 条	—	該当なし。大学院大学を設置していない。	2-5
第 61 条	—	該当なし。新たな大学等、薬学を履修する課程を設置していない。	2-5
			3-2
			4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則の第 44 条及び「大阪国際大学学位規程」第 6 条において、大学を卒業した者に対し学士の学位を授与することを定めている。	3-1
第 10 条	○	学則の第 44 条及び「大阪国際大学学位規程」第 2 条において、学士の学位に付記する専攻分野の名称を適切に定めている。	3-1
第 10 条の 2	—	該当なし。共同教育課程を実施していない。	3-1
第 13 条	○	学位に関して必要な事項を定めた学則を変更した場合は、文部科学省に学則変更の届出をしている。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	「大阪国際学園（大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部）ガバナンス・コード」において、学校法人の運営について示している。	5-1
第 26 条の 2	○	私立学校法の定めるところにより、理事、監事、評議員、職員等に対して、特別な利益を供与していない。	5-1
第 33 条の 2	○	学校法人大阪国際学園寄附行為の第 34 条に「財産目録等の備付け及び閲覧」を定め、同条第 2 項に則り寄附行為を備え置き、ウェブサイトにも公開している。	5-1
第 35 条	○	学校法人大阪国際学園寄附行為の第 5 条「役員」において、同条第 1 項に理事 10 人、監事 2 人を置くことを定め、同条第 2 項に理事のうち 1 人を理事長とすることを定め、規定通りに運用している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	令和 2 年 4 月 1 日施行の改正私立学校法により、学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従うことが規定されたことにより、役員は学校法人に対して善管注意義務を負うことが明確化されたため、「大阪国際学園（大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部）ガバナンス・コード」において、理事は、善管注意義務及び第三者	5-2 5-3

大阪国際大学

		に対する賠償責任義務を負うことが明確になっている。	
第 36 条	○	学校法人大阪国際学園寄附行為の第 16 条に「理事会」を定め、規定通りに運用している。	5-2
第 37 条	○	学校法人大阪国際学園寄附行為の第 12 条に「理事長の職務」、第 14 条に「理事長の職務の代理等」、第 15 条に「監事の職務」を定め、規定通りに運用している。	5-2 5-3
第 38 条	○	学校法人大阪国際学園寄附行為の第 6 条に「理事の選任」、第 7 条に「監事の選任」を定め、規定通りに運用している。	5-2
第 39 条	○	学校法人大阪国際学園寄附行為の第 7 条「監事の選任」において、監事の独立性を確保することについて定め、規定通りに運用している。	5-2
第 40 条	○	学校法人大阪国際学園寄附行為の第 10 条「役員」において、理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超えるものが欠けたときは、1 月以内に補充しなければならないことについて定め、規定通りに運用している。	5-2
第 41 条	○	学校法人大阪国際学園寄附行為の第 18 条「評議員会」において、評議員会を置くことについて定め、規定通りに運用している。	5-3
第 42 条	○	学校法人大阪国際学園寄附行為の第 20 条「諮問事項」において、理事長が予め評議員会の意見を聴かなければならない事項について定め、規定通りに運用している。	5-3
第 43 条	○	学校法人大阪国際学園寄附行為の第 21 条に「評議員会の意見具申等」を定め、規定通りに運用している。	5-3
第 44 条	○	学校法人大阪国際学園寄附行為の第 22 条に「評議員の選任」を定め、規定通りに運用している。	5-3
第 44 条の 2	○	「大阪国際学園（大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部）ガバナンス・コード」において、「理事会の役割」として、役員（理事・監事）に対し「当該役員は、これを賠償する責任を負います。」と明記している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	「大阪国際学園（大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部）ガバナンス・コード」において、「理事会の役割」として、「役員（理事・監事）は、その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。」と明記している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	「大阪国際学園（大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部）ガバナンス・コード」において、「理事会の役割」として、「役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。」と明記している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	学校法人大阪国際学園寄附行為の第 45 条及び第 46 条において、	5-2

大阪国際大学

		役員の実任免除及び責任限定契約の際には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づくことを定めている。	5-3
第 45 条	○	学校法人大阪国際学園寄附行為の第 42 条「寄附行為の変更」において、寄附行為を変更しようとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならないことを定めている。	5-1
第 45 条の 2	○	学校法人大阪国際学園寄附行為の第 31 条「予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画」において、同条第 1 項に毎会計年度開始前に法人の予算及び事業計画を作成しなければならないことを定め、同条第 2 項に事業に関する中期的な計画を定め、規定通りに運用している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	学校法人大阪国際学園寄附行為の第 33 条「決算及び実績の報告」において、同条第 2 項に理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならないことを定め、規定通りに運用している。	5-3
第 47 条	○	学校法人大阪国際学園寄附行為の第 34 条「財産目録等の備付け及び閲覧」において、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿を作成している。また、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員等名簿、監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧に供している（但し、閲覧の際、個人の住所に係る記載の部分は除く）。	5-1
第 48 条	○	学校法人大阪国際学園寄附行為の第 36 条「役員等の報酬」及び「学校法人大阪国際学園 役員等の報酬等の支給の基準」において適切に定め、規定通りに運用している。	5-2 5-3
第 49 条	○	学校法人大阪国際学園寄附行為の第 38 条「会計年度」において、法人の会計年度（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）について定め、遵守している。	5-1
第 63 条の 2	○	学校法人大阪国際学園寄附行為の第 35 条「情報の公表」を定め、ウェブサイト上に適切に公表している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	大学院学則の第 3 条において、大学院の目的について定めている。	1-1
第 100 条	○	大学院学則の第 1 条において、設置する研究科について定めている。	1-2
第 102 条	○	大学院学則の第 13 条及び第 14 条において、大学院の入学資格について定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則の第 13 条及び第 14 条において、大学院の入学資格について定めている。	2-1
第 156 条	○	大学院学則の第 14 条において、大学院の入学資格について定めている。	2-1
第 157 条	—	該当なし。飛び入学については、認めていない。	2-1
第 158 条	—	該当なし。飛び入学については、認めていない。	2-1
第 159 条	—	該当なし。飛び入学については、認めていない。	2-1
第 160 条	—	該当なし。飛び入学については、認めていない。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学校教育法等の法令を遵守するとともに、大学院学則の第 3 条「目的」にある人材育成に取組み、同学則の第 3 条の 3 において、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことを定めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則の第 3 条において、研究科の人材育成の目的について定めている。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	入学者の選抜においては、大学院入学者選抜実施規程及び入試・教学委員会規程に基づき、本学の入試に係る基本方針を立案し、その展開の充実と向上を図り、公正かつ妥当な方法で実施している。	2-1
第 2 条	○	大学院学則の第 2 条において、修士課程及び博士課程を置くことを定めている。	1-2
第 2 条の 2	—	該当なし。専ら夜間において教育を行う大学院の課程を設置していない。	1-2
第 3 条	○	大学院学則の第 3 条において、修士・博士（前期）課程の目的について定めている。また、大学院学則の第 10 条第 1 項において、修士・博士（前期）課程の修業年限について定めている。	1-2
第 4 条	○	大学院学則の第 3 条において、博士課程（博士後期課程）の目的について定めている。また、大学院学則の第 10 条第 2 項において、博士課程の修業年限について定めている。	1-2
第 5 条	○	大学院学則の第 1 条において、設置する研究科について定めている。	1-2
第 6 条	○	大学院学則の第 1 条において、研究科に置く専攻について定めている。	1-2

大阪国際大学

第7条	○	研究科は、関連する学部と連携を図っている。	1-2
第7条の2	—	該当なし。二以上の大学が協力して教育研究を行う研究科を設置していない。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	該当なし。研究科以外の教育研究上の基本となる組織を設置していない。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	大学院学則の第5条において、大学院の教員組織について定めている。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第9条	○	大学院の基準教員数を満たしている。	3-2 4-2
第9条の3	○	「学校法人大阪国際学園人材育成の方針」及び「教職員研修規程」を定め、FD及びSD活動を適切に実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第10条	○	大学院学則の第4条において、収容定員について定めている。	2-1
第11条	○	大学院学則の第28条において、教育課程について定めている。また卒業認定・学位授与の方針等に関する規程の別表にある教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいて教育課程を定めている。	3-2
第12条	○	大学院学則の第29条において、授業及び研究指導について定めている。	2-2 3-2
第13条	○	研究指導は基準を満たした教員によって行われている。	2-2 3-2
第14条	—	該当なし。昼夜開講制を実施していない。	3-2
第14条の2	○	大学院の授業科目のシラバスにおいて、成績評価基準等を明示している。また、学位論文に係る評価及び修了の認定にあたっての基準について定め、ウェブサイト公開している。	3-1
第15条	○	大学院学則の第29条第1項に授業科目及び履修方法、第29条第2項に単位の計算、第8条に授業期間、第4条に学生定員、第28条に授業の方法、第30条に単位の授与、第32条に他の大学院における授業科目の履修等及び修得単位の認定、第41条に科目履修生について定めている。	2-2 2-5 3-1 3-2
第16条	○	大学院学則の第35条において、修士課程修了の要件について定め	3-1

大阪国際大学

		ている。	
第 17 条	○	大学院学則の第 36 条において、博士課程の修了の要件について定めている。	3-1
第 19 条	○	教育研究に必要な講義室、研究室等を備えている。	2-5
第 20 条	○	研究科又は専攻の種類、教員数及び学生数に応じて、必要な種類及び数の器具等を備えている。	2-5
第 21 条	○	図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えている。専門的職員を配置し、学術情報を提供し、教育研究を促進できる閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えている。	2-5
第 22 条	○	大学院は教育研究上支障を生じない範囲内で、大学の研究所等の施設及び設備を共用している。	2-5
第 22 条の 2	—	該当なし。二以上の校地において教育研究を行っていない。	2-5
第 22 条の 3	○	毎年度、必要な経費(予算)を確保し、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科及び専攻の名称は、適当であるとともに、教育研究上の目的にふさわしいものである。	1-1
第 23 条	—	該当なし。独立大学院を設置していない。	1-1 1-2
第 24 条	—	該当なし。独立大学院を設置していない。	2-5
第 25 条	—	該当なし。通信教育を行う課程を設置していない。	3-2
第 26 条	—	該当なし。通信教育を行う課程を設置していない。	3-2
第 27 条	—	該当なし。通信教育を行う課程を設置していない。	3-2 4-2
第 28 条	—	該当なし。通信教育を行う課程を設置していない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	該当なし。通信教育を行う課程を設置していない。	2-5
第 30 条	—	該当なし。通信教育を行う課程を設置していない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	該当なし。研究科等連係課程実施基本組織を設置していない。	3-2
第 31 条	—	該当なし。共同教育課程を編成していない。	3-2
第 32 条	—	該当なし。共同教育課程を編成していない。	3-1
第 33 条	—	該当なし。共同教育課程を編成していない。	3-1
第 34 条	—	該当なし。共同教育課程を編成していない。	2-5
第 34 条の 2	—	該当なし。工学を専攻する研究科を設置していない。	3-2
第 34 条の 3	—	該当なし。工学を専攻する研究科を設置していない。	4-2
第 42 条	○	学校法人大阪国際学園組織規則及び事務分掌規程に基づき、事務を遂行するため、専任の職員を置き事務組織を設けている。	2-3

大阪国際大学

第 43 条	○	授業料等の大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関する情報については、募集要項に記載し、明示している。	2-4
第 45 条	—	該当なし。外国に研究科を設置していない。	1-2
第 46 条	—	該当なし。新たに大学院及び研究科等の設置はしていない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 5 条の 2			3-2 3-3 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2
第 12 条			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5

大阪国際大学

			3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則の第 35 条「修士課程修了の要件」及び同第 37 条「学位」並びに学位規程第 5 条「修士」を定め、学位を授与している。	3-1
第 4 条	○	大学院学則の第 36 条「博士課程の修了要件」及び同第 37 条「学位」並びに学位規程第 3 条「博士」を定め、学位を授与している。	3-1
第 5 条	○	学位規程第 9 条第 2 項において、学位の授与に係る審査への協力を定めている。	3-1
第 12 条	○	学位規程第 19 条「学位授与の報告」を定めている。	3-1

大学通信教育設置基準 「該当なし」

大阪国際大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			3-2
第3条			2-2 3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第8条			3-2 4-2
第9条			2-5
第10条			2-5
第11条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人大阪国際学園寄附行為	
	学校法人大阪国際学園寄附行為施行細則	
【資料 F-2】	大学案内	
	2025 大学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	大阪国際大学 学則	
	大阪国際大学大学院 学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	

大阪国際大学

	2024 ENTRANCE EXAMINATION GUIDE (入試ガイド)	
	2024 インターネット出願要項	
	2024 インターネット出願要項 指定校	
	2024 年度 学校推薦型選抜 (併設高校)	
	2024 年度 一般編入学選抜 募集要項	
	2024 年度 指定校編入学選抜 募集要項	
	2024 年度 内部編入学選抜	
	2025 ENTRANCE EXAMINATION GUIDE (入試ガイド)	
	2024 大阪国際大学大学院 概要・学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	STUDENT'S GUIDE 2024	
【資料 F-6】	事業計画書	
	大阪国際学園第 2 期中期経営計画 2022-2027	
	令和 6 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和 5 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	ウェブサイト 交通アクセス	
	ウェブサイト キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集 (電子データ)	
	学校法人大阪国際学園 規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿 (外部役員・内部役員) 及び理事会、評議員会の前年度開催状況 (開催日、開催回数、出席状況など) がわかる資料	
	役員 (理事・監事)・評議員名簿 (2024 年 5 月 1 日現在)	
	役員 (理事・監事)・評議員名簿 (2023 年 5 月 1 日現在)	
	令和 5 年度 理事会・評議員会 開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類 (過去 5 年間) 及び監事監査報告書 (過去 5 年間)	
	計算書類 (令和元年度～令和 5 年度)	
	監事監査報告書 (令和元年度～令和 5 年度)	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス (電子データ)	
	履修の手引 2024	
	シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧 (策定単位ごと)	
	大阪国際大学卒業認定・学位授与の方針等に関する規程	
	大阪国際大学大学院修了認定・学位授与の方針等に関する規程	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況 (直近のもの)	
	令和 3 年度設置計画履行状況等調査の結果への対応状況	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況 (直近のもの)	
	該当なし	

大阪国際大学

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	大学ウェブサイト「大学紹介」より「建学の精神」「理念」 (https://www.oiu.ac.jp/gaiyo/spirit.html)	
【資料 1-1-2】	大阪国際大学学則第 1 条 (目的)	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	大阪国際大学学則第 2 条第 2 項	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-4】	大阪国際大学大学院学則第 3 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-5】	大学ウェブサイト「大学紹介」より「3 つの方針 (ポリシー)」 (https://www.oiu.ac.jp/gaiyo/policy.html)	
【資料 1-1-6】	学園ウェブサイト「情報公開」より「中期経営計画」 (https://www.oiei.jp/information/)	
【資料 1-1-7】	大学ウェブサイト「大学紹介」より「内部質保証の方針」 (https://www.oiu.ac.jp/gaiyo/jikotenken.html)	
【資料 1-1-8】	大阪国際大学学則第 1 条の 2 (自己点検・評価等)	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-9】	大阪国際大学大学院学則第 3 条の 3 (自己点検・評価等)	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-10】	大阪国際大学自己点検運営委員会規程	
【資料 1-1-11】	大阪国際大学卒業認定・学位授与の方針等に関する規程	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-1-12】	大阪国際大学経営経済学部教授会規程第 2 条、同人間科学部教授会規程第 2 条、同国際教養学部教授会規程第 2 条 (構成)	
【資料 1-1-13】	「運営方針等の共有のための研修会」開催通知	
【資料 1-1-14】	「学長方針発表会」開催通知	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	大阪国際大学学則第 2 条第 2 項	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-2】	大阪国際大学大学院学則第 3 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-3】	基幹教育機構会議規程第 2 条 (構成)	
【資料 1-2-4】	「学長方針発表会」開催通知	【資料 1-1-14】と同じ
【資料 1-2-5】	「新年互礼会」開催通知	
【資料 1-2-6】	授業力向上マニュアル 2023 年度版	
【資料 1-2-7】	学報『GLOBAL MIND』第 68 号 [令和 5 年 9 月発行]	
【資料 1-2-8】	大阪国際学園第 2 期中期経営計画 2022-2027	【資料 F-6】と同じ
【資料 1-2-9】	大阪国際大学卒業認定・学位授与の方針等に関する規程	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-10】	大阪国際大学大学院修了認定・学位授与の方針等に関する規程	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-11】	大学ウェブサイト「大学紹介」より「学部学科構成」 (https://www.oiu.ac.jp/gaiyo/gakubu.html)	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	大学ウェブサイト「大学紹介」より「3 つの方針 (ポリシー)」 (https://www.oiu.ac.jp/gaiyo/policy.html)	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 2-1-2】	大阪国際大学大学院 概要・学生募集要項 2024 年度	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-3】	インターネット出願要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-4】	ENTRANCE EXAMINATION GUIDE (入試ガイド)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-5】	大学ウェブサイト「大学紹介」より「3 つの方針 (ポリシー)」 (https://www.oiu.ac.jp/gaiyo/policy.html)	【資料 1-1-5】と同じ

大阪国際大学

【資料 2-1-6】	大阪国際大学大学院入学者選抜実施規程	
【資料 2-1-7】	ENTRANCE EXAMINATION GUIDE (入試ガイド)	【資料 F-4】 と同じ
【資料 2-1-8】	大阪国際学園組織規則第 62 条 (入試・広報部)	
【資料 2-1-9】	大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部入試委員会規程	
【資料 2-1-10】	大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部入学者選抜実施規程第 2 条	
【資料 2-1-11】	事務分掌規程第 17 条 (入試・広報部)	【資料 2-2-4】 と同じ
【資料 2-1-12】	2024 年度選抜 入学者選抜実施要項	
【資料 2-1-13】	大阪国際大学 大学院経営情報学研究所の学生募集停止について	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	大学ウェブサイト「受験生の方」より「新入生応援サイト」	
【資料 2-2-2】	「OIU/OIC ドリル」入学前実施の案内通知	
【資料 2-2-3】	令和 5 年度オリエンテーション予定表	
【資料 2-2-4】	事務分掌規程第 14 条 (学長室)、同規程第 15 条 (庶務課)、同規程第 16 条 (情報システム室)、同規程第 17 条 (入試・広報部)、同規程第 18 条 (教務課)、同規程第 19 条 (学修支援室)、同規程第 20 条 (FD センター)、同規程第 21 条 (学生課)、同規程第 22 条 (課外教育センター)、同規程第 23 条 (学生総合支援部)、同規程第 25 条 (基幹教育機構事務室)、同規程第 31 条 (教学・教職センター)	
【資料 2-2-5】	オフィスパワー一覧表	
【資料 2-2-6】	大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部「障がい学生の学修支援に関する指針 (ガイドライン)」	
【資料 2-2-7】	保護者等への「成績通知表」関係書類	
【資料 2-2-8】	休学学生及び保護者等への「復学・休学期間延長にかかる手続き」案内	
【資料 2-2-9】	休学学生及び保護者等への「休学中の学生のための相談会」案内	
【資料 2-2-10】	キャンパスナビゲーター (学生サポート職員) 一覧表	
【資料 2-2-11】	セミナー I 「学生情報共有シート」の例	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	キャリア教育科目「コーオプ I」「コーオプ II」シラバス	【資料 F-12】 と同じ
【資料 2-3-2】	事務分掌規程第 24 条 (キャリアサポートセンター)	【資料 2-2-4】 と同じ
【資料 2-3-3】	2023 年度保護者等対象就職説明会及び個別相談会概要	
【資料 2-3-4】	「キャリアサポートセンターツアー」実施予定表	
【資料 2-3-5】	「キャリアサポートセンターツアー」全体説明及び個人面談 説明資料	
【資料 2-3-6】	「キャリアサポーターズ」募集要項	
【資料 2-3-7】	「キャリアサポーターズ」説明資料	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	大学ウェブサイト「サポート体制」より「学生生活サポート」>「学生相談室」 (https://www.oiu.ac.jp/support/student_life/student_counseling.html)	
【資料 2-4-2】	学生相談室の運営状況について	
【資料 2-4-3】	大学ウェブサイト「サポート体制」より「学生生活サポート」>「健康管理室」 (https://www.oiu.ac.jp/support/student_life/healthcare.html)	
【資料 2-4-4】	健康管理室の運営状況について	
【資料 2-4-5】	2023 年度の総括 (学生総合支援部)	
【資料 2-4-6】	日本学生支援機構奨学生に関する大阪国際大学推薦選考内規	

大阪国際大学

【資料 2-4-7】	日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考規程	
【資料 2-4-8】	大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部教育ローン利子補給規程	
【資料 2-4-9】	大阪国際大学外国人留学生特別奨学金規程	
【資料 2-4-10】	令和 5 年度学生生活アンケート調査結果について	【資料 2-6-9】 と同じ
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	大学ウェブサイト「大学紹介」より「教育情報の公開」>「校舎等の耐震化率」 (https://www.oiu.ac.jp/gaiyo/pdf/educationinfo06_10_9.pdf)	
【資料 2-5-2】	令和 5 年度大学・短期大学部防災訓練の実施について	
【資料 2-5-3】	バリアフリーマップ	
【資料 2-5-4】	新入生への限定ランチ（お弁当）引換券の学生配布	
【資料 2-5-5】	履修者数が超過した際の対応について	
【資料 2-5-6】	履修者選抜する際の履修者数基準について	
【資料 2-5-7】	履修者数超過の際の選抜ルール及びその対応の確認について	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	「2023 年度前期「授業についての学生アンケート」実施について」依頼通知	
【資料 2-6-2】	「2023 年度後期「授業についての学生アンケート」実施について」依頼通知	
【資料 2-6-3】	授業改善報告書・集計結果レポート（2023 年度前期）	
【資料 2-6-4】	授業改善報告書・集計結果レポート（2023 年度後期）	
【資料 2-6-5】	様式「意見交換会報告書」	【資料 4-2-7】 と同じ
【資料 2-6-6】	「「意見交換会記録簿」及び「授業改善報告書」の集計結果の公開について」実施通知	
【資料 2-6-7】	授業見学報告書まとめ	
【資料 2-6-8】	令和 5 年度学生生活アンケート質問項目	
【資料 2-6-9】	令和 5 年度学生生活アンケート調査結果について	
【資料 2-6-10】	令和 5 年度学生生活アンケート集計結果経年比較	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	大学ウェブサイト「大学紹介」より「3 つの方針（ポリシー）」 (https://www.oiu.ac.jp/gaiyo/policy.html)	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 3-1-2】	在学生ポータルサイト「卒業・カリキュラム関連ポリシー」	
【資料 3-1-3】	授業力向上マニュアル 2023 年度版	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 3-1-4】	教学マネジメント会議、運営協議会及び国際教養学部拡大教授会議事日程	
【資料 3-1-5】	大阪国際大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-6】	大阪国際大学学位規程	
【資料 3-1-7】	大学ウェブサイト「学部・学科」より「大学院」 (https://www.oiu.ac.jp/gakubu/daigakuin/index.html)	
【資料 3-1-8】	「履修の手引 2024」	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-9】	UNIVERSAL PASSPORT (UNIPA) 「シラバス」	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-10】	「履修の手引 2024」より「3. 単位制度」 (P. 5~6)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-11】	在学生ポータルサイト「成績・卒業に関する基準・制度」より「成績評価に関する問合せ」	
【資料 3-1-12】	大阪国際大学教学マネジメント会議規程	

大阪国際大学

【資料 3-1-13】	大阪国際大学経営経済学部履修規程第 22 条及び第 22 条の 2、 同人間科学部履修規程第 22 条の 2 及び第 22 条の 3、同国際教 養学部履修規程第 22 条の 2 及び第 22 条の 3 (3 年次への進級 要件) 及び (4 年次への進級要件)	
【資料 3-1-14】	大阪国際大学学則第 36 条 (卒業要件)	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-15】	大阪国際大学大学院学則第 6 条第 4 項	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-16】	大阪国際大学大学院経営情報学研究科委員会規程第 7 条第 1 項	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	大学ウェブサイト「大学紹介」より「3 つの方針 (ポリシー)」 (https://www.oiu.ac.jp/gaiyo/policy.html)	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 3-2-2】	在学生ポータルサイト「卒業・カリキュラム関連ポリシー」	【資料 3-1-2】と同じ
【資料 3-2-3】	授業力向上マニュアル 2023 年度版	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 3-2-4】	大阪国際大学学則第 1 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-2-5】	大学ウェブサイト「大学紹介」より「3 つの方針 (ポリシー)」 (https://www.oiu.ac.jp/gaiyo/policy.html)	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 3-2-6】	在学生ポータルサイト「授業に関すること」より「カリキュラ ムマップ」「カリキュラムフロー」	
【資料 3-2-7】	UNIVERSAL PASSPORT (UNIPA) 「シラバス」	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-8】	シラバス作成要領	
【資料 3-2-9】	「履修の手引 2024」より「履修申請上の注意」 (p. 11)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-10】	「履修の手引 2024」より「2. 授業科目の区分」 (p. 3~4)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-11】	「履修の手引 2024」より「10. 授業科目一覧」 (p. 34~46)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-12】	「2023 年度非常勤講師懇談会 (教養教育部会開講科目) のご案 内」	
【資料 3-2-13】	在学生ポータルサイト「授業に関すること」より「生成系 AI へ の対応について」	
【資料 3-2-14】	経営経済学部「京阪沿線に展開する「実践型の学び」」	
【資料 3-2-15】	経営経済学部「日本各地からアジアに展開する「実践型の学 び」」	
【資料 3-2-16】	経営学科「2023 年度卒業研究論文発表会プログラム」	
【資料 3-2-17】	経済学科「2023 年度卒業研究論文発表会プログラム」	
【資料 3-2-18】	心理コミュニケーション学科「公認心理師クラス心理実習報告 書」	
【資料 3-2-19】	心理コミュニケーション学科「アクション・プロジェクト報告 会プログラム」	
【資料 3-2-20】	心理コミュニケーション学科「大阪日日新聞掲載紙面」	
【資料 3-2-21】	心理コミュニケーション学科「古着屋プロジェクト報告書」	
【資料 3-2-22】	心理コミュニケーション学科「古着屋プロジェクトパンフレッ ト」	
【資料 3-2-23】	心理コミュニケーション学科「沖縄プロジェクト報告書」	
【資料 3-2-24】	心理コミュニケーション学科「フォトコミ実施状況」	
【資料 3-2-25】	人間健康科学科「2023 年度ヘルスケアビジネス演習 (スモージ ー班)」	
【資料 3-2-26】	人間健康科学科「2023 年度ヘルスケアビジネス演習 (カレー ー班)」	
【資料 3-2-27】	人間健康科学科「2023 年度ヘルスケアビジネス演習 (化粧品開 発)」	
【資料 3-2-28】	人間健康科学科「レジャースポーツマリン沖縄研修」	
【資料 3-2-29】	人間健康科学科「リラクゼーション集中講義説明会資料」	
【資料 3-2-30】	スポーツ行動学科「学校ボランティア活動」	
【資料 3-2-31】	スポーツ行動学科「アスリートサポートプロジェクト」	
【資料 3-2-32】	スポーツ行動学科「令和 5 年度 ASPro. 国際セミナー」	

大阪国際大学

【資料 3-2-33】	スポーツ行動学科「令和5年度企画型プロジェクト報告書」	
【資料 3-2-34】	スポーツ行動学科「令和5年度海外研修報告会資料_アメリカ」	
【資料 3-2-35】	スポーツ行動学科「令和5年度海外研修報告会資料_オーストラリア」	
【資料 3-2-36】	国際教養学部「UWA_08.210IU-16week program PROPORSAL 2023」	
【資料 3-2-37】	国際教養学部「台湾サマープログラム資料」	
【資料 3-2-38】	国際教養学部「韓国研修4日間旅程表」	
【資料 3-2-39】	国際教養学部「OIU メール:2023 エアラインプログラム受講者募集の件」	
【資料 3-2-40】	授業についての学生アンケート	
【資料 3-2-41】	授業改善報告書・集計結果レポート(2023年度前期)	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 3-2-42】	授業改善報告書・集計結果レポート(2023年度後期)	【資料 2-6-4】と同じ
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	大学ウェブサイト「大学紹介」より「3つの方針(ポリシー)」 (https://www.oiu.ac.jp/gaiyo/policy.html)	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 3-3-2】	UNIVERSAL PASSPORT (UNIPA) 「シラバス」	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-3-3】	令和5年度各種免許・資格取得者状況について	
【資料 3-3-4】	2023年度進路内定状況(4月末~2月末、最終結果)	
【資料 3-3-5】	「学生生活の充実に関するアンケート調査について」実施の依頼通知	
【資料 3-3-6】	「2023年度大学 IR コンソーシアム学生調査の実施について」依頼通知	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	大阪国際大学運営協議会規程	
【資料 4-1-2】	大阪国際大学学則第7条第3項	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-3】	大阪国際大学経営経済学部教授会規程、同人間科学部教授会規程、同国際教養学部教授会規程、基幹教育機構会議規程	【資料 1-1-12】及び【資料 1-2-3】と同じ
【資料 4-1-4】	大阪国際学園組織規則第38条、第40条、第41条	【資料 2-1-8】と同じ
【資料 4-1-5】	役職者等一覧(教員)	
【資料 4-1-6】	大阪国際大学学則第7条第3項第3号に規定する学長が定めるもの	
【資料 4-1-7】	大阪国際大学大学院学則第6条第4項	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-8】	大阪国際大学大学院学則第6条第4項第3号に規定する学長が定めるもの	
【資料 4-1-9】	大阪国際大学学則第46条第4項	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-10】	大阪国際大学大学院学則第39条第4号	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-11】	大阪国際大学(大学院を含む)学生の懲戒に関する申し合わせ	
【資料 4-1-12】	大阪国際学園組織規則	【資料 2-1-8】と同じ
【資料 4-1-13】	職員人事評価制度実施要領	
【資料 4-1-14】	パートタイム職員人事評価実施要領	
【資料 4-1-15】	各種委員会委員一覧	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	大阪国際学園就業規則	
【資料 4-2-2】	大阪国際大学教員任用関係規程	
【資料 4-2-3】	学園ウェブサイト「教職員公募情報」 (https://www.oiei.jp/recruitment/index.html) / 大学ウェブサイト「採用情報」	

大阪国際大学

	(https://www.oiu.ac.jp/jobs/index.html)	
【資料 4-2-4】	大学・短大非常勤講師就業規則	
【資料 4-2-5】	FD センター規程	
【資料 4-2-6】	様式「授業改善報告書」 (Google スプレッドシート)	
【資料 4-2-7】	様式「意見交換会報告書」	
【資料 4-2-8】	様式「授業見学報告書」 (Google フォーム)	
【資料 4-2-9】	FD・SD 研修会に関する資料 (直近3年分)	
【資料 4-2-10】	新任教員相談会に関する資料	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	教職員研修規程	
【資料 4-3-2】	SD 委員会規程	
【資料 4-3-3】	学校法人大阪国際学園 人材育成の方針	
【資料 4-3-4】	主な SD 研修の取組みに関する資料 (直近3年分)	
【資料 4-3-5】	資格支援制度「ココカラ」に関する資料	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部紀要「国際研究論叢」に関する申し合わせ	
【資料 4-4-2】	大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部紀要「国際研究論叢」投稿の手引き	
【資料 4-4-3】	紀要『国際研究論叢』37 巻 (2023 年度)	
【資料 4-4-4】	学校法人大阪国際学園コンプライアンス行動基準	
【資料 4-4-5】	大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部における研究活動に係る行動規範	
【資料 4-4-6】	大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部における公的研究費の管理・監査の実施方針	
【資料 4-4-7】	「研究倫理 e ラーニングコース」の受講の実施に関する資料	
【資料 4-4-8】	大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部研究倫理委員会規程等	
【資料 4-4-9】	大阪国際大学研究費取扱規程	
【資料 4-4-10】	大阪国際大学研究旅費取扱規程	
【資料 4-4-11】	特別研究費の取扱要領	
【資料 4-4-12】	令和 6(2024) 年度科研費説明会に関する資料	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人大阪国際学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人大阪国際学園寄附行為施行細則	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-3】	大阪国際学園 (大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部) ガバナンス・コード	
【資料 5-1-4】	学校法人大阪国際学園コンプライアンス行動基準	【資料 4-4-4】と同じ
【資料 5-1-5】	大阪国際学園公益通報者保護規程	
【資料 5-1-6】	大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部コンプライアンス委員会規程	
【資料 5-1-7】	学園ウェブサイト「情報公開」より「その他」 (https://www.oiei.jp/information/)	
【資料 5-1-8】	情報公開規程	
【資料 5-1-9】	大阪国際学園書類閲覧規則	
【資料 5-1-10】	大学ウェブサイト「大学紹介」より「教育情報の公開」 (https://www.oiu.ac.jp/gaiyo/educationinfo.html)	

大阪国際大学

【資料 5-1-11】	大学ウェブサイト「大学紹介」より「教職課程に関する情報の公開」(https://www.oiu.ac.jp/gaiyo/curriculuminfo.html)	
【資料 5-1-12】	大阪国際学園組織規則	【資料 2-1-8】と同じ
【資料 5-1-13】	大阪国際学園令和 6(2024)年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-1-14】	大阪国際学園第 2 期中期経営計画 2022-2027	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-1-15】	人権教育センター規程	
【資料 5-1-16】	大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部人権委員会規程	
【資料 5-1-17】	学園人権委員会規程	
【資料 5-1-18】	大阪国際学園危機管理規程	
【資料 5-1-19】	防災管理規程	
【資料 5-1-20】	大阪国際学園危機管理ガイドライン	
【資料 5-1-21】	大阪国際学園地震対応マニュアル	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人大阪国際学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	学校法人大阪国際学園寄附行為施行細則	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-3】	理事会の開催状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-4】	常勤理事会の開催状況	
【資料 5-2-5】	役員（理事・監事）・評議員名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-6】	理事会議事録	
【資料 5-2-7】	理事会意思表示書	
【資料 5-2-8】	常勤理事対象「資産運用に係る研修会」に関する資料	
【資料 5-2-9】	文部科学省による「監事研修会」に関する資料	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人大阪国際学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-2】	学校法人大阪国際学園寄附行為施行細則	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-3】	常勤理事会の開催状況	【資料 5-2-4】と同じ
【資料 5-3-4】	役員（理事・監事）・評議員名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-5】	理事長職務代理（代行）者の指名に係る常勤理事会審議資料	
【資料 5-3-6】	充実・活性化・意見シート、コミュニケーションシート	
【資料 5-3-7】	学校法人大阪国際学園監事監査規程	
【資料 5-3-8】	令和 5 年度監査推進方針及び監査計画	
【資料 5-3-9】	評議員会の開催状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-10】	役員（理事・監事）・評議員名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-11】	評議員会議事録	
【資料 5-3-12】	評議員会意思表示書	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	大阪国際学園中期経営計画 平成 28 年度～平成 33 年度	
【資料 5-4-2】	大阪国際学園第 2 期中期経営計画 2022-2027	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-4-3】	「エビデンス集（データ編）」（表 5-2）事業活動収支計算書 関係比率（法人全体のもの）	「データ編【表 5-2】」 と同じ
【資料 5-4-4】	「エビデンス集（データ編）」（表 5-3）事業活動収支計算書 関係比率（大学単独）	「データ編【表 5-3】」 と同じ
【資料 5-4-5】	枚方キャンパス売却に係る理事会審議結果通知	
【資料 5-4-6】	「エビデンス集（データ編）」（表 5-4）貸借対照表関係比率 （法人全体のもの）	「データ編【表 5-4】」 と同じ
【資料 5-4-7】	大阪国際学園資産運用規程	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	経理規程	
【資料 5-5-2】	経理規程施行細則	

大阪国際大学

【資料 5-5-3】	予算執行規程	
【資料 5-5-4】	稟議規程	
【資料 5-5-5】	固定資産及び物品管理規程	
【資料 5-5-6】	理事会及び評議員会 議事録	【資料 5-2-6】 及び 【資料 5-3-11】 と同 じ
【資料 5-5-7】	令和 5(2023)年度 監査日程表	
【資料 5-5-8】	監事監査報告書 (令和元年度～令和 5 年度)	【資料 F-11】 と同じ
【資料 5-5-9】	監査協議会 議事日程一覧	
【資料 5-5-10】	学校法人大阪国際学園監事監査規程	【資料 5-3-7】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	大阪国際大学・大阪国際大学大学院 内部質保証の方針等について	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	「運営方針等の共有のための研修会」開催通知	【資料 1-1-13】 と同じ
【資料 6-2-2】	「学長方針発表会」開催通知	【資料 1-1-14】 と同じ
【資料 6-2-3】	大学ウェブサイト「大学紹介」より「自己点検・評価報告書」	
【資料 6-2-4】	学生座談会に関する資料	
【資料 6-2-5】	「Learner Journey Mapping (LJM)」に関する資料	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	シラバス作成要領	【資料 3-2-8】と同じ
【資料 6-3-2】	シラバスチェックシート	
【資料 6-3-3】	教員人事評価制度に関する資料	
【資料 6-3-4】	授業改善報告書・集計結果レポート (2023 年度前期)	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 6-3-5】	授業改善報告書・集計結果レポート (2023 年度後期)	【資料 2-6-4】と同じ
【資料 6-3-6】	教学マネジメント会議議事日程	

基準 A. 国際交流

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. グローバル人材の育成とグローバルマインドの涵養		
【資料 A-1-1】	大阪国際大学海外協定校一覧	
【資料 A-1-2】	2024 年度海外留学協定校交換留学プログラム募集要項	
【資料 A-1-3】	大阪国際大学海外協定校交換留学における単位認定に関する申し合わせ	
【資料 A-1-4】	2023 年度夏期海外研修プログラム募集案内	
【資料 A-1-5】	2023 年度春期海外研修プログラム募集案内	
【資料 A-1-6】	2023 年度学部・学科海外研修プログラム実績	
【資料 A-1-7】	奥田政三教育・研究基金規程	
【資料 A-1-8】	大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部海外留学・研修奨学金規程	
【資料 A-1-9】	2023 年度海外協定校派遣交換留学生の奨学金支給について (同窓会奨学金関連)	
【資料 A-1-10】	海外研修事前・事後オリエンテーション資料	
【資料 A-1-11】	海外緊急事態対応マニュアル	
【資料 A-1-12】	海外健康管理オリエンテーション	

A-2. 留学生の受入れ		
【資料 A-2-1】	大阪国際大学交換留学生受入れ規程	
【資料 A-2-2】	大阪国際大学交換留学生受入れ規程	【資料 A-2-1】と同じ
【資料 A-2-3】	令和 5(2023)年度大阪研修団に関する資料	
【資料 A-2-4】	大阪国際大学私費外国人留学生授業料等減免規程	
【資料 A-2-5】	「大阪国際大学 私費外国人留学生授業料等減免規程」に係る申し合わせ	
【資料 A-2-6】	大阪国際大学大学院学生奨学金規程	
【資料 A-2-7】	令和 5(2023)年度国際交流センターが主催した行事一覧	

基準 B. 社会連携と地域貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 地域社会との連携基盤構築		
【資料 B-1-1】	地域協働センター規定	
【資料 B-1-2】	産官学連携協定一覧	
【資料 B-1-3】	門真市における連携大学・企業との協働事業活動実績（門真市資料）	
【資料 B-1-4】	はじめてみよう！ボランティア（パンフレット）	
B-2. 大学が所有する人的・物的資源の提供による地域貢献		
【資料 B-2-1】	令和 5 年度 外部団体に関する委員等就任状況	
【資料 B-2-2】	令和 5 年度 地域連携・ボランティア活動実績	
【資料 B-2-3】	絆のメモリー 地域協働活動事例集 2023. 04～2024. 03	
【資料 B-2-4】	令和 5 年度 WEB 版公開講座案内	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。